

公開用

# 菊池事件 再審請求要請書

# 要 請 書

平成24年11月7日

最高検察庁

検事総長 小津博司 殿

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-10

要請人 全国ハンセン病療養所入所者協議会  
会 長 神 美知宏

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津647

要請人 ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会  
会 長 冨 雄二

〒861-1113 熊本県合志市栄3796

要請人 国立療養所菊池恵楓園入所者自治会  
会 長 工藤 昌敏

## 第1 要請の趣旨

藤本松夫に対する殺人等被告事件について、昭和32年8月23日宣告の上告棄却判決により確定した第一審熊本地方裁判所の判決に対し、刑事訴訟法439条1項1号に基づき、再審を請求することを要請する。

## 第2 要請の理由

### 1 訴訟手続の憲法違反

原判決は、昭和28年8月29日、被告人藤本松夫に対し、殺人罪等の成立を認定して死刑を宣告し、昭和37年9月14日、同判決に基づいて死刑が執行された（以下「本件事件」という。）。

しかしながら、別添再審請求趣意書で詳述するとおり、本件事件の訴訟手続は、国立療養所菊池恵楓園あるいは菊池医療刑務支所に仮設された「特別法

廷」で行われており、公開の裁判を受ける権利を定めた憲法 37 条 1 項及び同法 82 条に違反するものである。

のみならず、この「特別法廷」内においては、裁判官、検察官、弁護人がいずれも予防衣と呼ばれる白衣を着用し、記録、証拠物等は手袋をした上で、割箸あるいは火箸で扱われるなどハンセン病に対する差別・偏見に満ちた取り扱いがなされている。さらに、被告人が殺人の公訴事実を一貫して否認しているにもかかわらず、第 1 審の国選弁護人は、罪状認否において「何も申し上げることはない」と述べた上、検察官提出証拠に全て同意するなど、「弁護不在」の審理がなされているのである。このような本件事件の訴訟手続が、平等な裁判（同法 14 条）、公平な裁判（同法 37 条 1 項）、弁護人による弁護（同条 3 項）、適正な刑事手続（同法 31 条）、裁判の公開（同法 82 条）を保障した憲法の規定に反するものであり、被告人の裁判を受ける権利（同法 32 条）を侵害するものであることは明らかである。

## 2 ハンセン病隔離政策と司法の責任

平成 13（2001）年 5 月 11 日、熊本地方裁判所は、「らい予防法違憲国家賠償請求事件」において、昭和 28 年制定の違憲性を肯定した上で、国会議員及び厚生大臣（当時）の過失を認めて国家賠償請求を認める判決（以下「熊本地裁違憲判決」という。）を言い渡し、同判決は、同月 25 日に確定した。

その後、熊本地裁違憲判決を受け、国会は、違憲の法律を放置した責任を認めて「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定した。一方で、内閣は、総理大臣名で謝罪の意を明らかにし、厚生労働大臣は、謝罪広告をマスコミ各紙に掲載してその責任の所在を明らかにしている。

しかるに、司法は、ハンセン病隔離政策に加担し続けてきたはずの自らの責任について、今日まで、何らの意思表示もしていない。

こうした司法の責任が端的に問われるべき事件が、隔離政策の渦中、密室とも言うべき「特別法廷」において、差別極まる審理の上で死刑判決を受け、死刑執行された被告人藤本松夫に対する本件事件であり、要請人らは、本件事件の再審請求を求めるものである。

### 3 検察官の責務

憲法違反の訴訟手続によって判決がなされて確定した場合、これを是正すべきは国家の責務であり、かかる観点から刑事訴訟法439条1項は検察官を再審請求権者の筆頭に掲げている。とりわけ本件事件は、人権保障の担い手である裁判官、検察官及び弁護士という法曹三者が、ハンセン病に対する差別・偏見により、自ら前記のと通りの憲法違反を犯したものであることに鑑みると、検察官がその責務を果たすことが強く求められる。

### 4 結語

よって、要請人らは、本件事件につき、検察官において再審請求し、法曹としての責任を果たされることを要請する。

## 第3 添付書類

### 1 再審請求趣意書 1通

以 上

要請人ら代理人

菊池事件再審弁護団 弁護士 徳田靖之外 16名

(連絡先)

〒860-0844 熊本市中央区水道町14-27KADビル9F

桜樹法律事務所 (電話 096-278-7212 FAX 096-278-7213)

菊池事件再審弁護団事務局長 弁護士 馬 場 啓

# 菊池事件 再審請求趣意書

平成24年11月7日

# 目 次

序 章	ハンセン病隔離政策における司法の責任と本件再審請求の意義	1
第 1 章	ハンセン病隔離政策における司法の責任	1
1	ハンセン病隔離政策と裁判所の責任	1
(1)	「特別法廷」と最高裁判所の責任	1
(2)	「らい予防法」を合憲とした下級審裁判所の判断	1
2	憲法違反と断罪されたハンセン病隔離政策に加担した司法の責任は放置されたままであること	2
第 2 章	本件再審請求の意義と法曹の責任	3
1	本件再審請求の 2 つの意義について	3
2	憲法違反の確定判決の是正を求めるべき法曹及び国民の責務について	4
(1)	法曹特に検察官の責務について	4
(2)	「無らい県運動」において国民の果たした役割と本件再審における国民の責務	5
第一章	本件事件の特徴と確定判決に至る経緯	5
第 1 章	本件事件の概要と確定判決に至る経緯	5
1	はじめに	5
2	第一次事件の発生とその経過	5
(1)	発端としての事件本人に対する入所勧告	6
(2)	第一次事件の発生	6
(3)	第一次事件の捜査及び裁判の経過	6
(4)	判決及びその確定	7
3	事件本人の逃走と本件の発生並びに逮捕に至るまでの経過	7
(1)	事件本人の逃走	7

(2) 本件事件の発覚	7
(3) 捜査の経過	7
4 裁判の経過	8
(1) 公訴事実	8
(2) 特別法廷の許可	9
(3) 追起訴	9
(4) 併合決定	9
(5) 第二審判決	10
(6) 上告審判決	10
5 従前の再審請求	10
(1) 第1次再審請求	10
(2) 第2次再審請求	10
(3) 第3次再審請求	10
6 刑の執行状況	10
第2 本件事件の特徴と問題点	10
1 第二次無らい県運動と本件事件	11
(1) わが国のハンセン病隔離政策と「無らい県運動」	11
(2) 本件事件の背景としての第二次無らい県運動	11
(3) 九州（特に熊本県）における無らい県運動	13
(4) 事件本人に対する入所勧告に至る経緯	14
(5) 小括	17
2 本件審理及び公判手続の異様な特徴	18
(1) はじめに	18
(2) 特別法廷	19
(3) 「特別法廷」内の偏見・差別	20
(4) 弁護の不在による審理不尽	21

(5) 証拠保全手続の濫用	22
(6) 小括	24
第二章 ハンセン病差別・偏見と本件再審開始の必要性	24
第1 適正手続違反と刑事訴訟法第435条第6号	24
1 非常上告手続と再審手続	24
2 ノバ型＝ファルサ型再審理由	30
3 憲法的再審理由	35
4 拡大解釈による違憲判断の回避と再審による救済に伴う「混乱」の不発生	38
5 無罪判決と免訴判決	40
6 弁護「不在」も再審理由	43
7 刑事訴訟法第435条第6号の解釈	47
8 本件事件の再審の必要性	48
9 憲法違反の本件事件の刑事手続	50
(1) 菊池医療刑務支所内での開廷	50
(2) 異様な法廷内	52
(3) 弁護「不在」	53
(4) 警察官による事件本人への拳銃の発射	54
10 再審請求権者と再審請求手続	57
(1) 検察官による再審請求	57
(2) 付審判請求手続	59
(3) 弁護士による代行	62
第2 適正手続の面から見た本件確定判決の脆弱性	64
1 適正手続に関する日本国憲法の規定	64
(1) 憲法第31条	64

(2) 憲法第32条	64
(3) 憲法第36条	64
(4) 憲法第37条	65
(5) 憲法第38条	65
(6) 憲法第14条	66
2 日本国憲法から逸脱した本件刑事手続	66
(1) 憲法第32条、第37条第1項、第14条違反	66
(2) 憲法第36条、第38条違反	67
(3) 憲法第37条第2項、第3項違反	68
3 本件刑事手続と事実誤認のおそれ	69
4 まとめ	70
第三章 実体的再審事由	70
第1 本件確定判決の構造	70
1 はじめに	70
(1) 有罪判決を支える証拠の評価の検討	70
(2) 新証拠の立証命題に関連する本件確定判決の有罪認定に用いた証拠の範囲の画定	71
2 本件確定判決の認定事実について	72
(1) 犯行に至る経緯に関する認定事実	72
(2) 単純逃走についての認定事実	73
(3) 殺人についての認定事実	73
3 認定事実の対応証拠について	74
(1) 証拠の標目に示された証拠の検討対象としての有用性	74
(2) 本件確定判決の証拠の標目に示された証拠の分類	74
(3) 対応証拠の検討	93

4	第二審判決と認定事実の対応証拠について	94
5	小括一本件確定判決の証拠構造の特徴	95
第2	本件確定判決の脆弱性	95
1	本件確定判決が犯人性においてなした事実認定の構造と脆弱性	95
2	本件短刀についての問題点	96
(1)	本件短刀は事件本人が所持したものであったか	96
(2)	●ア●の遺体の26個の創傷は本件短刀によって成傷可能か	101
(3)	本件短刀に血痕が認められないことについての軽視	103
(4)	本件短刀をめぐる問題点についてのまとめ	106
3	着衣・タオルの問題点	107
(1)	序論－問題の所在－	107
(2)	●ア●の出血状況と犯人着衣への血痕付着の程度	107
(3)	逃走中の着衣と証拠たる着衣との同一性	109
(4)	事件本人の着衣及びタオルへの血痕付着状況の矛盾	111
(5)	記録内容及び証拠品に関する疑義	116
(6)	結語	116
4	●イ●及び●ウ●の供述の問題点	117
(1)	●イ●の証言の概要	117
(2)	●ウ●の証言の概要	118
(3)	●イ●証言の信用性	121
(4)	●ウ●証言の信用性	133
(5)	結語	139
5	事件本人の供述の問題点	139
(1)	事件本人の供述の内容	139
(2)	本件確定判決について	144
(3)	本件確定判決の問題点	145

(4) 事件本人の自白供述の任意性について	146
(5) 事件本人の自白の信用性について	150
(6) 事件本人の否認供述の信用性について	156
(7) 結び	159
6 まとめ	160
第3 再審請求の必要性	160
1 検察官の責務	160
2 検察官の具体的再審請求義務	161
3 結論	162

(注1) 公職又は公的な立場にあった者以外の氏名は伏せ字にし、●ア●、●イ●、●ウ●～で表示してあります。

(注2) 地名は、●A●、●B●、●C●～で表示してあります。

## 序章 ハンセン病隔離政策における司法の責任と本件再審請求の意義

### 第1 ハンセン病隔離政策における司法の責任

#### 1 ハンセン病隔離政策と裁判所の責任

##### (1) 「特別法廷」と最高裁判所の責任

日本におけるハンセン病隔離政策は、日本国憲法下においても継続され、昭和28（1953）年に制定された「らい予防法」に引き継がれた後、平成8（1996）年に同法が廃止されるまで継続された。

この間、最高裁判所は、ハンセン病患者を当事者とする裁判手続の一切を、裁判所法第69条第2項に基づき、隔離施設である国立ハンセン病療養所ないし医療刑務所支所内に仮設された「特別法廷」で審理することを許可し続けてきた。

後述の熊本地方裁判所判決で違憲とされた「らい予防法」ですら、一定の要件の下に入所者の外出を認めていたのであるから、最高裁判所は「らい予防法」をも上回る絶対隔離主義を採用していたということである。

こうした「特別法廷」が公開の裁判を保障した日本国憲法に違反することは明らかであるが、その「特別法廷」で行われた審理なるものは、後に詳述するとおり、ハンセン病患者である被告人を全く人間扱いしていない非人道的なものと断じる以外には表現のしようのないものである。

##### (2) 「らい予防法」を合憲とした下級審裁判所の判断

その上で、こうした最高裁判所の基本姿勢に従い、昭和33（1958）年3月28日、熊本簡易裁判所は、療養所当局と警察による「脱走者一斉検束」によって検挙された農繁期における手伝いのために一時帰省したにすぎない療養所入所者に対し、「らい予防法」第28条を適用して、科料に処する旨判決している。

この判決により、「らい予防法」に基づく強制隔離政策は、罰則をもって強制されることが司法によって容認されるに至ったのであり、ハンセン

病患者に対する隔離は決定的に強化されることとなったものである。

2 憲法違反と断罪されたハンセン病隔離政策に加担した司法の責任は放置されたままであること。

平成13（2001）年5月11日、熊本地方裁判所は、「らい予防法」違憲国家賠償請求事件において、昭和28年制定の「らい予防法」の違憲性を肯定し、国会議員及び厚生大臣の過失を認めて、国家賠償請求を認める判決（以下「熊本地裁違憲判決」という。）を言い渡した。同判決は国が控訴をしなかったため、同月25日、確定した。

熊本地裁違憲判決を受けて、同年6月22日、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（以下「補償法」という。）が議員立法として制定された。同法は、「ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため」（補償法前文）に制定されたものであり、違憲の法律を放置した国会の責任を認めて、その責任を果たすべく、立法化されたものである。

一方で、内閣は、総理大臣名で謝罪の意を明らかにし、厚生労働大臣は、謝罪広告をマスコミ各紙に掲載してその責任の所在を明らかにしている。

こうした国会や行政の対応と著しい対照をなしているのが、司法の世界であり、ハンセン病隔離政策に加担し続けてきたはずの自らの責任について、今日まで、何らの意思表示もなされていない。

そうした司法の責任が端的に問われるべき事件が、隔離政策の渦中、密室とも言うべき「特別法廷」において、差別極まる審理の上で死刑判決（以下「本件確定判決」という。）を受け、死刑執行された藤本松夫氏（以下「事件本人」という。）に対する殺人等被告事件（以下「本件事件」という。）

であり、要請人らは、本件事件の再審請求（以下「本件再審請求」という。）を求めるものである。

## 第2 本件再審請求の意義と法曹の責任

### 1 本件再審請求の2つの意義について

熊本地裁違憲判決を契機に、ハンセン病問題について、様々な歴史的検証がなされているが、本件事件もその重要な対象の1つとされており、厚生労働省が財団法人日弁連法務研究財団に委託して行われたハンセン病事実検証調査事業の成果であるハンセン病問題に関する検証会議最終報告書（以下「検証会議報告書」という。）においては、「第四 1953年の『らい予防法』—強制隔離の強化拡大の理由と責任—」の中で、わざわざ「第3 藤本事件の真相」として1項を割いて報告がなされている。

同報告書は、本件事件を「戦後行われた『「第二次無らい県運動』及び菊池恵楓園の増床計画、菊池医療刑務所の設立に伴う強制隔離政策を背景として起こった事件」であるとした上で、「ハンセン病であるがゆえの差別・偏見が、公正な裁判を行えるような状況ではない条件の下で、藤本事件の訴訟にいかに関与を及ぼしたかについて」検討を加え、特別法廷の設置や手続上の問題点を挙げた上で、本件事件について、「到底、憲法的な要求を満たした裁判であったとはいえないだろう。」との見解を明らかにしている。

後述するとおり、本件確定判決は、改めて光をあててみると、その理由は驚くほど杜撰であり、その拠って立つ証拠はあまりにも脆弱である。

その意味では、純粹に冤罪事件として弾劾し、有罪判決を覆すことが、本件再審請求の1つの目的であることは当然であり、要請人らとしては、本件再審請求が認められて、事件本人の無実が明らかになることを確信するものである。

ただ、本件再審請求は、それにとどまらず、国が長年行ってきたハンセン病絶対隔離政策が、本件事件の捜査、関係者の供述内容、公判、弁護活動、

死刑執行、その他すべての面にいかなる影響を与えてきたかという歴史的眞実をも解明していくものでなければならないと考える。本件確定判決の常軌を逸した杜撰さは、この影響なくしては考えられないからである。

熊本地裁違憲判決が違憲と断罪した隔離政策がいかに刑事裁判を誤らせたかという歴史的検証の結果、事件本人の無実が明らかになって初めて、ハンセン病患者として死刑判決を受けるという二重の苦しみの中で闘ってきた事件本人の名誉回復の一步がしるされることになるのである。

その意味で、本件再審請求は、確定審の訴訟手続が憲法違反であり、そのゆえに再審が開始されるべきであることをその請求の柱の一つとするものである。

## 2 憲法違反の確定判決の是正を求めるべき法曹及び国民の責務について

### (1) 法曹特に検察官の責務について

確定審では、ハンセン病隔離政策等が最も激烈に展開されていた時代に、「特別法廷」という隔離された密室において、ハンセン病に対する偏見と患者に対する差別意識から、日本国憲法の保障する刑事被告人に対する基本的人権を抹殺したと言うべき審理が、裁判官、検察官、（第一審の）弁護人らによって重ねられたのであり、その実態は、およそ裁判の名に値しないものと言わざるを得ないものである。

このような裁判が是正されることなく放置されるときは、日本国憲法下における司法の歴史的汚点を残す結果になるとともに、憲法の守り手として国民の負託を受けた司法の責務に著しく違背するものであり、かつ、その自浄作用の欠如を露呈するものであって、わが国の司法が日本国憲法下においてその存在意義を根本から問われることになるのは必定である。

とりわけ、検察官は、刑事裁判の執行を監督し、公益の代表者として、刑事訴訟法第439条第1項第1号によって再審請求権限を付与されているものであるから、このような憲法違反の確定判決の存在が明らかにな

った場合には、文字通り公益の代表者として、その判決の是正を求めるべき責務を負っていると言うべきである。

(2) 「無らい県運動」において国民の果たした役割と本件再審における国民の責務

後に詳述するとおり、本件事件においては、隔離政策を完徹させるために国によって展開された国民総動員のハンセン病患者排除運動としての「無らい県運動」の存在が、その捜査、裁判及び死刑執行のすべての過程において、大きな影響を与えており、そうした運動を推進した国民の加担責任も問われるべき事案である。

その意味において、本件において、再審により本件確定判決を是正することは、隔離政策に加担した国民の責務でもあることになる。

したがって、すべての日本国民は、日本国憲法の厳正を求める立場にあることを前提とした上で、自らのハンセン病隔離政策への加担責任に基づいて、検察官に対し、刑事訴訟法第439条第1項第1号により、再審請求することを要請すべき責務を負っていると言うべきであり、仮に、検察官が、これを行行使しない場合には、自ら再審請求をなしうる立場にあると考えられる。

## 第一章 本件事件の特徴と確定判決に至る経緯

### 第1 本件事件の概要と確定判決に至る経緯

#### 1 はじめに

本件事件の概要と経過を説明するにあたっては、本件事件に先立つ同一被害者に対する第一次事件について、まず説明する必要があるので、本項においては、第一次事件について略述し、次いで本件事件の発生から死刑執行に至るまでの経過の大略について述べることとする。

#### 2 第一次事件の発生とその経過

(1) 発端としての事件本人に対する入所勧告

ア 昭和26（1951）年1月9日、熊本県は、同県衛生部長名で事件本人に対して国立ハンセン病療養所菊池恵楓園に入所するよう勧告した。

同勧告は、同県の指示を受けた同県菊池郡●A●村からのハンセン病患者現況調査報告書に基づいてなされたものである。

イ 事件本人は、自らがハンセン病であることを否定し、熊本大学医学部皮膚科や各地の医療機関からハンセン病ではない旨の診断書を得て、親族の支援を受けながら、こうした勧告に反発、抵抗し、その状況は、同村内に広く知れわたるところとなった。

そうした矢先に起こったのが第一次事件である。

(2) 第一次事件の発生

ア 同年8月1日午前2時ころ、同村においてダイナマイト事件（以下「第一次事件」という。）が発生した。

この事件は、竹竿にダイナマイトがくくりつけたものが●ア●（当時49歳。以下「●ア●」という。）方に投げ込まれ、●ア●とその次男（当時4歳）が負傷したものである。

イ ●ア●は、同村に勤務していた当時、衛生主任として事件本人について前記「調査報告」を行った者である。

このため、事件発生直後から、犯人は、この「通報」を恨みに思った事件本人に違いないとのうわさが村全体に流れることとなった。

(3) 第一次事件の捜査及び裁判の経過

ア 同年8月3日、第一次事件の被疑者として事件本人が、殺人未遂、火薬類取締法違反の疑いで逮捕された。

イ 同月20日、第一次事件について熊本地方裁判所に起訴された。その公訴事実は下記のとおりである。

## 記

「被告人は●ア●及其の家族を殺害する目的を以て昭和二十六年八月一日午前二時二十分頃菊池郡●A●村大字●B●字●C●○○○○番地の同人方玄関に於て長さ二米四十糎余の竹竿の先端に導火線雷管ダイナマイトを茶色縞黒地布地及紙紐等を使用して装着し之に蚊取線香で点火し玄関に通ずる表六畳板張り蚊帳の中に同人及妻子五名（合計六名）が就寝中の麻床に差入れ許可を受けずに右ダイナマイトを爆発せしめたのであるが爆発力弱く●ア●に対し治療日数二十間位を要する左顔面爆創の傷害を与えたるに止まり殺害の目的を遂げなかったものである。」

### (4) 判決及びその確定

第一次事件は、同年10月19日の第1回公判を皮切りに、6回の公判を経て、昭和27（1952）年6月9日、懲役10年の有罪判決がなされ、事件本人は直ちに控訴をしたが、同年12月8日、第一次事件の控訴が棄却された。また、同年9月15日、第一次事件の上告が棄却され、懲役10年の判決が確定した。

## 3 事件本人の逃走と本件の発生並びに逮捕に至るまでの経過

### (1) 事件本人の逃走

第一次事件の第二審係属中の昭和27（1952）年6月16日、事件本人は、当時収容されていた国立療養所菊池恵楓園内にあった熊本刑務所代用拘置所から逃走し、逃走罪で指名手配された。

### (2) 本件事件の発覚

同年7月7日午前7時ころ、同村大字●B●字●D●の路上で、●ア●が全身20数か所に切創、刺創を負って死亡した状態で発見された。この事件が、本件再審請求の対象事件である。

### (3) 捜査の経過

ア 同日午前10時30分、信岡徳医師により●ア●の死体検案がなされ、同日付け死体検案書が作成された。同検案書によると、「死因は頸部刺創により大血管の損傷による大出血、並肺損傷による出血並呼吸困難によるもの」とされ、また、死亡年月日は同月6日午後9時と推定されている。凶器について同医師は草刈鎌と判断している。

イ 同月8日午後3時5分より、世良完介熊本大学教授により、●ア●方物置において、死体解剖がなされた。同教授の同年10月7日付け鑑定書には、この際、同教授が立会司法警察員に対して、凶器は鎌ではなく刺身包丁ではないかと思う旨述べたと記載されている。

ウ 同年7月8日、事件本人の伯父である●イ●が銃砲刀剣類所持等取締法違反で逮捕された。なお、同違反事件は後日山鹿簡易裁判所で略式命令により罰金3000円の判決となっている。

エ 同月10日、事件本人に対する逮捕状請求がなされ、逮捕状が発布された。逮捕状には、凶器が草刈鎌であると記載されている。

オ ●イ●及び事件本人の大叔母である●ウ●は、同月11日、刑事訴訟法227条（証拠保全手続）による証人尋問を受け、事件当日（7月6日）の夜、事件本人が訪ねてきて、●ア●を殺害してきた旨の供述をしたことを証言した。

カ 同月12日午前11時、事件本人は、単純逃走、殺人の疑いで逮捕された。

なお、事件本人の弁解録取書には、「草刈鎌で突き刺して殺した」との記載があり、同月13日付け供述調書にも犯行を認める記載があるが、その後は公判に至るまで一貫して否認している。

#### 4 裁判の経過

##### (1) 公訴事実

昭和27（1952）年8月2日、事件本人は逃走罪で起訴された。公

訴事實は下記のとおりである。

#### 記

「被告人は殺人未遂罪により熊本市京町拘置支所に勾留せられらい病のため熊本県菊池郡合志村菊池恵楓園に移送せられて同所に拘禁されていた未決の囚人であるが右恵楓園より逃走しようと企て昭和二十七年六月十六日日光浴のため監房より出監した際、看守渡邊健一の監視を覗い同所専門の戸を開けて同所より同郷●A●村方面に向けて逃走したものである」

#### (2) 特別法廷の許可

同年10月9日、最高裁判所は、本件を裁判所法第69条第2項に基づき、国立療養所内で裁判することを承認する旨の決定をした。いわゆる特別法廷の設置が認められたことを意味する。

#### (3) 追起訴

同月30日、第1回公判が開かれ、同年11月22日には、殺人罪で追起訴がなされた。公訴事實は下記のとおり。

#### 記

「被告人は、かねてから●ア●に対して、怨恨を抱いていた処、昭和二十七年七月六日午後八時三十分頃、熊本県菊池郡●A●村大字●B●字●D●の山道に於て、前記●ア●に出逢うや、同人を殺害して恨を晴らそうと決意し、所携の短刀を以て、同人の胸部及び背部等を数回突き刺し因って即時同所に於て同人を出血のため死亡するに至らしめて殺害したものである。」

#### (4) 併合決定

同年12月15日の第2回公判以後、合議法廷に変更され、単純逃走被告事件と殺人被告事件の併合決定がなされた。

以後、昭和28（1953）年7月27日の第5回公判まで4回の審理

が行われ、同年8月29日、死刑判決がなされた。

起訴から判決まで9か月である。

(5) 第二審判決

第二審は、昭和29（1954）年1月28日の第1回公判から同年10月15日まで5回の審理が行われ、同年12月13日、控訴棄却の判決がなされた。

(6) 上告審判決

最高裁が上告棄却の判決を言い渡したのは、昭和32（1957）年8月23日である。

5 従前の再審請求

(1) 第1次再審請求

昭和32（1957）年10月2日、第1次再審請求がなされたが、昭和34（1959）年12月17日に棄却された。

(2) 第2次再審請求

昭和35（1960）年12月20日、第2次再審請求がなされたが、昭和36（1961）年3月24日に棄却された。

同年4月、即時抗告をしたが、同年6月20日に棄却され、同年7月12日特別抗告をしたが、同年10月4日に棄却された。

(3) 第3次再審請求

昭和37（1962）年4月23日、第3次再審請求がなされたが、同年9月13日に棄却された。

6 刑の執行状況

事件本人は、第3次再審請求が棄却された翌日である昭和37（1962）年9月14日、死刑執行された。なお、法務大臣の死刑執行指揮書への押印は第3次再審請求棄却前の同月11日に既になされていた。

第2 本件事件の特徴と問題点

## 1 第二次無らい県運動と本件事件

### (1) わが国のハンセン病隔離政策と「無らい県運動」

ア 1907（明治40）年の法律「ライ予防ニ関スル件」の制定に始まるわが国のハンセン病隔離政策は、その後昭和6（1931）年のいわゆる「旧らい予防法」の制定を経て、病型の如何を問わず、すべてのハンセン病と疑われる患者を終生隔離し、死に絶えるのを待つ「絶対隔離、絶滅政策」と称される苛酷な政策として完成するに至った。

その政策を効率的に遂行するために策定推進されたのが、「無らい県運動」である。

イ 無らい県運動とは、「1929年愛知県で民間運動として開始され、1936年内務省による病床一万床計画の公表と未収容患者の施設（ハンセン病療養所）収容督励によって国策としての色彩を強め、1940年厚生省（当時）によってハンセン病患者収容の完全を期すための切り札としてその徹底が指示されるに至った官民一体の患者排斥、収容運動である。」（大谷藤郎「らい予防法廃止の歴史」）

この運動では、未収容のハンセン病患者は「容疑者」と呼ばれて、発見した住民に対して警察や保健所への通報が督励され、山間僻地に居住する者も含めて、社会から徹底して「あぶり出され」、しらみつぶしに探索され、時には、山狩りまで強行される等して療養所に送られていた。

ウ この運動の特徴は、ハンセン病と疑われた者やその家族を差別し排除する仕組みに隣人等の住民が動員されたという点にある。

このため、無らい県運動の渦中にあっては、家族・親族内から一人でもハンセン病と診断された者が出ることは、家族・親族全体が地域社会から徹底的に差別され排除され、一家離散といった事態に追い込まれることを意味していた。

### (2) 本件事件の背景としての第二次無らい県運動

ア 戦前、国策として、官民一体となって遂行された「無らい県運動」は、敗戦によっていったん中断したが、戦後、日本国憲法下に、治療薬「プロミン」登場後の日本において復活することとなった。

その契機となったのは、昭和24（1949）年6月24、25の両日開催された「全国ハンセン病療養所所長会議」である。

同会議では、長島愛生園園長光田健輔の強力なリーダーシップの下で、戦後における「無らい県運動」の再開が確認され、以後、未収容のハンセン病患者の収容を可能にする「療養所増床計画」の推進と住民を患者の発見・「摘発」に動員する運動の展開が開始されるに至った。

イ 同年に350床の増床で開始された増床計画は、昭和25（1950）年8月の全国調査による「未収容患者」数2526名の確認を契機に一気に本格化し、

昭和25（1950）年	1650床
26（1951）年	1000床
27（1952）年	1500床
28（1953）年	1000床

の各増床が達成された。

この間に新たに収容された患者数は、国立療養所年報によると、

昭和24（1949）年	941名
25（1950）年	772名
26（1951）年	1156名
27（1952）年	654名
28（1953）年	568名

に達し、昭和30（1955）年12月末日には、「未収容患者」数は、1112名にまで減少している。当時わが国における新発見患者数は、年間3～400名とされていたから、この間に如何に多くの「未収容患

者」が把握され、収容されていったかということがこれらの数字から明らかである。

ウ こうした「未収容患者」の「摘発」・収容が如何に苛酷になされたのかを示す事件が相次いで発生している。

なかでも、同年6月1日に熊本県天草で起こった17歳の少女の自殺事件（注1）、同年8月31日に熊本県下で起きた無理心中事件（注2）及び昭和26（1951）年1月29日に山梨県北巨磨郡で起きた一家9人無理心中事件（注3）は、当時の「無らい県運動」が、家族さえも地域社会の中で生きていくことを絶望視せざるを得ない状況に追い込んでいたことを明らかにしている。

注1 ハンセン病と診断された兄2人と3人で暮らしていた17歳の少女が、無らい県運動の最中に恋人から兄のハンセン病を知られ、それを理由に失恋したため服毒自殺を遂げた事件

注2 57歳の父がハンセン病と診断され、収容を迫られたため、一家の行く末を絶望した24歳の息子が父親をライフルで射殺し、自らの生命を絶った事件

注3 農家の主人がハンセン病と診断されたことから、一家9人が農薬で心中した事件

### (3) 九州（特に熊本県）における無らい県運動

ア 第二次無らい県運動の柱としての療養所増床計画の中核を担ったのが、国立ハンセン病療養所「菊池恵楓園」である。

恵楓園では、昭和25（1950）年一千床の増床計画が立てられ翌昭和26（1951）年6月10日に完成をみている。

イ ところが、増床計画自体は、急ピッチで実行に移されたものの、「患者」の入所は進まなかった。

昭和25（1950）年から26（1951）年当時の九州各県にお

けるハンセン病政策の推進状況について、長崎県衛生部保健課主事だった宮地照雄は、「菊池恵楓園の一千床拡張が完成し、施設側課長より『療養所は大きくなったが、入所する患者が増えないので患者を入れてくれ、あなた方のおかげでこの療養所は成立っていく』と収容方を懇願された」と述懐している。

当時恵楓園庶務課長だった下瀬初太郎は、「一千床増床当時、収容については、熊本県の西村、長崎県の宮地の両衛生係がよく遂行していた」と述べ、両県における「未収容患者」の摘発が突出していたことを明らかにしている。

こうして昭和26（1951）年には、恵楓園に一気に426名が収容されるに至っており、その内訳は次のようになっている。

県名	長崎	佐賀	福岡	大分	熊本	宮崎	鹿児島	他府県
人数	52	16	41	47	185	9	22	54

この数字だけからも、恵楓園の地元である熊本県が「未収容患者」の発見・収容に如何に躍起になっていたかということを読みとることができる。

#### (4) 事件本人に対する入所勧告に至る経緯

ア 本件殺人事件の被害者である●ア●は、熊本県菊池郡●A●村の衛生主任をしていたことのある者である。

同人が昭和26（1951）年8月15日付けで熊本県●E●警察署長宛に提出した被害顔末書によれば、「昭和22年12月15、16日頃隈府保健所主催の郡内衛生主任会議において、同保健所の壹岐主任から癩患者の現況調査の依頼があり、患者の氏名を町村別に読上げられ」「第一番に●A●村藤本松夫が読上げられ外4名が発表になった」とさ

れている。

こうした現況調査依頼にしたがって、●ア●は、昭和24（1949）年2月7日ころ、「癩患者現況報告書」を熊本県知事宛に提出し、事件本人については、「身体強健にして農業に従事す」と報告、ほか1名は病床にあり、ほか3名は死亡していると届けている。

また、●ア●は、同年7月には、事件本人の家族の氏名、生年月日、住所の略図を報告したことを認めており、熊本県の要請を受けて、事件本人を収容するための情報提供を続けたことを自認している。

イ このような情報提供を受けた熊本県予防課は、昭和26（1951）年1月、●A●村に対し、「ライ患者収容について」と題する通知書を送り、「標記の件について次の者を左記日時に恵楓園へ収容するので、次の事項を留意の上準備しおられるようお願いいたします。なお、送致については、療養所の自動車を廻しますから、これを拒否した場合は後日強制収容されます」と申し向けている。

一方で、事件本人に対しては、同月9日熊本県衛生部長名で入所勧告がなされ、「厚生省及び関係官の尽力によって恵楓園が一千床増加せられ、設備としては、日本一を誇る大療養所として発足している」と説明した上で、「将来の貴方の生活上及び家庭の状況並びに公衆衛生上を考慮して指示の時日に入所されるため、自動車を附近まで派遣させるので、早く入所して明るい療養生活を営なめられるよう希望する」とし、「収容の日時及び場所は町村役場に指示します」とされていた。

指示された収容日は、同月26日である。

ウ 突然の勧告に、事件本人はもとより親族一同の受けた衝撃は測りしれないものであった。

同人が、ハンセン病であるということになれば、家族はもとより同村に居住する親族すべてが文字通り村八分以上の差別・排除を受けるに至

るからである。

親族は、事件本人を同行して●A●村役場に抗議し、更に同月12日には菊池恵楓園に抗議に押しかけている。事件本人の憤激もさることながら、それ以上に親族の方が事件本人はハンセン病ではないと抗議したのである。

ところが、恵楓園の志賀医務課長が、事件本人を「神経らい」であると診断したところから、これに納得できない同人は、同月15日、家族に行方を告げぬまま所在不明となり、同月24日、母●エ●は、家出人捜査願を提出するに至っている。

あくまでハンセン病ではないと確信する事件本人は、この間、小倉、福岡、門司の病院を訪ね回ってハンセン病ではないとの診断書をもって、同年2月10日に帰宅し、更に同月12日には、熊本大学皮膚科の檜原教授によって「ハンセン病と診断する所見はない」旨の診断書を得るところとなった。

親族一同が祝宴を開いて喜んだことは言うまでもない。ところが、熊本県は、あくまで恵楓園の診断が正しいとして強制収容の既定方針を変更することはなく、あくまで事件本人に対して、恵楓園への入所を求め続けたのである。

エ 問題は、これらの経過が、村中に知れわたっていたという点にある。

殺人未遂事件の確定記録中において、近くに居住する●オ●は、検察官に対する昭和26年8月9日付け供述調書において「藤本松夫さんが恵楓園に行かなければならぬ事やその手続をしたのは●ア●だという噂を聞いたのは昭和26年1月頃のことです。そしてこの噂は村中の評判になって居りました」と述べている。

このため、同村に居住する事件本人の親族らが、どれ程追いつめられ

た状況に置かれていたのか、そのことは、たとえば伯父の●カ●が、「恵楓園に入ってお上に世話になる位なら死んで終わった方がよい」等と打ち明ける事件本人に対し、「死んでも良か、お前一人おらんもんと思ふておればよか」と答えた旨自認していることに端的に示されている（同人の昭和26年8月5日付け員面調書）。

また、事件本人の大叔母である●ウ●は、本件事件の確定記録中の、最初の員面調書（昭和27年7月8日付け）において、「松夫と身内で私達も恥になりますので、・・・死んでもすればよかたいと思っておりました」と供述している。

親族らとしては、ハンセン病でないことを願いつつ、それが叶わず療養所への収容が避けられないということになった時点で今度は、事件本人の死を願うという心境に追いつめられていたのである。

また、同じく伯父の●イ●は、事件本人の殺人未遂事件における証人尋問において、自らが●キ●、●ク●とともに、昭和26年2月22日に、通りがかった●ア●を呼びとめて、「松夫を恵楓園に行く様にしたのであろう。体の達者な者を何の遺恨があつて恵楓園に入れる様な手続をしたか。こんなことをする様な奴は打ち叩いてくれるぞ」と殴りかかったが止められたということを証言しており、親族の憤激が如何にすさまじいものであるかを裏付けている。

#### (5) 小括

以上のような、全国的な無らい県運動の展開の中で、その中核的な役割を担った熊本県における未収容患者の患者狩りとも言うべき苛烈な収容施策が、収容対象となった事件本人とその家族・親族とその「通報者」とされる●ア●との激しい対立関係を生み出し、さらには、事件本人の親族をして、同人の存在自体を災禍の根源として、その死を願うといった異常な心境に陥らしめるに至ったのであり、そのことが、本件事件の捜査や関

係者の供述内容に後に詳述するような著しい影響を与えたものである。

## 2 本件審理及び公判手続の異様な特徴

### (1) はじめに

本件事件は、わが国がハンセン病患者に対して、「絶対隔離・絶滅政策」と呼ばれる苛酷な政策を推進し、その効率的な遂行のために官民一体となった患者あぶり出しのための「無らい県運動」を全国的に展開していた最中において、熊本県の強い要請を受け、ハンセン病患者の現況調査を行い、これを通報した村役場の元職員が殺害された上で、当該被通報者が通報を逆恨みして殺害に及んだとして逮捕、起訴された事件である。

このため、ハンセン病を恐ろしい伝染病であり、患者はすべて収容されるべきであるとの風潮が社会全体に定着していた当時において、本件は、事件発生当時から、国策としてのハンセン病隔離政策に対する文字通りの反逆であり、これを放置ないし軽視することは、今後の「無らい県運動」による患者収容施策に重大な支障をもたらすものと、国のみならず、社会的にも認識されるに至っていたのであり、そのことが、裁判官、検察官のみならず、第一審の国選弁護人を含めた訴訟関係者に甚大な影響を与えるところとなった。

たとえば、本件第一審判決は、その事実摘示において、「医師の適切な治療に身を任せ、その間の精神的、肉体的の苦痛に堪え、健康回復による幸福の一日も早く来らんことに希望を持ち、一意療養に専念することこそ被告人に残された唯一の更正の途であるに拘わらず、・・・ただ一途に自己、母、妹、親類の将来に救うべからざる暗影を投げかけたのは、あくまで●ア●の仕業なりと思いつめ」との動機を認定して、死刑の量刑理由としている。

ここに認められる、おとなしく療養に専念すべき者が、逆恨みしての犯行という構図の提示こそ、裁判所がこうした風潮に大きく影響されていた

ことを裏付ける証拠というほかはない。

以下に指摘する本件公判手続等の異様な特徴は、このような背景事情に深く根ざすものである。

## (2) 特別法廷

ア 前記のとおり、事件本人は、まず、昭和27（1952）年8月2日に単純逃走罪で起訴され、続いて同年11月22日殺人罪で追起訴された。

最初の起訴を受けて、最高裁判所は、同年10月9日、最高裁総2第118号（訟3-1）をもって、本件を国立療養所菊池恵楓園において法廷を開くことができる旨を熊本地方裁判所に通知した。

裁判所法第69条第2項に基づく、裁判所外でのいわゆる「特別法廷」における審理の許可である。

イ 本件第一審の公判は、6回開かれている。ただし、第1回公判は、単純逃走罪についてのみ審理されており、第6回は判決公判であるから、殺人罪の審理は4回ということになる。

これらの公判手続は、第1回公判から第4回公判までは、国立療養所菊池恵楓園内の建物内の仮設特別法廷で、第5回公判以降及び第二審の審理は、恵楓園に隣接して昭和28（1953）年3月に設置された菊池医療刑務支所の中に設けられた特別法廷で行われている。

ウ このうち、菊池恵楓園は、ハンセン病患者の隔離施設であり、患者地帯と職員地帯が厳格に区別され、患者地帯へは消毒池がおかれ、園外者の立入が制限されていた。

また、菊池医療刑務支所に至っては、ハンセン病患者の受刑者を収容する施設であって、一般人の入所は許されておらず、「法廷」と称する区画には、傍聴席すらわずかししか確保されていなかった。

したがって、これらの「特別法廷」が、憲法あるいは刑事訴訟法の保

障する公開の法廷足り得ないものであったことは争う余地がない。

「らい予防法」（昭和28年制度）ですら、その第15条第1項2号に「法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長がらい予防上重大な支障を来すおそれがないと認めたとき」は外出を認めていたのであるから、熊本大学皮膚科の檜原教授によって、ハンセン病であることが否定され、菊池恵楓園の診断でも「神経らい」と診断されたにすぎず、少なくとも軽症であったことが明らかな事件本人に対し、裁判所内の通常法廷に出頭することを許さず、「特別法廷」で審理することを許した最高裁判所の判断は、「らい予防法」の規定すらを無視したハンセン病に対する偏見（無理解）に基づく憲法違反の決定と言うべきものである。

(3) 「特別法廷」内の偏見・差別

「特別法廷」内においては、裁判官、検察官、弁護人は、いずれも予防衣と呼ばれる白衣を着用し、記録、証拠物等は、手袋をした上で、割箸あるいは火箸で扱われている。

菊池医療刑務支所の教誨師であり、事件本人を担当した坂本克明牧師は、その供述調書において、事件本人の殺人未遂事件の立会書記官だった人物から打ち明けられた告白を次のように明らかにしている。

「藤本松夫さんの最初の裁判の時、私は書記官をしていました。裁判長が証拠のタオルを提出するように言われたとき、私は割箸でそのタオルをつまんで持っていきました。当時裁判に関係した者の誰もが弁護人でさえも、差別と偏見をもって裁判にあたり、それは事務的に進められたのです。どうか許してほしい。一人の人間として扱えなかったことを・・・」

また、稲澤智多夫弁護士は、そのエッセーの中でハンセン病患者の「特別法廷」で弁護人を務めた経験を述懐して、消毒液での消毒、白衣・手袋・長靴の着用の事実を明らかにしている。

このような法廷内の審理のあり様は、被告人である事件本人を、人間としてではなく、まさに「バイキン」扱いしたというに等しく、およそ刑事裁判の名に値しない審理が重ねられたと言うほかはない。

(4) 弁護の不在による審理不盡

ア 本件事件の審理において、事件本人は、殺人の公訴事実に対しては、一貫して否認している。

ところが、第一審における国選弁護人は、第2回公判期日での罪状認否において、「何も申上げることはない」と述べた上に、こともあろうに罪体に関する検察官提出証拠について、すべて同意している。

このため、本件第一、二審判決における有罪の柱となった2つの法医学鑑定、事件本人の自白を聞いたとする●イ●ら親族の供述調書や尋問調書は、作成者・供述者に対する尋問が全くなされないままに証拠として採用されている。

後に詳述するとおり、本件犯行の「兇器」とされた刺身包丁の発見経緯についての捜査報告書やこれを凶器であると断定する世良法医学鑑定書については、重大な疑義が認められるが、これらは、すべて同意されたため、疑問点に対する作成者への尋問すら行われていないのである。

死刑の可能性もある重大事件において、被告人が全面否認しているにもかかわらず、検察官が有罪の証拠として提出したすべての証拠が同意される等という事態は、全く前例のない暴挙と言うべきもので、弁護人は、弁護士法違反のみならず、背任の罪をも問われるべき犯罪行為を犯したものと指摘せざるを得ない。

イ しかしながら、より深刻な問題は、こうした行為が単なる怠慢とか弁護人としての基本原則に対する認識不足から生じたものではなく、弁護人のハンセン病に対する偏見と、本件事件に対する前述の差別意識（「おとなしく療養に専念すべき者でありながら、逆恨みから通報者を殺害し

た」という事件認識)によってもたらされたものだという点にある。

被告人が唯一たよりとすべき弁護士すらもが、差別と偏見に毒されていたという事実こそが、本件審理の異様な特徴である。

(5) 証拠保全手続の濫用

ア 本件有罪判決の柱となったのは、事件本人の伯父●イ●と大叔母●ウ●の刑事訴訟法第227条による裁判官面前調書である。

この2通の調書は、●ア●の遺体が発見された(昭和26年7月8日)3日後の昭和26(1951)年7月11日、検察官の請求によって実施された裁判官による証人尋問調書である。

事件本人に対する逮捕状が請求されたのが、同月10日、事件本人が逮捕されたのが同月12日であるから、事件本人の逮捕前に実施されたことになる。

イ 刑事訴訟法第227条は、「検察官や司法警察員の取調に対して任意に供述した者が、公判期日においては、圧迫を受け、前にした供述と異なる供述をする虞があり、且つその者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合に、第一回期日前において、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求できる」旨規定しており、一般に検察官や司法警察員が得た供述を保全することを目的とした制度と説明されている。

しかしながら、この手続には、次の2つの問題がある。

第1は、供述者が宣誓した上での証言となるため、証言後にその証言内容を覆すことは、偽証罪として訴追を受けることになりうるということである。

このため、証言者は、いったん行った証言内容を維持することを「強要」されることとなる。

したがって、当該証言が、証拠のない推測や勘違いであった場合や何

らかの目的で意図的になされた虚偽のものであった場合も含めて、その撤回が著しく困難となる。

第2に、この手続には、弁護人や被疑者・被告人の立会いが原則として認められないため、その弾劾の機会が全く与えられないということである。

これらの理由から、同法第227条による証拠保全手続は、その要件の有無を厳格に判断し、濫用は慎まれるべきであり、その証拠としての採用は、証言者に対する尋問機会の保障をした上で、要件の有無を吟味してなされるべきことは当然である。

ウ ところが、本件では、被疑者がいまだ逮捕もされておらず、逮捕後に犯行を認めるかどうかすら全くわからない段階で、しかも犯行自体の目撃等に関する供述ではなく、被疑者からの犯行状況に関する伝聞に関する供述をこれらの者が始めた直後に、当該供述内容の裏付けもなされておらず、供述者相互間の供述内容の相違についての調整すらされていない段階で実施されている。

つまり、これらの者が公判期日において圧迫を受け、前にした供述と異なる供述をするおそれがあるかどうかの吟味が全くなされていないということである。

本件では、こうした証言調書も、公判において供述者に対する尋問を全く行うことなく証拠として採用されている。

エ 後の第三次再審請求において、前記●イ●と●ウ●の両名は当該供述内容を虚偽である旨申述するに至っているが、この申述は、偽証罪に対する公訴時効の経過後に初めてなしたものであり、同法第227条の濫用が、本件事件の真相解明を如何に歪めたのかということがこうした経過からも明らかである。

オ 本件は、小さな山村で発生した殺人事件である。その狭い地域社会の

中で、ただでさえもハンセン病患者の身内であるとして差別を受け、事件本人の死を願ってさえいたと告白してはばからない親戚の者たちにとって、事件本人が療養所を脱走し、その上で、前件の殺人未遂に続いて本件殺人事件が発覚したという事態の中で、周囲からの一層の白眼視や嫌がらせに耐えながら、その原因とも言うべき事件本人をどれほど憎み、どれほど事件本人が早急に逮捕されることを願うに至っていたかという背景事情を考えると、事件発覚直後の事件本人逮捕前に、このような証拠保全手続が実施され、これがそのまま証拠として採用され有罪判決の柱にされたという事実は、およそ刑事裁判の名に値しないものと言わざるを得ない。

#### (6) 小活

以上から明らかなとおり、確定審における諸手続は、特別法廷自体が公開の裁判を受ける権利を定めた憲法第37条第1項違反であるだけでなく、ハンセン病に対する差別・偏見から、その審理の全過程において、憲法が保障する刑事被告人としての権利を全く踏みにじったものである。この憲法違反の点については、追ってさらに詳述する。

## 第二章 ハンセン病差別・偏見と本件再審開始の必要性

### 第1 適正手続違反と刑事訴訟法第435条第6号

#### 1 非常上告手続と再審手続

日本国憲法はその第31条で、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と規定している。これによれば、実体審理に影響を与えるようなデュー・プロセス違反の有罪判決が確定した場合、その是正は憲法上の要請ということになる。しかし、現行刑事訴訟法はそのための特別な手続を設けていない。そこで、そのために利用し得る刑事手続は何かが問題となる。刑事訴訟法第

454条以下で次のように規定される非常上告手続の活用はいかがであるか。

第454条 検事総長は、判決が確定した後その事件の審判が法令に違反したことを発見したときは、最高裁判所に非常上告をすることができる。

第458条 非常上告が理由があるときは、左の区別に従い、判決をしなければならない。

一 原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。

但し、原判決が被告人のため不利益であるときは、これを破棄して、被告事件について更に判決をする。

二 訴訟手続が法令に違反したときは、その違反した手続を破棄する」

(第458条)、「非常上告の判決は、前条第一号但書の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

第460条 裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調査をしなければならない。

2 裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に関しては、事実の取調をすることができる。この場合には、第393条第3項(受命裁判官・受託裁判官による取調べ)の規定を準用する。

これらの規定からも明らかなように、この非常上告制度においては、実体審理に影響を与えるようなデュー・プロセス違反は想定されていない。同手続に則って上記有罪判決の是正を図ることは不可能だといえよう。

それでは、刑事訴訟法第435条以下が次のように規定する再審手続の活用はいかがであろうか。

第435条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。

二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第436条 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをする

ることができる。

- 一 前条第一号又は第二号に規定する事由があるとき。
- 二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七号に規定する事由があるとき。

2 第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

3 第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第438条 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第439条 再審の請求は、左の者がこれをするることができる。

- 一 検察官
- 二 有罪の言渡を受けた者
- 三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人
- 四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

2 第435条第7号又は第436条第1項第2号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれをするることができない。

第441条 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになつたときでも、これをするることができる。

第442条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

第445条 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体

の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第446条 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第447条 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

2 前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつて、更に再審の請求をすることはできない。

第448条 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

2 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第451条 裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第449条の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。

2 左の場合には、第三百十四条第一項本文及び第三百三十九条第一項第四号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

3 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

4 第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しない

ときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第452条 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第453条 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

これらの規定に鑑みると、実体審理に影響を与えるようなデュー・プロセス違反の確定有罪判決を是正するための刑事手続としては、この再審手続が一番妥当だと言えよう。

ただ、これには法文上の壁がある。ドイツでは、連邦憲法裁判所法第79条第1項が、「基本法と適合しないと宣言された規範若しくは第78条により無効(法律の無効宣言—引用者)と宣言された規範に基づいて確定した刑事判決、又は連邦憲法裁判所が基本法と適合しないと宣言した規範の解釈に基づいて確定した刑事判決に対しては、刑事訴訟法の定めに従って再審を許すものとする」と規定している。これによって、ドイツ基本法違反を理由とする再審に道を開いている。しかし、日本では、このような明文規定は存しないからである。「憲法の違反があること」(法第405条第1号)や「判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること」(法第411条第1号)を理由とする上告は明文で認められているのに対して、憲法違反や法令違反を理由とする再審請求は法435条以下では明示的には規定されていない。

実体審理に影響を与えるようなデュー・プロセス違反の有罪判決が確定した場合、日本ではその是正を断念しなければならないのであろうか。法の支配、あるいは法治主義に鑑みた場合、答えは否であらう。日本国憲法は、その第98条第1項で、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定しているからである。これによれば、刑事再審

手続を活用した、上記確定有罪判決の是正は憲法上の要請ということになる。

問題は、そのためには新たな立法措置が必要か、現行刑事再審法の解釈によってそれが可能かである。もし、かりに前者だとすれば、現行刑事再審法については違憲の謗りを免れがたいことは改めて詳述するまでもない。

## 2 ノバ型＝ファルサ型再審理由

周知のように、刑事再審には、新たな証拠により重大な事実誤認が認められる場合に再審を許すノバ型再審と、訴訟当事者の手続違背により公正な裁判が害されたと認められる場合に再審を許すファルサ型再審が存する。日本の前掲第435条も、両者の再審理由をともに掲げている。同条第4号ないし第6号が前者で、第1号ないし第3号及び第7号が後者である。

このうち、ノバ型再審とは、判決確定後の新事実ないし新証拠の出現を再審理由とする法制を意味する。沿革的には大陸の糾問訴訟の時代に採用され、その後、近代再審法制の一つの方式となったもので、18世紀から19世紀前半にかけてのドイツの各ラント法にみられた法制である。

糾問手続には、近代法にみられるような判決の確定という概念がなく、真実発見が制度の中心に置かれていた。判決の確定という概念がないから、判決確定を前提とした近代的な意味での再審制度も存在するはずはなかった。ただ、原判決の基礎とならなかった重要な新しい証拠が裁判後に発見された場合には、随時、裁判官の裁量で再審理を行い、原判決を正すという考え方が採用された。被告人の利益にも不利益にも、新証拠さえあれば、それが何であれ、広く再審を許そうと考えられた。利益再審も認められたが、言うまでもなく不利益再審が主眼とされた。これがノバ型再審の沿革であった。

これに対し、ファルサ型再審とは、判決内容の誤りを徴表するような原裁判過程の瑕疵を再審理由とする法制を意味した。フランス革命後の弾劾化された刑事訴訟法で誕生し、その後、フランスの再審法制の特徴を形作ることになった。そして、「改革された刑訴法」以降の当事者主義化したドイツ法

でも取り入れられることになった。

弾劾手続は原告、被告間の闘争を骨子とした手続であって、裁判の基礎資料は当事者のイニシアティブによって形成され、裁判の結果は当事者の責任の上に成り立つという訴訟形態である。このような手続構成では、当事者、裁判官、その他訴訟関係人の訴訟倫理は訴訟にとって決定的な意義を持っている。各主体の本質的な権利を害するようなアンフェアな態度は厳しく排除される必要がある。訴訟のどの段階においても、そのことは訴訟の基本原則として貫かれる必要がある。そこで、裁判確定後に原訴訟の過程に訴訟の基本を害するような訴訟関係人のアンフェアな態度が発見された場合にも、当事者に権利救済の道を開く必要があるということになる。これが、ファルサ型再審理由が生まれた背景である。

したがって、ファルサ型再審では利益再審のみに限定された。被告人の法的安定性の理念から、確定力が認められるようになり、これと調和する再審制度として、極めて限定的な、しかも被告人に有利な方向でのみこれを認めるという再審制度が考えられた。

このように、ノバ型再審とファルサ型再審というのは、事実か手続的瑕疵かという単なる法制の技術的な違いではなく、沿革的には訴訟構造に由来する本質的な違いを有したものであった。ノバ型再審が「緩やかに不利益再審を認める法制」だとすれば、ファルサ型再審は「制限的に利益再審を認める法制」だということできた。

しかし、その後、両者はともに大きく変容することになった。ノバ型再審においても利益再審しか認められないことになった。日本の現行刑事訴訟法も利益再審に限っている。これによって糾問主義との親和性は切断されることになった。ただ、ノバ型再審の運用については、裁判官の裁量という部分が残されたために、「緩やかに利益再審を認める法制」か「制限的に利益再審を認める法制」かは、この運用次第ということになった。しかし、この点

も、最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁（白鳥決定）によって、大きく変わるようになった。

「同法435条6号にいう『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである。」

このように判示され、「疑わしい時は被告人の有利に」という形で、この裁量を行すべきだとされたからである。この転換は、最決昭和51年10月12日刑集30巻9号673頁（財田川決定）でさらに確固たるものとなった。かくして、ノバ型再審は、「緩やかに不利益再審を認める法制」から「緩やかに利益再審を認める法制」へと変容し、ファルサ型再審以上に被告人の人権保障に寄与する制度ということになった。

他方、ファルサ型再審にも変容がみられる。この方向は大きく分かれている。ドイツのように、不利益再審にも応用する（同刑事訴訟法第362条）という方向がその一つである。しかし、日本では、このような変容は認められていない。依然として利益再審に限られている。もう一つの方向は、「制限的な利益再審」を「緩やかな利益再審」へと広げるという方向である。この場合には、ノバ型再審とファルサ型再審とはもはや異なるものというよりは、実質的には同じものということになる。

ファルサ型再審を「緩やかな利益再審」に変容せしめることには反対だと

の考え方もありえる。これによると、ノバ型再審とファルサ型再審とはやはり異なるものということになる。しかし、この見解は採用することができない。両者を峻別して理解することには疑問がある。手続と実体とは密接不可分性だからである。「一定の重大な法規違反は事実誤認を徴表する」（田宮裕『刑事訴訟とデュー・プロセス』（1972年、有斐閣）413頁）と考えるべきだからである。そして、それは判例の採用するところでもあると言えよう。

現行刑事訴訟法は、第377条以下において、控訴理由について定めている。そのうち、第377～379条は「訴訟手続の法令違反」について定めたものである。そのうち、第377、第378条は、判決への影響を問わない絶対的控訴理由とされ、第379条は、判決への影響を必要とする相対的控訴理由とされている。そして、この絶対的控訴理由と相対的控訴理由の関係について、三鷹事件に関する最大判昭和30年6月22日刑集9巻8号1189頁は、次のように判示した。

「絶対的控訴理由（三七七条、三七八条）に当る場合は常に相当因果関係があるものと訴訟法上みなされているものと解すべきであるが、三七九条の場合には、裁判所が当該事件について具体的に諸般の状況を検討して判断すべき問題であつて、或る訴訟手続の法令違反は当然に判決に影響あるものと解し、或はその影響の可能性があれば足ると解するが如きは、同条の法意に反するものといわなければならない。また判決に影響を及ぼすことが明らかでない訴訟手続の違法があつたからと云つて、その判決が憲法三一条にいわゆる法律の定める手続によらなかつたものであるということのできないのはいふまでもない。」

「訴訟手続の法令違反」のうち、絶対的控訴理由においても判決への影響が無視されているものではなく、判決への影響が訴訟法上みなされているというのが、本大法廷判決の採用した理解である。そこでも、手続と実体の密

接不可分性が前提になっていることは明らかであろう。

もつとも、控訴理由と再審理由とは異なる。法第379条は、「訴訟手続に法令違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合」と規定し、「判決に影響を及ぼすこと」を鍵概念としている。これに対し、法第435条第6号は、「有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠を新たに発見したとき」と規定し、「無罪若しくは免訴を言い渡し、又は軽い罪を認めるべきとき」を鍵概念としている。しかしながら、絶対的控訴理由について最高裁が示した「訴訟法上みなされている」という考えは、法第435条の再審理由のうち、第1号ないし第3号及び第7号の再審理由についても妥当するといえよう。

これによれば、ファルサ型再審理由というのは、「事実誤認の徴表」のうち「定型的な徴表」を定めたものということになる。そして、このような「違法な手続」は「事実誤認の徴表」だという考え方によれば、ファルサ型再審理由は、明文で掲げられた理由に限定される理由はないということになる。たとえば、法の掲げる「定型的な徴表」に該当しない場合であっても、ノバ型再審理由と併せ考慮することによって、事実誤認に「合理的な疑い」を生ぜしめるに至る場合には、ノバ型再審理由を緩やかに解し、いわばノバ型＝ファルサ型再審理由として、利益再審の扉を開くべきであるということになる。

田宮裕教授によれば、次のように説かれる所以である。

「手続上の事実の誤認のゆえにデュー・プロセス違反の事態を惹起し、そのために本案についての事実誤認をきたしているときは、刑訴法435条6号をやや拡張的に解し、再審理由があるとしてもよいのではなかろうか。たとえば、自白の証拠能力を奪うに至るような新証拠（物証の証拠排除をきた

すような違法手続の事実でも同様)、あるいは訴追側のアンフェアな捜査と訴追活動を立証する新証拠が出現し、これを考慮すればひいて有罪判決は支持しえない(証拠不十分で無罪となる)事態に至るときも、本案についての新証拠ではないが、同条の要件をみたすものと解すべきであろう。」(前掲『一事不再理の原則』328頁)

井戸田教授も、「単なる訴訟手続違背と思われるような場合であっても、それが直接、間接に原確定判決の事実認定に影響を及ぼすべき場合も、「証拠」の新規性に含まれると考えなければならない場合があるし、否定的な変更もそこにはいるという結論が正当である」(同「上訴と再審」鴨良弼編『刑事再審の研究』(1980年、成文堂)244頁)とされた。

### 3 憲法的再審理由

問題は、「憲法的再審」の場合には明白性は明らかで、法第435条第1号、第2号、第7号の定める場合と比べても、独立の再審事由として規定する必要性はより高いものがあると考えられるにもかかわらず、法はなぜ、「憲法的再審」について明文の規定を置かなかつたのかという点にある。現行再審法の立法にあたって、この問題が検討された様子はいかがえない。ただ、違憲の謗りを免れがたいような「憲法的再審」の排除というような選択を立法者が敢えて行ったと考えるのは不自然であろう。思うに、「憲法的再審」というのは現実には容易に存在しがたい稀有な場合だということから、立法者をしてこのような規定の必要性を意識させなかつたと言えないであろうか。憲法に反するほどの手続違反は、捜査機関・司法機関が全うに職務を遂行していれば起こり得ないからである。現に、田宮説の「憲法的再審」の構想も「極限的な状況」を想定して展開されているのである。

この憲法的再審については、学説では肯定説が有力である。肯定説の論拠となっているのは、ノバ型再審とファルサ型再審とを一体的に理解するという前述の考え方である。ノバ型再審を緩和して、憲法的再審理由もこれに包

含まれるとされる。それでは、判例は、この点についていかがであろうか。ここで注目されるのは、最大判昭和47年12月20日刑集26巻10号63頁（高田事件）である。次のように判示して、本被告事件について、憲法第37条第1項の規定する「迅速な裁判」の保障に違反するとして、免訴を言い渡したからである。

「当裁判所は、憲法三七条一項の保障する迅速な裁判をうける権利は、憲法の保障する基本的な人権の一つであり、右条項は、単に迅速な裁判を一般的に保障するために必要な立法上および司法行政上の措置をとるべきことを要請するにとどまらず、さらに個々の刑事事件について、現実に右の保障に明らかに反し、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判をうける被告人の権利が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、これに対処すべき具体的規定がなくても、もはや当該被告人に対する手続の続行を許さず、その審理を打ち切るという非常救済手段がとられるべきことをも認めている趣旨の規定であると解する。」

このようにして、判例によれば、憲法的免訴事由が認められることになった。

それでは、再審のケースはいかがであろうか。判例はいまだみられない。ただ、最高裁判所が免訴に限って憲法的事由を認めたと解すべき論理的な根拠は存しない。再審についても憲法的理由が認められる余地は残されているとみるべきであろう。というのも、高田事件判決は、違憲状態を救済する方法が他にない場合には、立法にまつのではなく、憲法の番人たるべき裁判所が自ら対応すべきだという考え方によっているとの理解に立てば、それは再審についても妥当しうるからである。問題は、高田事件判決にいうような、直接憲法規定を発動しなければならないような「異常な事態が生じた」場合かどうか、すなわち、「最終手段性」の有無ということになる。

この点で興味深いのは、横浜事件について再審開始を確定させた平成17

(2005)年3月10日の東京高裁抗告棄却決定である。次のように判示されたからである。

「治安維持法1条、10条については、1945年10月15日公布の「治安維持法廃止等ノ件」と題する勅令によって廃止されたとするのか、それ以前に実質的に廃止されたと認めるのか、学説上の争いがある。実質的廃止を認めるとしても、その時点を1945年8月14日、日本政府が連合国に対しポツダム宣言受諾を通告した時とするのか、同日、天皇が終戦の証書を発したときとするのか、あるいは9月2日、降伏文書に署名がなされた時とするかなど、その見解はさまざまであると考えられ、いずれを正当として採用すべきであるか、にわかに決しがたい。免訴を言い渡すべき明確な証拠を新たに発見した場合にあたる、として再審を開始した原判断を是認することはできない。」「しかし、請求人らが主張する他の再審理由の主張が理由あるもの認められるから、原決定の結論は是認することができる。横浜事件関係者を取り調べた司法警察官3名の特別公務員暴行傷害罪について1952年に最高裁で有罪判決が確定したが、その確定判決の存在により、Kらおよび他の関係被告人が告訴するに当って提出した、告訴状の付属書類である各口述書写し、および「警察における拷問について」と題する書面写しや陳述書等の信用性を否定することが極めて困難になったといわなければならない。Kらは、いずれもが治安維持法違反容疑事件により警察官に引致された直後ごろから、警察署留置場に拘置されている間、その取り調べ中、相当回数にわたり拷問を受けたこと、そのためやむなく虚偽の疑いのある自白をし、尋問調書に署名押印したことが認められる。そしてKらは戦後しばらくして、拘置期間が長期にわたっている中で、予審判事らの示唆に応じ、寛大な処分を得ることを期待して、いずれも犯罪事実をほぼ認めて予審判決を得、公判廷においても起訴事実を認めて、執行猶予付き判決を得たことが認められる。したがって、Kらのいずれの自白も、主観的要件等に関しては、信用性のな

い疑いが顕著である。」「横浜事件の関係被告人の残されている判決によると、被告人の自白が挙示証拠のすべてであることが顕著であり、そのために被告人の自白の信用性に顕著な疑いがあるとすると、直ちに本件各確定判決の有罪の事実認定が揺らぐことになるのである。」「以上の理由により、3名の司法警察官に対する判決写し、Kらの口述書写しを含む31通の口述書写し、「警察における拷問について」と題する書面写し、及び陳述書等は、Kらに対し無罪を言い渡すべき新たに発見した明確な証拠であるということができる。」「そうすると、Kらについては、いずれも旧刑法485条6号の事由があるので、この点で、本件各請求は理由がある。したがって、本件各請求について再審を開始するとした原決定は、結論において正当であり、本件各即時抗告の申し立ては、結局、理由がない。よって、旧刑法466条1項により本件各即時抗告を棄却する。」

この決定では、前述の田宮教授の「手続上の事実の誤認のゆえにデュー・プロセス違反の事態を惹起し、そのために本案についての事実誤認をきたしているときは、刑法435条6号をやや拡張的に解し、再審理由があるとしてもよいのではなかろうか。たとえば、自白の証拠能力を奪うに至るような新証拠（物証の証拠排除をきたすような違法手続の事実でも同様）、あるいは訴追側のアンフェアな捜査と訴追活動を立証する新証拠が出現し、これを考慮すればひいては有罪判決は支持しえない（証拠不十分で無罪となる）事態に至るときも、本案についての新証拠ではないが、同条の要件をみたすものと解すべきであろう。」（前掲『一事不再理の原則』328頁）という考え方が採用されているように見受けられる。

- 4 拡大解釈による違憲判断の回避と再審による救済に伴う「混乱」の不発生
- 実体審理に影響を与えるようなデュー・プロセス違反の有罪判決が確定した場合、これを是正する必要性は高いと言える。憲法違反の刑事手続の場合にはなおさらである。にもかかわらず、是正の途が現行刑事手続にはないとい

うことになれば、このような刑事手続自体が憲法違反ではないかという疑いも生じえる。

問題は、立法に際しては想定しがたいような司法機関や行政機関等の過ちによって違憲状態が生じた場合に、これをどう是正するかである。司法機関や行政機関等といえども無謬ではあり得ない。過ちを犯すこともありえる。そこで、この過ちを是正し救済のための必要な立法的措置等をあらかじめ講じておくことも立法者には要請されると言えよう。もとより、この立法的措置等についても「立法政策の問題」「立法機関の裁量」に委ねられる部分は少なからず存する。だからと言って、法令違憲の判決や適用違憲の判決が一切許されないとするのは違憲立法審査権の意義を没却することになるろう。

しかしながら、憲法第31条の直接適用や刑訴法第435条第6号の解釈によって違憲判断を回避することが可能で、かつ、そうすることによって特段の不都合が生じないとすれば、これによる問題解決を図ることはごく自然で、その必要性も高いと言えよう。

もっとも、上述の如くデュー・プロセス違反を理由とする再審を憲法第31条の直接適用により、あるいは刑訴法第435条第6号を根拠に認める解釈に対しては、濫請求が増えるのではないかなどの危惧から、これに反対する意見があるかもしれない。そこで、この点について一言しておきたい。

確かに、何らかの手続違反があれば、必ず再審を開始しなければならないとすれば、再審請求件数が著しく増加する。その恐れを一概に否定することはできない。訴訟経済に反することにもなるろう。しかしながら、それは、手続違反のすべてを再審理由にするという前提に立った場合のみである。

デュー・プロセス違反を再審事由と解する見解は、確定判決の事実認定が相当に疑わしい上に、著しい手続違反があるにもかかわらず、明白性のある証拠を提出することが困難な事案を想定して立論されている。田宮説の「憲法的再審」の構想は、既に述べたように、このような事案の中でも特に手続

違反が甚だしいもの、たとえば強制・拷問があった場合とされており、その意味するところは、手続が憲法に反するという極限的な状況を想定しているのである。

そうであれば、濫請求などの「混乱」が生ずるおそれの全くないことは明らかである。なぜなら、憲法に反するほどの手続違反は、捜査機関・司法機関が全うに職務を遂行していれば起こり得ないからである。現在の社会状況において、捜査機関・司法機関が頻繁に憲法違反を犯すとは考えにくいと言ってよいのである。

## 5 無罪判決と免訴判決

周知のように、再審が開始された横浜事件について、横浜地裁は、平成18（2006）年2月9日、免訴判決を言い渡した。免訴を言い渡すべき場合に当たるかについて、次のように判示した。

「治安維持法1条、10条は、ポ宣言受諾により実質的に失効したと解されるが、この事態は旧刑事訴訟法363条2号が免訴理由と定める「犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廃止アリタルトキ」に当たる（最大判昭和28年7月22日＝政令325号＝アカハタ等の発行停止指令事件判決、は昭和25年政令325号違反の罪は講和条約発効後においては「刑の廃止」があったものとして免訴すべきであると判示、現行刑訴法についての判断で事案は同じではないが、法律の廃止がなされなくとも「刑の廃止」があったといえる事態があることを認める点では当裁判所と同様の見解）。」「旧刑訴法上の免訴事由には刑の実質的な廃止のあった場合も含まれると解されるが、免訴事由のある場合も再審理由として規定されているので、これを除外すべき理由はない（積極的救済、衡平の観点）。再審理由としての免訴を言い渡すべき場合には、通常免訴と同様に刑の実質的な失効の場合を含むと解すべきである。」

他方、無罪を言い渡すべき場合に当たるかについては、「弁護人の無罪の

主張にもかかわらず、犯罪とされる行為の後に法が失効したにすぎないので、無罪とする理由はない。」と判示した。そして、その検討結果を次のように判示した。

「治安維持法1条、10条は、ポ宣言が国内法的な効力を有するにいたったことにより実質的に失効したと解され、これは旧刑訴法363条2号にいう「犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廃止アリタルトキ」に当たると認められる。証拠は、その論拠とするところのすべてを採用するものではないが、結論も含めて当裁判所の見解に影響を与えており、旧刑訴法485条6号にいう新証拠といえ、本件は、同条の「免訴ヲ言渡（ス）・・・ヘキ明確ナル証拠ヲ発見シタル」場合に当たるといえる。再審理由は免訴を言い渡すべき理由があると認める限りにおいて理由がある。」「免訴事由に関する再審請求理由①には理由があるから、再審請求理由②ないし④については判断するまでもなく、旧刑訴法506条1項により主文の通り決定する。」

第二審の東京高裁も、平成19（2007）年1月19日、免訴判決を支持して控訴を棄却した。最高裁第二小法廷も、平成20（2008）年3月14日、免訴判決を支持して、上告を棄却した結果、免訴判決が確定した。

この免訴判決は、鈴木茂嗣教授の見解に近いと言えないこともない。同教授によれば、デュー・プロセス違反の著しい場合を免訴事由と解しうるとされ、次のように説かれているからである（同『続・刑事訴訟の基本構造・下巻』（1997年、成文堂）684頁以下）。

「大森簡裁は、昭和40年4月5日、道交法違反を理由とする逮捕の際に被疑者が衆人環視の中で捜査官から暴行陵虐をうけたという事案につき、本件犯罪の軽微性をも考慮しつつ、憲法36条、31条違反を理由に、刑訴338条4号を準用して公訴棄却で打ち切った。この判決は第二審で覆され、また最高裁によっても、「本件逮捕の手續に所論の違法があったとしても本件公訴提起の手續が憲法31条に違反し無効となるものとはいえない」との

理由で否定されたが、学界ではむしろ大森簡裁のような処理を支持する声が高い。」「犯罪の重さに比較して捜査の違法が著しいというような場合、その違法が国家に犯罪処罰の適格性を欠くに至らしめることもあると解すべきであろう。そして、前記大森簡裁判決にあらわれたような事案は、まさにかかる場合にあたるといってよいと思われる。同判決も、公訴棄却で手続を打ち切るにあたり、当該犯罪の軽微性に言及している。」「すでに指摘した免訴判決の性格（「訴因制度を前提に主張吟味型の訴訟観に立って考察するならば、（337条）2号以下の事由が刑罰権消滅事由である以上、かかる免訴が本案裁判であることは、きわめて明白な事柄なのである。」—引用者）からいって、あえて検察官のデュー・プロセス保障義務違反や客観義務違反を問題とするまでもなく、端的に「捜査の違法→処罰不相当→免訴」という構成をとれば足りるのである。」

そして、そこから、同教授によれば、デュー・プロセス違反の事実に関する明白で新たな証拠の存在は再審理由としうるとされ、次のように説かれている。

「私は、再審事由に関する435条6号を基礎に現行法上の免訴の性格を正しく把握するならば、右のような場合（デュー・プロセス違反が証拠能力や証拠の証明力に影響を与え、ひいて事実誤認に至るといったケース—引用者）だけではなく、むしろデュー・プロセス違反が端的に免訴事由となり、それ故デュー・プロセス違反がいわば直接に再審事由となる場合もありうると考えるのである。」

鈴木説の意義は、「デュー・プロセス違反が証拠能力や証拠の証明力に影響を与え、ひいて事実誤認に至る」といった間接的な再審理由のほかに、「重大なデュー・プロセス違反」＝再審理由となる場合を確保することにあると言えよう。そのために、デュー・プロセス違反の著しい場合を免訴事由と解しうるとされるのである。

しかしながら、これでは、再審無罪判決を求める当事者の願いに反する結果になり、利益再審という性格が減殺されることになる。免訴判決に対して強い批判（小田中聡樹「横浜事件再審開始決定の事理と法理」能勢弘之先生追悼記念論集（2003年、信山社）等参照）がみられる所以である。やはり、利益再審という本旨に則って、「重大なデュー・プロセス違反」＝再審理由としつつ、この場合も、「有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき場合」にあたるというように解釈・運用することが本来のあり方といえよう。

## 6 弁護「不在」も再審理由

日本国憲法は、その第34条前段で、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。」と規定している。この弁護人に依頼する権利について、最大判平成11年3月24日民集53官3号514頁は、同法第34条前段に関わってであるが、次のように判示している。

「右規定は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないというにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任する上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべきである。」

このような理解は、当然のことながら、憲法第37条第3項の規定にも及ぶものと考えられる。同項では、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」と規定されているからである。被告人の場合、弁護人を依頼する権利を実質的に理解し、これを保障することの必要性は、改めて詳述するまでもなく、被疑者以上に強いものがあるからである。

それでは、いわゆる弁護不在などのように、形式的には弁護人が選任され

ていても、この弁護人を依頼する権利が実質的に保障されずに有罪判決が確定してしまった場合は、いかがであろうか。この場合も、憲法的再審理由になるのでしょうか。

この点、横山晃一郎教授によれば、次のように説かれている（同『刑事訴訟法の解釈』〔1965年、中央経済社〕201頁以下等参照）。

「被告人の正当な利益を守るのは裁判所の義務であり、又検察官の義務でもある。しかし、それぞれに固有な重大な任務をかかえていること、又訴訟形式を採用している等の理由で、裁判所、検察官に十分な被告人に対する後見的配慮を期待することは難かしい(それどころか今日検察官は被告側と鋭く対立し、後見的機能はどこ吹く風である)。ひるがえって、裁判所を中にはさんだこの両当事者を比較してみると、その力には大きなひらきがある。当事者の一方、検察官は、強力な国家権力を背景に正義の御旗をふりかざして突進するのに対し、対抗当事者たる被告の多くは貧しい人達であり、又背中に不正のラク印を押された人達である。証拠収集能力においても、法律的知識においても到底被告は検察官の敵ではない。弁護士制度は、訴訟におけるこの実質的不平等を是正し、被告人の正当な利益を守るため認められた制度なのである。」「しかし、このような必要性が認められ、制度化されるには、長い年月が必要だった。裁判についての経験の積み重ねと被告人にも守られねばならない人権があるのだ、という発見が、刑事裁判に弁護士制度を導入させ、拡大させたのである。このことは明治以来のわが国の刑事裁判の歴史についてもあてはまる。ボアソナードの治罪法で初めて認められた刑事弁護人が、旧刑訴法で、予審の段階でも選任でき一定の範囲で予審手続に参加できるものとなり、新憲法、新刑事訴訟法で更にその任務、活動範囲が広がったからである。すなわち、憲法は、三七条三項で、『刑事被告人は、いかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する』と規定すると共

に、『何人も、理由をただちに告げられ、且つ、直ちに弁護人を依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されない』という三四条もおき、被告人の弁護人依頼権を憲法上の保障にまで高めた。」

問題は、憲法第37条第3項にいう「資格を有する」弁護人の意味である。横山教授によれば、ここでも、次のように問題提起されている（同216頁、218頁参照）。

「『資格を有する』とは、かつて資格試験に合格した、というだけの意味ではなかろう。資格試験に合格したときの状況が現在もなお続いているのではなくてはなるまい。弁護士としての自覚に、又弁護士としての専門的知識に著しく欠ける弁護士は、もはや弁護士の名に値しないのではないか。弁護士は被告を弁護するものだ、被告の訴えや思いを代弁し、法律的にこれを表現するものだ、という基本的自覚がなく、これを具体的行動にあらわした弁護士は、弁護士としての自覚に『著しく欠ける』ものではないか。「（大西事件の一引用者）控訴裁判所はたしかに、弁護人を付した。しかし、この弁護人は、控訴審で示したその行動からみて…、『資格を有する弁護人』とは到底考えられない。これは刑事被告人が自分で資格を有する弁護人を選任することができないときは、国でこれを付する、として刑事被告人に『資格を有する弁護人』の弁護をうける権利を保障した憲法三七条に違反する。又控訴審の裁判には憲法三一条に違反する疑いがある。なぜなら、憲法三一条は、『法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない』としているが、本件被告は、弁護士なしでは開廷できない必要的弁護事件の控訴審に、『資格を有する弁護人』といえる弁護士なしで開廷され、死刑の一審判決を支持する控訴棄却の裁判を受けたからだ。もしこの判決が確定したとすれば、被告は、法の定める手続に違反して、その生命を奪われることになる。…被告の訴えを法律的に構成しようと努力しない弁護士も亦、憲法の保障する『資格を有する弁護人』と

いえないのではあるまいか」

横山教授の「資格を有する」弁護人のこのような解釈によれば、当該刑事裁判において、「弁護人としての基本的自覚がなく、これを具体的行動にあらわした」弁護人が存したと認められる場合には、憲法第31条のデュー・プロセス違反として、刑事訴訟法第379条の控訴理由や、同法第405条の上告理由に該当することになる。しかしながら、それだけではなく、刑事訴訟法第435条第6号の再審事由にも該当するということになる。弁護「不在」は、実体審理に影響を与えるデュー・プロセス違反の中でも最重要の一つと位置づけられ得るからである。

もっとも、それは裁判所の弁護士ないし弁護士会への過剰介入を認めることに繋がるものであって妥当ではないといった反論があるかもしれない。しかしながら、横山教授の結論は、次のような検討をも踏まえて導き出されているのである（上述書220頁以下）。

「裁判所は、ただ弁護士という名のつくものを、弁護士会の内部的取り決めどおり、つけさえすればそれよいというものであろうか。なるほど裁判所は『弁護人の実質的な能力、責任感の強弱等を調査する責務を負担するものとは解されない』…かもしれない。しかし、それは選任に際してのことであって、その後の弁護人の行動が、著しく弁護士としての自覚、専門的知識に欠けることが判っても、手を拱いてよい、というのではない。裁判所に認められている国選弁護人の解任権…は、このようなときにこそ、行使されなければならない権利なのである。…控訴裁判所の行動は、被告の弁護を受ける権利をまったく無視したものとわなければならない」。

もっとも、弁護「不在」の責任の一端が被告人の側にある場合にもデュー・プロセス違反だとすることは行き過ぎだとの批判もあるかもしれない。この批判の当否については更なる考察が必要だと思われるが、少なくとも、被告人の側に責任がない「弁護不在」については、これを憲法的再審理由とする

ことに特段の問題は生じないであろう。本件事件の場合も、これに属する。弁護「不在」を再審事由とすることに特段の支障は認められない。

#### 7 刑事訴訟法第435条第6号の解釈

刑訴法第435条第6号を適用して「憲法的再審」等を救済する場合、通常の第6号再審理由と同様の「明白性」要件の充足が要求されると解することは妥当ではない。

通常の再審請求における新証拠と異なり、憲法違反を理由とする再審については、「新規性」について異なる取扱いをすべきである。憲法違反というものは、従来、裁判上、合法として扱われていた事実が実は憲法に違反していたとの憲法上の評価の変更、換言すれば、新たな憲法的評価だからである。そもそも憲法違反という価値判断の特殊性は、憲法違反との価値判断自体が新たにという点にある。そうでなければ、再審請求において多くの憲法違反が、新規性なしとして扱われてしまう恐れがある。本件のように、憲法違反を理由とする再審の場合には、形式的な新規性判断に拘泥するあまり、重大な憲法違反を見逃すというようなことのないよう、憲法違反の刑事手続を確認した以上、新規性を理由に再審を拒むことは許されない。したがって、憲法違反をもって再審理由とする場合には、合憲から違憲への憲法上の評価の変更自体をもって「新規性」と考え、通常のノバ再審にみられるような「新規性」要件は不要を解すべきではないかと思料される。憲法違反の刑事手続を理由とする再審の場合、本来の適正な手続を経て生ずるはずの「確定力」がそもそも存在しないのであるから、「新規性」要件は不要だと考えても特段の問題は生じない。

それは「明白性」要件についても同様で、通常の再審請求における新証拠と異なり、憲法違反を理由とする再審については、「明白性」についても異なる取扱いをすべきだと思料される。というのも、上述したように、三鷹事件に関する最大判昭和30年6月22日刑集9巻8号1189頁は、次のよ

うに判示しているからである。

「絶対的控訴理由（377条・378条）に当る場合は常に相当因果関係があるものと訴訟上みなされているものと解すべきであるが、379条の場合には、裁判所が当該事件について具体的に諸般の状況を検討して判断すべき問題であって、或る訴訟手続の法令違反は当然に判決に影響あるものと解し、或はその影響の可能性があれば足ると解するが如きは、同条の法意に反するものといわなければならない。また判決に影響を及ぼすことが明らかでない訴訟手続の違法があったからといって、その判決が憲法31条にいわゆる法律の定める手続によらなかったものであるということのできないのはいうまでもない。」

絶対的控訴理由に関する最高裁のこの考え方は、憲法違反を理由とする再審請求の場合にも妥当するものと考えられる。435条第1号ないし第3号及び第7号に準じた取扱いが求められると言えよう。憲法違反にあたる手続違反が存在する場合には、事実誤認と相当因果関係があり、その結果、法第435条6号の再審事由となるのである。それゆえ、憲法違反を再審理由とする場合は、憲法違反にあたる手続違反が事実誤認と相当因果関係があるとみなされる結果、「明白性」の要件も「憲法違反にあたる手続違反が明らか」の意に解釈すべきではないかと思料される。

## 8 本件事件の再審の必要性

本件事件の場合、憲法的再審理由を認めて再審を行う必要性は極めて高いものがある。刑事手続に関する憲法的要請はいわば絶対的要請とも言うべきもので、この絶対的要請に反して言い渡された有罪判決については、その是正を図ることが憲法上強く要請されているところ、福岡事件の刑事手続はその典型とも言うべきものである。本件事件の刑事手続については、後述するように、ハンセン病差別・偏見のために、憲法上あり得べからざる「異常な事態」が公判廷の内外で発生しているからである。このような重篤な違憲状

態を発生せしめた司法には、この違憲状態を早急に解消することが強く求められる。

本件事件については死刑判決が確定し、かつ、既に執行されているという点も重要である。日本国憲法の下において最も守られるべきは「人の生命」である。第13条後段は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めている。国民の生命を守ることは国の最大の責務だとされる。にもかかわらず、誤判によって、国民の生命が剥奪されたとすれば、国政に対する国民の信頼に及ぼす影響はいかかなものであろうか。この影響は想像をはるかに超えるものがある。国は、被害の救済を通じて、国政への信頼回復に、全力をあげて努めなければならない。

剥奪された生命を回復させることが不可能だとしても、改めて訴訟手続を再開し、適正な手続の下で事実認定をやり直すことによって、そこで侵害された本件事件の被告人とその関係者の名誉をはじめ、憲法上の利益を回復させることの必要性は極めて高いものがある。訴訟手続に明らかな憲法違反が認められる判決が確定している場合には、その判決を受けた者は、その判決の効力が存続する限り、違憲状態に置かれていることに留意しなければならない。そして、違憲状態に置かれている被死刑執行者は、当然に救済されなければならない。それは、日本国憲法が国民に対して基本的人権を保障していることから導かれる当然の帰結である。

誤判による死刑執行などということは決してあってはならないことである。上記の日本国憲法第13条後段の規定からすれば、誤判による死刑執行を防止するための方策を講じることも、国の責務の中で最大のものの一つである。

この点で興味深いのは、アメリカにおける最近の動きである。というのも、アメリカの民間団体・死刑情報センターによれば、全米で1973年から2

004年までに116人の死刑囚が無実と判明し釈放されているが、死刑台からの生還者数が全米で第二位のイリノイ州では、ついに2003年1月、死刑台からの生還者が死刑を執行された人数を上回るという事態を迎えたために、州知事は死刑執行の停止を宣言し、同年3月に、裁判官経験者及び検察官、弁護士など、州の刑事司法のエキスパートからなる死刑事件調査委員会を発足させたからである。「冤罪を生み出す刑事司法の下では死刑は続けられない。」「問題を徹底的に検証し改革しなければならない。」との考えによる英断だったといわれる（伊藤和子「アメリカで相次ぐ冤罪と刑事司法改革—日本への示唆」法と民主主義410号〔2006年〕58頁以下等参照）。

しかし、何よりの防止策は被害を救済及び回復することである。再審によって誤判を是正することが何よりも肝要である。人間は神ではない。神ならぬ人間に「無謬性」を求めることはできない。フランス革命は「人民の全能性」の名の下に刑事再審を廃止した。しかし、人々はすぐに「人民」といえども過ちを犯すことに気がついた。そして、刑事裁判に対する信頼を真に損ねるのは誤判ではなく、誤判を是正しないことだとして、刑事再審を復活した。我々も誤判を認め、是正する勇気を持たなければならない。

## 9 憲法違反の本件事件の刑事手続

### (1) 菊池医療刑務支所内での開廷

昭和26（1951）年1月、厚生省と法務府との間で、ハンセン病患者専用の「癩刑務所」を熊本県内にある国立ハンセン病療養所の菊池恵楓園の敷地内に設置する旨の協定が結ばれた。厚生省で予算をとれば、法務府はこの「癩刑務所」を監獄法に基づく代用監獄に指定することで合意がなされ、1951年度での予算化がなったことから、協定が結ばれたものである。恵楓園入所者自治会は強く反対したが、これを無視する形で建設計画が進められた。菊池恵楓園から敷地の無償所管換えを得て、形式上は

園外に建設されることになり、昭和28（1953）年3月、菊池医療刑務支所が「癩刑務所」として開設されることになった。

当初の収容定員は55名で、「刑の確定したらい患者」と「犯罪の容疑者で未決拘禁を要すべきらい患者で必要と認めた者」を対象として、全国から集められ収容された。熊本刑務所からハンセン病問題検証会議に提出された文書によれば、被収容者総数は117名で、うち被疑者は13名、受刑者は104名である。初めの5～6年は、入所前治療経験の少ない者が多かった等の理由により、治療効果が著しく、軽快者も多かったが、次第に病状にあまり変化の見られない者が多くなっていったという。

この「癩刑務所」には、言うまでもなく、憲法上の問題があった。それは、菊池医療刑務支所が、平成8（1996）年の「らい予防法」の廃止に伴って廃止されたことから明らかであろう。熊本地裁違憲判決では、「らい予防法」は遅くとも1960年以降には違憲状態に陥っていたとされた。とすれば、菊池医療刑務支所についても、遅くとも1960年以降は憲法上の問題が生じており、その速やかな廃止が検討されてしかるべきであった。廃止しなかった法務省の責任が問われることになる。併せて、司法の責任も問題となる。菊池医療刑務支所を廃止するかどうかは行政サイドの問題としても、同支所の中には「熊本地方裁判所菊池支所」という看板の架かった狭い部屋が置かれていたからである。本件事件も、この狭い部屋を使って、出張裁判が開廷された。

本件事件については死刑判決が言い渡されているが、異常さでこの死刑判決に勝るにも劣らないのは、本件事件の刑事裁判が菊池恵楓内の、あるいは園隣接地に開設された菊池医療刑務支所内の特別法廷で行われたという点である。

最高裁は、本件事件について、「熊本地方裁判所は、熊本県菊池郡西合志村国立療養所菊池恵楓園において法廷を開くことができる。」と決定し

た。この決定により、本件事件の第一審第4回公判までの審理は菊池恵楓園内の特別法廷で、また第一審第5回公判（昭和28年7月27日）以降及び第二審は園内に開設された菊池医療刑務支所の中の特別法廷で行われた。裁判所法第69条第2項は、「最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。」と規定していた。そして、最高裁は、第2項の「必要と認めるとき」の解釈として、「被告人が極めて長期間の療養を要する伝染病疾病の患者であって、裁判所に出頭させて審理することが不可能ないし極めて不当な場合」などを挙げていた。ある著名な刑訴法学の権威者も、解説中において、例外的に裁判所外で法廷を開く場合として、「らい患者のために、療養所で開くような場合」を挙げていた。本件事件も、このような解釈によったものである。

しかし、「らい予防法」の下であっても、ハンセン病患者だということだけで、「他の場所で法廷を開く」理由になったかは大いに疑問であった。「らい予防法」ですらも、「法令により国立療養所外に出頭を要する場合であって、所長がらい予防上重大な支障をきたすおそれがないと認めたとき」（第15条第2項）の外出は認めていたからである。恵楓園内の特別法廷で公判廷が行われるということは、一般人が傍聴することが極めて困難な状況の下で公判廷が開かれるということの意味した。いわば「非公開」の状態で裁判は進行した。

「らい予防法」をも越える「絶対的な隔離主義」を支えた法曹三者及び刑事訴訟法学者等の責任は甚大なものがある。法曹三者及び刑事法学も「無らい県運動」等で作出、助長、維持されたハンセン病差別・偏見に侵されていたことを、端的に示している。

## (2) 異様な法廷内

本件事件の特別法廷は、その置かれた場所だけでなく、法廷内も異様で

あった。法廷は消毒液の臭いがたちこめ、被告人である事件本人以外は白い予防着を着用し、ゴム長靴を履き、裁判官や検察官は、手にゴム手袋をはめ、証拠物を扱い、調書をめくるのに火箸を用いたとされる（1955年3月12日上告趣意書）。

証拠物の展示にしても、その証拠物を事件本人が直接にそれを手にとってその証拠の証拠力を攻撃しようとしても、裁判官はその展示した証拠物が、いったん事件本人の手中に渡ることによって、事件本人から感染の機会を与えられるといういわれの無い恐怖によって、事件本人にその機会を与えようとしなかったという（1955年3月12日上告趣意書）。

このようなことが、日本国憲法下の刑事手続として許されるのであろうか。既に、この時には、ハンセン病は特效薬の出現により完治しうる病気となっていた。にもかかわらず、ハンセン病差別・偏見のために、このような異様な手続が行われたのである。

### (3) 弁護「不在」

公判廷において、事件本人は殺人の公訴事実については一貫して否認しているにもかかわらず、第一審の国選弁護人は、第二回公判期日での罪状認否において、「何も申し上げることはありません」と述べた上で、罪体に関する検察官提出証拠についてすべて同意している。死刑の可能性もある重大事件において、被告人が全面否認しているにもかかわらず、検察官が有罪の証拠として提出したすべての証拠に同意するなどというような事態はおよそ前例がない。国選弁護人は死刑判決の言渡しなどにも欠席しているとされており、憲法からみて想定外の異常な事態といわざるを得ない。日本国憲法第37条は、「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。」「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼すること

ができないときは、国でこれを附する。」と規定している。しかし、本件事件の場合、同条はなきに等しかった。

問題は、憲法違反の状態がどうして生まれたのかである。というのも、それは、国選弁護人の怠慢や力量不足などから生じたものではなく、ハンセン病差別・偏見と本件に対する差別意識、すなわち、「おとなしく療養に専念すべき者でありながら、逆恨みから通報者を殺害し、ハンセン病強制隔離政策に公然と反抗した」（第一審判決）という事件認識・被告人像からもたらされたものといえるからである。被告人が頼るべき弁護士すらもが差別と偏見に侵されていた。これこそが本件審理の異常さを何よりも雄弁に示すものである。

刑事訴訟法は証拠裁判主義を採用し、第317条で「事実の認定は、証拠による」と規定している。ここに「証拠」とは証拠能力を有し、適式な証拠調べを経た証拠をいう。本件事件の場合、弁護不在のために、証拠能力がないものや、適式な証拠調べがなされていないものが証拠として採用された。本件第一、二審で有罪の柱となった2つの法医学鑑定、事件本人の自白を聞いたとする●イ●ら親族の供述調書や尋問調書は、作成者・供述者に対する尋問が全くなされないままに証拠として採用された。また、本件犯行の「凶器」とされた刺身包丁の発見経緯についての捜査報告書や、これを凶器であると断定する世良法医学鑑定書についても、弁護人によってすべて同意されたために、重大な疑義が認められるにもかかわらず、疑問点に対する作成者への尋問すら行われていない。

本件事件の場合、弁護「不在」は甚だしいものがある。弁護「不在」も憲法第37条第3項違反、第31条違反になるとする横山教授などの見解によれば、本再審請求における新証拠の一つとなる。

#### (4) 警察官による事件本人への拳銃の発射

事件本人は、逮捕の際、警察官により拳銃で撃たれている。そして、こ

れにより、右前腕貫通銃創の傷害と、尺骨に複雑骨折の傷害を負い、この痛苦の中で、取調べを受け、自白をとられている。しかし、本件逮捕については、逮捕現場の状況からみて、逮捕のために拳銃を使用する必要性は全くなかったと言える。

ところで、警察官職務執行法は、武器の使用に関して、次のように規定している。

- 第7条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。
- 一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。
  - 二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理

由のある場合。

もつとも、判例は、第1号及び第2号にいう「他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合」について、現場警察官の現場裁量を認めている。したがって、客観的には、武器使用の必要性がなかったとしても、警察官の主観においては、「他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のある場合」には、武器使用が許されるということになるろう。

しかし、本件武器使用に関しては、警察官の主観においても、警職法第7条の要件を満たさない可能性が強い。というのも、本件警察官は、事件本人を素手等で逮捕した場合、接触によりハンセン病に感染するかもしれないという恐怖感から、事件本人の身体をめがけて拳銃を発射し、事件本人に傷害を負わせることにより、あるいは場合によれば事件本人を死亡させることにより、事件本人を身動きできないようにして、事件本人の身体に接触しない形で事件本人を逮捕しようとして、拳銃を発射した可能性が高いからである。現に、逮捕後、事件本人の取調べにあたった警察官は、事件本人に近寄ることでハンセン病に感染するかもしれないという恐怖感から、ほとんど被疑者の供述を聞かないままに自白を求めているとされる（1962年7月事件本人手記）。本件逮捕時においても、このような恐怖感が存在したとみるのが自然であろう。

とすれば、このような拳銃の使用は警職法上、違法ということになるろう。問題は、それにとどまらず、憲法にも違反するという点である。強制処分の中でも人権侵害の可能性の高い強制処分であることに鑑みると、逮捕行為の執行にあたっては、強制処分法定主義に加えて、令状主義の要請を厳守する必要がある。現に、憲法第33条も、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となって

いる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」と規定している。しかしながら、本件拳銃の使用は、逮捕行為としては明らかに逸脱しており、判例が証拠排除を認める、令状主義の精神を没却する類のものといえるからである。憲法第33条に違反し、ひいては同法第31条の適正手続保障にも違反するということになる。

このように、捜査段階でも憲法違反がみられるというのが、本件事件の刑事手続の特徴である。

## 10 再審請求権者と再審請求手続

### (1) 検察官による再審請求

誤判は国家（司法）による人権侵害の中でも最たるものである。誤判の被害者及びその家族らが被った損害は想像を絶するものがある。人権救済を図る必要性は極めて高い。問題は、誤判の是正をこれらの者の個人的な努力だけに依存せしめて良いかである。断じて否であろう。被害者らは誤判の是正を求める権利を有するが、それは義務ではない。義務を負うのは誤判を言い渡した国の側である。誤判の是正は何よりも国家刑罰権の正当性、ひいては国家の存在意義に直結する事柄である。日本国憲法は国民主権を謳っており、国民は主権者として国家の存在意義に深く関わっていることからすれば、国民もまた、被害者らとともに、誤判の是正を求める権利を潜在的には保持していると言えよう。

そこから、現行刑事訴訟法は、再審請求の期間について、次のように規定している。

第441条 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになったときでも、これを行うことができる。

誤判を是正しない限り、国の責任は消滅することはない。時効のような

考え方を再審請求に適用することは妥当でないと考えられたものである。これを受けて、刑事訴訟法第439条は、再審請求権者についても、次のように規定している。

第439条 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。

- 一 検察官
- 二 有罪の言渡を受けた者
- 三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人
- 四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

2 第435条第7号又は第436条第1項第2号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれを行うことができない。

検察官も再審請求を行うことができるとされているのが特徴である。前述したような国の責任等に鑑みた場合、再審請求権者を誤判の被害者等に限定することは適当ではないと考えられたことによるものである。これにより、たとえ、有罪の言渡しを受けた者やその配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹が死亡した場合であっても、あるいは、これらの者が何らかの理由により再審請求を行うことができない場合であっても、なお、再審請求を行うことができる道が確保されていると言える。

それでは、被害者らによる道とは別のもう一つの道の担い手がなぜ、検察官とされたのであろうか。「有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」等の請求要件に係わって、再審を請求するにあたって

は訴訟手続や事実誤認についての専門的知見が必要不可欠で、ときには捜査に関する能力も要求される。このようなことから、検察官が適任とされたものと思料される。それゆえ、検察官がその「再審請求権」を行使するにあたっては、「検察の利益」を代弁するようなことがあっては決してならない。「公益の代表者」として、国の責務を全うするとともに、国民の権利を擁護するという観点から、これを適正かつ公正に行使しなければならない。国民からの再審請求の要請に対しては、これを真摯に受けとめ、誠実に応えなければならないことは改めて詳述するまでもない。

## (2) 付審判請求手続

検察官がこの「公益の代表者」としての役割を常に果たし得るかという点、必ずしもそうではない。たとえば、検察官が誤判の形成に深く関わっていた場合など、「検察の利益」と大きく相反するなどのため、その「再審請求権」を適正かつ公正に行使することが難しいというような場合も現実には考えられ得る。むしろ、そのような場合の方が多いたとも言えよう。過去において検察官から再審請求がなされた事例が極めて少ないということからも、そのことは容易にうかがい知れよう。

検察官が「再審請求権」を適正かつ公正に行使し得ない場合、誤判の被害者らによる再審請求の道とは別の再審請求の道を塞いでもよいのであろうか。この点についての明文の規定がないことから、塞ぐのもやむを得ないという見解があるかもしれないが、疑問である。道を塞いでは決してならない。それでは、国家の存在意義に関わる、国の責任による誤判の是正という理念は画餅に帰すからである。画餅に帰さしめないためにも、別の道をしっかりと確保する必要がある。

立法的な整備はもちろん図られなければならないが、現状でも、法の解釈・運用によって問題に対処することが必要で、それができないわけでもなからう。この点で参考になると思われるのは、付審判請求手続である。

現行刑事訴訟法によれば、次のように規定されているからである。

第262条 刑法第193条から第196条まで又は破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第45条もしくは無差別大量行為を行った団体の規制に関する法得（平成11年法律第147号）第42条若しくは第43条の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

2 前項の請求は、第260条の通知を受けた日から7日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした検察官に差し出してこれをしなければならぬ。

第263条 前条第1項の請求は、第266条の決定があるまでこれを取り下げることができる。

2 前項の取下をした者は、その事件について更に前条第1項の請求をすることができない。

第264条 検察官は、第262条第1項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第265条 第262条第1項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。

2 裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第266条 裁判所は、第262条第1項の請求を受けたときは、左の区別に従い、決定をしなければならない。

- 一 請求が法令上の方式に違反し、若しくは請求権の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理由のないときは、請求を棄却する。
- 二 請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第267条 前条第二号の決定があつたときは、その事件について公訴の提起があつたものとみなす。

第267条の2 裁判所は、第266条第2号の決定をした場合において、同一の事件について、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第2条第1項第1号に規定する審査を行う検察審査会又は同法第41条の6第1項の起訴議決をした検察審査会（同法第41条の9第1項の規定により公訴の提起及びその維持に当たる者が指定された後は、その者）があるときは、これに当該決定をした旨を通知しなければならない。

第268条 裁判所は、第266条第2号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは、その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。

2 前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行う。但し、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に嘱託してこれをしなければならない。

3 前項の規定により検察官の職務を行う弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

4 裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、何時でもその指定を取り消すことができる。

5 第1項の指定を受けた弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第269条 裁判所は、第262条第1項の請求を棄却する場合又はその請求の取下があつた場合には、決定で、請求者に、その請求に関する手続によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることができる。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第270条 検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第157条の4第3項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

この付審判請求手続も、条文の数が極めて少なく、重要な事柄について明文規定を欠く場合も少なくない。裁判官の職権による運用によって問題を処理することとされている。それは再審請求手続の場合も同様である。

もとより、付審判請求手続と再審請求手続とは、その方向を大きく異にする。前者は検察官による不適正ないし不公正な不起訴処分を是正することが目的とされているのに対して、後者は間違つた有罪判決を是正することが目的とされているからである。しかしながら、検察官が「公益の代表者」としての役割を履行しない場合には、裁判所に対し、直接、職権発動を求めることが例外的に許されるという付審判請求手続で採用された考え方は、再審請求手続においても大いに参考とされるべきである。すなわち、検察官が「公益の代表者」として国民から「再審請求権」の行使を求められたにもかかわらず、行使しない場合には、例外的に国民は裁判所に対し、直接、再審請求を受理するように求めることができるというように考えられるべきである。憲法的再審理由の場合、そう考える必要性はより強いものがあると言えよう。そこでは、国に憲法を遵守させるべく、国民一人一人が不断に監視の努力をすることが求められているからである。

(3) 弁護士による代行

問題は、検察官に代わって実際に再審請求を行い得る者は誰かである。付審判請求を受けた裁判所について、刑訴規則第173条は次のように規定している。

第173条 法第262条の請求を受けた裁判所は、被疑者の取調をするときは、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合には、調書を作り、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

3 前項の調書については、第38条第2項第3号前段、第3項、第4項及び第6項の規定を準用する。

ここでは、裁判所での取調べも想定されている。しかし、これを再審請求審の審理に直ちに持ち込むのは早急に過ぎよう。再審請求を受けた裁判所は、請求の適否を判断するだけで、「有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見」という任務は検察官に代わる「代行者」に委ねられるとすれば、この「代行者」にも検察官に匹敵する能力が要求されることになるだろう。とすれば、それは法曹の一翼を構成し、弁護士法によって基本的人権の擁護を使命とされる弁護士ということになるだろう。弁護士が適任であることは付審判請求手続において指定弁護士制度が採用されていることから明らかであろう。そして、このように考えた場合、上述の職権による「検察官請求代行制度」を認めた場合に危惧される濫請求の弊害は大幅に縮減されることになるだろう。

もっとも、その場合にも、再審請求件数が現在の請求件数よりも些か増加することが予想される。しかしながら、これをもって、このような「代

行制度」に道を閉ざす理由とならないことは言うまでもない。誤判を是正するために司法が当然に支払うべき「正当な対価」と位置づけられなければならない。

## 第2 適正手続の面から見た本件確定判決の脆弱性

### 1 適正手続に関する日本国憲法の規定

本件確定判決は、日本国憲法に定める数々の適正手続を無視して取得された証拠によって審理され、また、その審理手続もまた適正手続の諸原則に違反するものであった。前提として、まず、本件に関連する日本国憲法の適正手続諸規定について、概観する。

#### (1) 憲法第31条

憲法第31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」とする。刑罰権を国家が独占することを前提に、その刑罰権の行使の濫用を抑止し、国民の自由の保全を図る趣旨による、憲法第32条以下の詳細な諸規定の出発点をなす基礎的規定である。罪刑法定主義、不告不理の原則、違法収集証拠排除法則などの我が国の刑事手続上の諸原理の、まさに淵源をなすものである。

#### (2) 憲法第32条

憲法第32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」とする。刑事手続との関係で言えば、国家に対する自由権としての性格を有しており、裁判所による裁判によるのでなければ刑罰を科せられないということを意味している。

#### (3) 憲法第36条

憲法第36条は、「公務員による拷問・・・は、絶対にこれを禁ずる。」と規定する。「拷問」とは、被疑者や被告人から自白を得るために肉体的・生理的苦痛を与えることをいい、拷問が禁止された明治憲法下においても

拷問の弊が根絶しなかった経験を踏まえて、拷問を「絶対に」禁止した上、拷問により得られた自白の証拠能力を否定したものである（憲法第38条第2項）。

(4) 憲法第37条

憲法第37条は、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」（1項）、「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。」（2項）、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」（3項）と規定する。

刑罰が重大な人権侵害であることに鑑み、それを科する手続は、慎重かつ公平正大なものでなければならないとの理解から、適正手続の原則規定を敷衍した諸規定（憲法第37条ないし第39条）のうちのひとつである。第37条第1項は、偏波や不公平のおそれのない組織と構成をもった裁判所による裁判、その対審及び判決が公開法廷で行われる裁判を受ける権利を保障し、第2項は、「公平な裁判」を確保するために、およそ被告人に対し不利な証拠となる供述をなす者も含めて「十分に」審問をなす権利を保障し、第3項は、強制的な手続により証拠を収集したり、被告人の身柄を拘束したりすることのできる国家権力に対して、被告人の諸権利を擁護し、適正手続の要請を全うするための職業的資格を有する弁護人を依頼する権利を保障して、実質的当事者対等を志向するものである。また、公開裁判の要求は、憲法第82条によっても制度的に保障されている。

(5) 憲法第38条

憲法第38条は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」（1項）、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは

拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」（2項）と規定する。

1項は、いわゆる自己負罪拒否特権を保障しており、人間性に対する配慮と自白偏重による人権無視を防止しようとする考慮にもとづくものであり、自己の刑事上の責任に関する不利益な供述、すなわち刑罰を科せられる基礎となる事実などについての供述をしないことを理由にして、刑罰を科すことに限らず、何らかの不利益を課することを禁止するものであり、2項は、自白の強要の禁止を確保するために、強要して得られた自白の証拠能力を否定するものである。

(6) 憲法第14条

刑事手続上の適正手続原則の適用において、「法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により・・・差別されない」（憲法第14条）のは当然のことである。

2 日本国憲法から逸脱した本件刑事手続

本件事件の刑事手続が、憲法上のいかなる適正手続原理違背が認められるかについて、本件事件の特徴を踏まえながら、以下、具体的に論ずる。

(1) 憲法第32条、第37条第1項、第14条違反

本件事件の審理は、事件本人がハンセン病療養所入所者であったことを理由として、本来管轄を有すべき熊本地方裁判所本庁ではなく、菊池恵楓園内に設置された菊池医療刑務所内特設法廷において行われた。菊池恵楓園入所者以外は同園内に自由に立ち入ることができない状況下での裁判であり、到底「公開裁判」が行われたということとはできない（憲法第37条第1項違反）。

このような措置は「熊本地方裁判所は、熊本県菊池郡西合志村国立療養所菊池恵楓園において法廷を開くことができる。」という最高裁決定を根拠として執られたものであるところ、当時の「らい予防法」においてすら、

「法令により国立療養所外に出頭を要する場合であって、所長がらい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき」には外出が法律上許可されることになっていたのであって、通常法廷、すなわち、熊本地方裁判所本庁に存在する法廷にて公判廷を開くことに何ら支障はなく、そもそも事件本人をハンセン病療養所入所者でない者と別異に取り扱って、特設法廷において公判期日を開催する必要性は存在せず、このような取扱いを正当化する必要性さえ見いだし得ないと言ふべきである。にもかかわらず、事件本人は、事実上裁判の公開原則が保たれ得ない特設法廷における裁判を受けさせられており、このような「差別」が合理化される必要性が見いだし得ない本件事件の審理は、事件本人がハンセン病療養所入所者であることを理由として、事件本人の裁判所による裁判を受ける権利を侵害するものであり、また、「法の下での平等」に反する取扱いがなされたものといえる（憲法第32条、第14条違反）。

また、本件事件においては、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、検察官はおろか弁護士まで、白衣を着けてその審理に臨んでおり、証拠物の展示や、事件本人に対して書証を示す際、裁判所職員が手袋をはめ桶廻で行うなど、必要のない、そして、事件本人にとって極めて屈辱的な措置が、感染予防の名の下に行われている。ハンセン病及びその病歴者に対するめぐいがたい偏見に基づいて行われた本件事件の審理の過程をみれば、事件本人は、「公平な裁判所」の「裁判を受け」たとは到底言うことはできない（憲法第37条第1項違反）。

(2) 憲法第36条、第38条違反

事件本人は、逮捕の際に、警察官から拳銃で撃たれたことにより、右前腕貫通銃創及び尺骨に複雑骨折の傷害を負い、その痛苦の中で取調べを受け、それにより、自白調書が作成され、公判廷における審理において、証拠として採用された。

逮捕時、事件本人が自傷他害の危険を有する客観的状況は全く認められなかったにもかかわらず、警察官が発砲し事件本人を傷害せしめた行為自体違法であるが（この行為はあたかも狩りをするごとく行われたものであってハンセン病患者に対する例えようなない偏見から生じたものと言うべきである。）、その傷害の痛苦に苦しむ事件本人を必要かつ適切な治療を受けさせないまま取り調べることは、自白を得るために肉体的苦痛を利用するものであり、まさに「拷問」に該当するといわなければならない。

そして、その結果得られた自白は、本件事件においては証拠とされるべきものではなかったと言うべきである（憲法第36条、第38条違反）。

### (3) 憲法第37条第2項、第3項違反

第一審の弁護人は、事件本人が否認する旨明示しているにもかかわらず、罪状認否において否認するとの意見を陳述せず、証人尋問においても積極的、主導的に尋問する姿勢が認められず、否認事件でかつ死刑判決が考えられる重大事件であるにもかかわらず弁論要旨さえ提出せず、記録上、事件本人を弁護した形跡が全く見られない。さらに、あろうことか、裁判官、検察官と同様に、白衣の予防着を着け、一緒になって事件本人に対する屈辱的取扱いを漫然と続けたものである。

また、本件事件における第一審の弁護人は、事件本人が公訴事実を否認しているにもかかわらず、関係者の供述証拠を全部同意している。その結果、本来、事件本人に不利な供述をする者をその真偽を確認すべく審問することがかなわないまま、事件本人に不利な供述証拠が裁判所に提出され、有罪判決を導くための有力な証拠として援用されるにいたっている。事件本人が否認している場合に、関係各供述証拠について不同意にして公判廷において供述者の尋問を行うのは当然のことであり、これを漫然同意した弁護人の所為は、弁護人としての誠実義務に違反するものであり、弁護士会における懲戒処分の対象ともなるべき非違行為である。

そして、このような事件本人に不利益な供述証拠を同意したことに代表される第一審の弁護人の不適切弁護に対して、裁判所は、何ら釈明を求めず、それを放置した結果の第一審判決と言ってよい。

以上のとおり、事件本人は、本件事件の第一審において、実質的には弁護人不在のもとでの防御を強いられたものであり、その結果、関係者に対する「十分な審問」の機会を与えられないまま、判決を下されたものである（憲法第37条第2項、第3項違反）。

### 3 本件刑事手続と事実誤認のおそれ

以上のとおり、本件事件の審理は、あらゆる点で憲法の適正手続保障原則や法の下での平等原則、また、とりわけ公開裁判の原則に違反して行われたものであって、そのような審理の結果としての死刑判決及びその執行は、当然に違法、無効なものといわなければならない。

そして、このような違法な手続を経て認定された事実についても、そもそも事実誤認のおそれが高いものと言わなければならない。

事件本人に対する捜査の過程は、不利益供述の強制や拷問など多数の違法行為が積み上げられたものであり、公判段階に入っても、否認する事件本人のための弁護は全く行われず、捜査段階の数々の適正手続違背が不問に付され、裁判所もそうした状況を放置して弁護不在審理に積極的に加担した。

このようなおよそ法治国家における裁判と呼ぶに値しない裁判が行われた背景には、国のハンセン病政策、そして、それにより発生、助長されたハンセン病及びその患者らに対する差別、偏見があり、それに裏打ちされて行われた最高裁による事件本人を特設法廷で裁くことを許す決定がある。

事実上非公開裁判であった本件審理においては、数々の憲法違反の手続があり、それが裁判所、弁護人の怠慢により見逃されても、国民の批判にさらされることがなく、そのように緊張感を欠いた審理のもとで、事件本人に対するぬぐいがたい偏見を有し、現に公判廷において差別的取扱いを自ら行っ

た裁判官らが構成する裁判所の証拠評価は自ずとそうした偏見に支配され、事件本人を有罪に導く方向での心証の歪みを生じていたものと言わなければならない。

#### 4 まとめ

以上のとおり、本件確定判決にいたるまでの数々の適正手続違背は、国のハンセン病政策によって作成、助長された差別、偏見によって生み出されたものであり、憲法違反の手続が違法、無効であることはもとより、そうした審理の結果確定した判決における事実認定も、裁判官らの心のうちの偏見や、また、現に表出した差別的取扱いにみられる極端な偏向により歪められたものであって、極めて脆弱なものであると言わなければならない。

かかる本件確定判決に対しては、憲法違反を理由として、再審請求が認められなければならない。既に述べたとおり、本件の確定判決に対して憲法違反を理由とする再審請求がなされ、かつ、これが認められるべきことは、法曹界だけにとどまらない、全国民な責務であると言うほかはない。

### 第三章 実体的再審事由

#### 第1 本件確定判決の構造

##### 1 はじめに

本項では、本件確定判決についての認定事実とその認定に対応する証拠関係を論じるが、このような検討は、以下の2点において、本件再審請求で重要な意味を有すると言える。

##### (1) 有罪判決を支える証拠の評価の検討

第1に、本件確定判決の有罪認定に対応する証拠関係（いわゆる証拠構造）を明らかにすることによって、有罪認定を支える証拠の評価を検証するという点である。

後述するとおり、本件確定判決は、「争点に対する補足説明」といった

形の証拠評価についての判断が何ら示されておらず、単に「犯罪事実」という標題で、裁判所が証拠によって認定した事実を記載しているにすぎない。

そのため、本件確定判決が、証拠提出された証拠をどのように評価して有罪認定の証拠として用いたのかを分析することが重要になる。

そして、本項は、このような分析に基づいて、本件確定判決の有罪認定のうち殺人罪については、極めて脆弱な証拠によって有罪認定がなされていることを明らかにしようとするものである。

## (2) 新証拠の立証命題に関連する本件確定判決の有罪認定に用いた証拠の範囲の画定

第2に、本件確定判決の証拠構造を明らかにすることによって、再審事由における「新証拠」との関係で、新証拠の立証命題に関連する本件確定判決の有罪認定に用いた証拠の範囲を画することである。

刑事訴訟法上、再審請求は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を発見したときに、有罪の言渡しをした確定判決に対して行うことができる旨規定しているが（同法第435条第6号）、ここでの「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきである」とされている（最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁〔白鳥決定〕）。

この新証拠の明白性についての判断に関して、白鳥決定をどのように理解するかについては学説上争いがあるが、少なくとも、新証拠とその立証命題に関連する確定判決中の全証拠とを総合評価することによって明白性を判断すること以上に新証拠の明白性判断が厳格になされることはない。

最高裁は、名張第5次決定において、「(歯痕鑑定に関し)本件替栓の表面の傷痕に関する新旧全部証拠を総合して…」と判示しているが(最決平成9年1月28日刑集51巻1号1頁)、その当否は別として、このような判示を前提とすれば、新証拠の明白性に関して、新証拠の立証命題に関連する新旧証拠全部の総合評価を行うためにも、確定判決中の有罪認定を支える証拠の範囲を画する必要がある。

## 2 本件確定判決の認定事実について

本件事件は、昭和27年8月2日付け起訴(単純逃走)及び同年11月22日付け起訴(殺人)について審理判決されたものであり、本件確定判決(第一審判決)では、以下のような事実が認定されている。

### (1) 犯行に至る経緯に関する認定事実

第1に、犯行に至る経緯が認定されている。

ここでは、事件本人が癩患者として国立療養所菊池恵楓園に収容される旨の通告を受けたこと、これによって事件本人及び家族等が悲嘆に暮れたこと、事件本人を癩患者として当局に報告した●ア●を恨み、同人に対する復讐を堅く心に誓ったこと、昭和26年8月1日午前2時に●ア●及びその妻子の就寝する同人方にダイナマイトを仕掛けたという殺人未遂、火薬類取締法違反の刑事事件(いわゆるダイナマイト事件)が発生し、事件本人はこの刑事事件について被告人として起訴され審理中であること等を認定した上で、本件犯行に至る動機等について以下のとおり判示している。

「被告人としては権威ある科学的診断により癩患者と断定された上は素直にこれに応じ、他方前記刑事事件については法定の手續による裁判所の審理の結果を静かに待つ態度に出て、何れにしても現在のところ、医師の適切な治療に身を任せ、その間の精神的、肉体的の苦痛に堪え、健康回復による幸福の一日も早く来らんことに希望を持ち、一意療養に専念

することこそ被告人に残された唯一の更生の途であるに拘らず、被告人はこの事に寸毫の反省を傾けることなく、却って被告人の生来の偏屈と執念深さの徹底するところ、たゞ一途に、自己、母、妹、親類、縁者の将来に救うべからざる暗影を投げかけたのは、あくまで●ア●の仕業なりと思いつめ、10年もの間懲役に服し又は期間未定の療養生活に身の事由を束縛せられるより、むしろ未決監を脱走して前記●A●村に走り、●ア●を殺害して同人に対する憤懣を霽さんものと決意するに至（った）」

(2) 単純逃走についての認定事実

第2に、単純逃走についての認定がなされている。

その内容は、昭和27年6月16日午後零時30分ころ熊本刑務所代用拘置所である菊池恵楓園から●A●村方面に逃走したというものであるが、本件では、この単純逃走については再審請求を求めるものではないので、認定事実の詳しい指摘はしない。

(3) 殺人についての認定事実

第3に、殺人についての認定がなされている。

ここでは、まず、事件本人が菊池恵楓園を逃走してから殺人に至るまでの状況として、「(昭和27年6月18日)朝右●A●村に達し、当局の鋭い捜査の目を避けながら農事小屋、山小屋、はては山林の樹蔭に雨露を凌ぎ、萩の芽農作物の生食い又は他から盗んできた鶏、食糧等に飢を免れ、溜水、湧水等に渴をいやす等の言語に絶する労苦を嘗めながらも辛忙強く●ア●の殺害の適当の場所と方法を畫策しその機会を窺っていた」と認定している。

その上で、殺人の罪体について、「同年7月6日午後8時30分頃、同村大字●B●字●D●の山道で開拓団の会議に急ぐ●ア●に遭うや、やにわに所携の短刀(領第11号)を以って同人の頸部その他を突刺し或は切付け、因って同人の頸部に頸動脈の大部を切り、頸静脈を切断し或は左肺

上下葉を穿通する刺創3個を負わせた外頸部、顔面、胸部、上肢に大小20数個の切刺創を負わせ、右頸部に負わせた刺創に基づく失血により同人を死に致らしめ、以って殺害の目的を遂げた」と認定している。

### 3 認定事実の対応証拠について

#### (1) 証拠の標目に示された証拠の検討対象としての有用性

本件確定判決は、「犯罪事実」と題して、上記の認定事実を判示しているのみで、争点に対する裁判所の判断を示した補足説明などが一切なされておらず、このような認定事実が続いて、「証拠の標目」が示されているにすぎない。したがって、本件確定判決の有罪認定に対応する証拠は何かを明らかにするには、この「証拠の標目」に示された証拠を検討する以外にない。

もちろん、証拠の標目として挙示すべき証拠は、罪となるべき事実を認めるに必要にして、かつ、十分なもののみで足り、必ずしも犯罪事実認定の根拠となった全証拠を挙示することを要しないとされていることから（最判昭和30年8月26日刑集9巻9号2049頁）、本件確定判決の証拠の標目で示された証拠が、有罪認定に対応する証拠のすべてというわけではない。

しかしながら、本件確定判決が、有罪認定に対応する証拠としてどの証拠を最も有罪認定の根拠としたかについては、証拠の標目に示されている証拠を検討することが極めて有効であると言える。

#### (2) 本件確定判決の証拠の標目に示された証拠の分類

本件確定判決は、証拠の標目として、以下のとおり、16の群に証拠を分類して挙示している。

【第1群・●ア●（昭和26年8月2日付け、同月5日付け）、●ケ●、●コ●、●カ●（同月5日付け）、●イ●（同月4日付け）、●サ●、●シ●、●ス●、●セ●の各員面調書の謄本】

この証拠群はダイナマイト事件に関する証拠である。そのためいずれの証拠も謄本となっている。

被害者である●ア●の供述調書には、癩患者の現況報告について事件本人のことを報告したこと、●セ●から事件本人が何をするかわからないと注意したこと等（昭和26年8月2日付け）、7月26日夕方に大音響があった、自分たちを爆破する練習と思うといった内容（昭和26年8月5日付け）が記載されている。

●ケ●（●ア●の娘）の供述調書には、●イ●、●ク●、●キ●が●ア●を叩き殺すなどと言っていたと●ア●から聞いた、●イ●が●ア●を打つとかいっていたと●サ●から聞いたなどの内容が記載されている。

●サ●の供述調書には、●イ●らが●ア●のことを打つと言っていたので●ケ●に伝えたなどの内容が、●シ●の供述調書には、●イ●たちが●ア●のことを「うちひしゃぐ」と言っていたなどの内容が、●ス●の供述調書には、●イ●らが●ア●ともめているようだったなどの内容が、それぞれ記載されている。

●セ●の供述調書には、事件本人が「あいさつするやつは外に居る。月夜晩ばかりぢやなか闇夜の晩も有ると思ふとれ。」と言っていたがこれは●ア●に対しての言葉だと思ふ、事件本人が短気で執念深い、●ア●は開拓関係で恨みを買っていることはあるが、普通に考えて殺させるような話ではない、●イ●もそこまではしない、事件本人が●ア●を恨んでいるというのは事件本人から直接聞いたものではないといった内容が記載されている。

【第2群・●ア●、●カ●（昭和26年8月9日付け）、●オ●、志賀一親の各検面調書の謄本】

この証拠群もダイナマイト事件に関する証拠である。

●ア●の供述調書には、犯人は事件本人以外考えられないことなどが記載されている。

●カ●の供述調書には、ダイナマイトで●ア●を狙ったのは事件本人であろうと心配している、事件本人は恐ろしいことを企てたのであるから、親類といえども厳重に処罰して欲しいといった内容が記載されている。

●オ●の供述調書には、事件本人が●ア●のことを「自分ばかり病気もないのに恵楓園にやるなんてひどい」と言っていたのを聞いたことがあるなどの内容が記載されている。

志賀一親（恵楓園医務課長）の供述調書には、事件本人が癩であることなどが記載されている。

**【第3群・●イ●の受命裁判官に対する尋問調書（昭和26年11月20日付け）の謄本】**

これもダイナマイト事件に関する証拠であり、事件本人の入園については親族も納得しなかった、事件本人に癩の病気があることは全く知らなかった、●ア●は役場に出るような人間ではなく、皆どうしてあの人役場に出るのだろうと言っていたなどといった内容が記載されている。

**【第4群・●ア●の被害顛末書、司法巡査山口大八の報告書（昭和26年8月10日付け）、●エ●の家出人捜査願、●A●村長の癩患者の現況調査についてと題する書面、岡林吾の顛末書、志賀一親の診断書、事件本人に対する殺人未遂等事件の判決、右第一審判決に対する第二審の判決の各謄本】**

この証拠群もダイナマイト事件に関する証拠である。

ここでは、保健所の保健衛生主任会議で事件本人が癩病であると報告された顛末等（●ア●の被害顛末書）、昭和26年2月下旬に事件本人を保護（監視）するよう●ア●が警察に申し出たが、結局異常はなく、

●ア●も納得していたこと（司法巡查山口大八の報告書）、事件本人の捜索願（●エ●の家出人捜査願）、事件本人の身上・家族関係・経済状態等の報告（●A●村長の癩患者の現況調査についてと題する書面）、事件本人の恵楓園入園が指定の期日から遅れた経緯等（岡林吾の顛末書）、事件本人が癩であること（志賀一親の診断書）等の記載がある証拠と、ダイナマイト事件の第一・二審判決が挙げられている。

【第5群・裁判官の勾留状、検察官の起訴状、裁判官の勾留更新決定（昭和26年10月17日付け、同年11月15日付け、同年12月15日付け、昭和27年1月16日付け、同年2月18日付け、同年3月10日付け、同年4月19日付け、同年5月15日付け）の各謄本、京町拘置支所長の証明書】

この証拠群は、ダイナマイト事件についての勾留状、起訴状、勾留更新決定等である。

以上の証拠群はいずれも、事件の経緯に関するものであると同時に事件の動機にも関連するものである。

【第6群・渡辺健一の員面調書、検面調書（昭和27年7月19日付け、同年11月21日付け）】

看守の供述調書であり、単純逃走に関する証拠である。

ここでは、事件本人の逃亡が計画的であると思われることや、国防色上衣、洋袴、白木綿シャツは事件本人が逃走時に着用していたものであるが、タオルについては事件本人のものか記憶がないといった内容が記載されている。

【第7群・●ソ●、●タ●、●カ●（昭和27年7月11日付け）、●チ●、●ツ●、●テ●、●ト●（同年7月12日付け、同月16日付け）、●ナ●、●ニ●、●ヌ●、●ネ●の各員面調書】

●ソ●及び●タ●の供述調書には、昭和27年6月20日午後6時半

ころ、●C●部落の東方の林道で事件本人にあったといった内容が記載されている。

●カ●の供述調書には、自分の田畑や桑穴の付近で事件本人をみたことはないといった内容が記載されている。

●チ●の供述調書には、昭和27年7月7日午後6時前後ころ、●F●部落の竹の繁みの中に背の高い不審な人物がいたといった内容が記載されている。

●ツ●（事件本人の叔父）の供述調書には、●C●の小屋には包丁をいれたことは全然ない、小屋にあった包丁は自分のものではない、包丁を盗まれたこともない、小屋にあった包丁を小屋の中に置いたこともない、小屋で事件本人を見かけたこともない、小屋から●ア●の殺害現場までは約200メートルで歩いて約10分かかるなどの内容が記載されている。

●テ●（事件本人の実弟）の供述調書には、事件本人が恵楓園を逃亡してからは事件本人とは会っていない、事件本人に飯を持って行ったということも絶対はないといった内容が記載されている。

●ト●（事件本人の従兄弟）の供述調書には、昭和27年7月12日に「●G●」の野菜畑に草取りに行った際、藁小屋に人が寝ているのを発見し、事件本人だと考えて、家の方に戻って●テ●及び刑事に報告した(昭和27年7月12日)、藁小屋に事件本人が置いてあったものは、中折帽子、刈鎌、巻脚絆、白木綿シャツ、鶏肉、杖であり、どれも自分のものではない(昭和27年7月16日付け)といった内容が記載されている。

●ナ●（事件本人の従兄弟）の供述調書には、事件本人が逮捕された時の状況が記載されている。

●ニ●の供述調書には、●C●開拓農業協同組合の会合が昭和27年

7月6日に●ニ●宅で開催されたこと、●ア●は午後5時ころには会合から退去したこと、戻ると言っていたが結局戻らなかったこと、どうして●ア●が会合にくることを事件本人が知っていたのかは全くわからないといった内容が記載されている。

●ネ●の供述調書には、会合で●ア●に会ったが、その後会っていない、事件本人にも会っていないといった内容が記載されている。

【第8群・●ノ●、●ソ●、●タ●、●ク●、●カ●（昭和27年8月27日付け）、●チ●、●ツ●、●テ●（同年9月8日付け）、●ト●、●ナ●、●ハ●、●ニ●、●ヌ●、●ネ●の各検面調書】

●ノ●の供述調書には、昭和27年6月19日午後8時半ころから9時ころ、事件本人が自宅にやって来て「●ク●に逢わせてくれ。」と言った、そこで自分が●ク●を呼んだ、その時事件本人は杖のようなものを持っていた、事件本人と会った●ク●が事件本人は電灯を持って行ったと言っていた、その後●ク●と一緒に警察に届け出たといった内容が記載されている。

●ソ●及び●タ●の各供述調書は、第7群における同人らの供述調書と同様の内容が記載されている。

●ク●の供述調書には、昭和27年6月19日午後11時少し前に●ノ●に呼ばれて事件本人に会った、事件本人が電灯を取って行った、長さ1尺くらいの棒のようなものを持っていたが何かはわからない、その後●ノ●と2人で警察に届け出たといった内容が記載されている。

●カ●の供述調書には、桑穴に藁が敷いてあったり畑を踏みつけてあったとすれば、自分や家族がやったものではないといった内容が記載されている。

●チ●の供述調書には、昭和27年7月7日午後6時前後ころ、●F●部落の竹の繁みの中で背の高い不審な人物に会った（第7群における

同人の供述調書と同様の内容)、それが事件本人かどうかはわからないといった内容が記載されている。

●ツ●の供述調書には、小屋に包丁もサイダー瓶も置いたことはなく、事件本人に会ったこともない、包丁は自分のものではないといった内容が記載されている。

●テ●の供述調書には、事件本人に逃走後会ったことはないし食べ物を与えたこともない、小屋に短刀や包丁を置いたことはない、●フ●の小屋に事件本人がいた、事件本人が逮捕された時タオル・手拭等は持っていなかった、妹がかぶっていたタオルで事件本人の右腕を母が吊ってやった、妹が麦藁帽子事件本人にかぶせてやったといった内容が記載されている。

●ト●の供述調書には、第7群における同人の供述調書と同様の内容に加えて、藁小屋には中折帽子、刈鎌、巻脚絆、白木綿があったが、いずれも自分のものではないといった内容が記載されている。

●ナ●の供述調書には、第7群の同人の供述調書と同様の内容に加えて、棒、タオル等があったと聞いたといった内容が記載されている。

●ハ●(事件本人の妹)の供述調書には、恵楓園から逃亡した後は事件本人に全然会っていない、事件本人は右手から血を流していた、タオルは持っていなかった、国防色の上衣を持っていた、自分が腰に下げていた白タオルで事件本人の腕を結んでやったといった内容が記載されている。

●ニ●の供述調書には、第7群における同人の供述調書と同様の内容に加えて、組合の会合が時折●ニ●宅で開かれること自体は事件本人も知っていると思うといった内容が記載されている。

●ヌ●の供述調書には、●ア●への会合の通知のことは誰にも話していない、自分が届けて、18、19歳くらいの女性に渡したといった内

容が記載されている。

●ネ●の供述調書には、会合で●ア●に会ったが、その後会っていない、事件本人にも会っていないといった内容が記載されている。

以上第6ないし第8群の証拠は、事件の経緯、及び事件周辺の状況に関する証拠である。

【第9群・●イ●（昭和27年7月11日付け）、●ウ●（昭和27年7月11日付け、同年9月1日付け）の裁判官に対する各供述調書】

この証拠群は、昭和27年7月6日（●ア●が殺害された同日）に事件本人と会った時の状況を供述したものであり、いずれも刑事訴訟法第227条の証人尋問請求に基づいて、検察官、弁護人、事件本人の立会いなしに証人尋問が行われている。

i) ●イ●の証人尋問における供述結果は概略以下のとおりである。

昭和27年7月6日午後10時ころ、●ウ●から、「事件本人が●ア●をやっつけてきた。」と言い、●イ●に来て欲しいと言っているのに来てくれと言われた。●ウ●の家に行くと、●ウ●と事件本人が厠の角のところで話していた。

●イ●が厠の角のところに行くと、事件本人が、「重ね重ね済んません。今度は死ぬるけん、別れに一寸来た。」と言った。

食事はどのようにしていたかを聞くと、まだ持っているので心配いらないと答え、腰に下げていた握り飯の包みのようなものを見せた。右手にはドス（脇差）のようなものを持っていた。はっきりとはわからないが、柄下が5寸くらいの匕首のようなものと思った。

事件本人は、「どうせ、死ぬるなら、あるば（●ア●）やっ付けて死のうと思ひ、あるば、やっつけた。もう本望だけん。死ぬる。それで、別れに来た。」と言い、「山で死ぬるけん」と言って、●H●村の●R●の方の山に走って行った。

●C●の上の方の道路に腰掛けていたら、●ア●が「誰か、誰か。」と言ってきたので、事件本人が「何か、俺は見知っとるか。」と言うより早く●ア●を刺したと言った。刺してからすぐに来たと言った。「●ア●は死んだか。」と聞くと、事件本人は、ドスを見せながら、「こるが、通ったけん、あーた。」と言った。

事件本人の着衣等は、帽子は登山帽か中折帽で、つばのある帽子をかぶっていた。上衣は茶色のように見えた。地下足袋を履いていたと思う。携帯品はドスと風呂敷包。

ドスを手に入れた方法は、聞いていないし事件本人も言わなかった。

恵楓園から逃走した後は、最初は●I●の厠の2階に二晩泊まり、それから●I●村の●J●の●へ●の家にもいたと言っていた。

ii) ●ウ●(事件本人の大叔母)の証人尋問における供述結果は概略以下のとおりである。

昭和27年7月6日夜(時間ははっきりとはわからないが午後10時ころだと思う。)に事件本人が来た。

帽子はかぶっていなかった(頭の禿が見えていたから)。上衣は着ていたが、背広か詰襟かはわからない。色は黒色のようにであり、白ではなかった。ズボンもはいていたがどのようなものかはわからない。白色ではない。

電池(電灯の誤りと思われる)の長いのを持っていた。手には7、8寸くらいの刃物のようなものを持っており、光らなかったので何かに包んでいたと思う。腰に何か下げていたかどうかはわからない。

事件本人は、いきなり「●ホ●を呼んで来てくれ。」と言ったので、呼びに行ったが、●ホ●は、「そりゃあどうも。」と言って引っ込んでしまった。戻ると事件本人が厠の横から出てきた。

今までどうしていたか尋ねると、最初は●I●村の肥料小屋にいた、

その後は●R●辺りの小屋にいた、食べ物は●テ●の家に皆が仕事をしている間に米を盗んで肥料小屋で炊いて食べていたと言った。そうしていると、●ホ●の父の●イ●が来た。●イ●には●ホ●が知らせたものと思う。

それから、事件本人は「●ア●を殺してきた。」と言った。●ア●を待ち伏せしていたようで、●ア●が「誰ぢゃろか誰ぢゃろか。」と近寄ってきたところを突き刺したと言っていた。●ア●は死んだと言った。

事件本人に「死ね。」と言うと、「自分は1週間以内に死ぬばってん、弟が●ア●を、コレータ（殺した）とひん、思われるなら、いかんけん、自分の事は自分でするけん、ジキ（直に）には、死なん。」と言った。

本当は家族に会いたい但迷惑がかかるといけないから、家には寄らずに子牛をちょっと見ただけだったと言っていた。

事件本人は●ア●を殺してきたと言うし、顔もひげだらけで怖かったので、事件本人が帰る前に家に入った。だから事件本人が帰った時間はわからない。ただ、事件本人に会ってから家に入るまでは20分くらいだった。（以上、昭和27年7月11日付け証人尋問調書）

昭和27年7月6日夜10時ころ、嫁から男の声がすると言われて戸を開けると、ひげを真っ黒く生やした事件本人が立っていた。「何しに来たか」と尋ねると、「●ホ●を呼んできてくれ。」と言ったので、ほかの事は聞かずに●ホ●を呼びに言った。しかし、結局、●ホ●は来ないで、父親の●イ●が来た。

●ホ●を呼んだ後すぐに引き返したら厠の横に事件本人が立っていた。今までどこにいたのか尋ねると、「最初は●I●の山のほうに居た、それから●R●の肥料小屋やその付近の山の中辺りにいたが、最後には●C●の肥料小屋にいた。」と答えた。食べ物●テ●のを盗んだと言っていた。それから更に、「包丁ば肥料小屋の土手に刺しておいたけん、

●C●に行ってくれ。」と言った。そのような話が済んだところに●イ●が来た。包丁の話は●イ●は聞いていない。

●イ●が来てから、事件本人が●ア●をやったと言った。●イ●が死んだかと聞くと、「裏向うに通ったけん死んだばな。」と言った。●ア●が、「誰ぢやろか誰ぢやろか。」と言って近寄ってきたのを一刺ししたらうつむきに倒れたので、更に足で踏みつけて刺した、そうしたら突き通ったと言っていた。何で刺したのかは聞いていない。肥料小屋の土手に刺しておいた包丁で刺したということも聞いていない。

その時、事件本人は右手に棒状の懐中電灯を持ち、左手に1尺ほどの白い棒のようなものを持っていた。そのほかはわからない。1尺くらいの棒が何であったかはわからない。刃物なら光ると思うが光っていなかったし、かといって白い布で巻いていたかどうかもわからない。白い棒のようなものについては、事件本人は何も言っていなかった。

事件本人の衣類に血痕が着いていたかどうかは気づかなかった。

(以上、昭和27年9月1日付け証人尋問調書)

これらが、本件と事件本人とを結びつける重要な証拠となっている。

【第10群・●マ●の上申書、司法警察員二子石敏幸外1名の捜査報告書、司法警察員右田義博外1名の捜査報告書、司法警察員白木兼輔外3名の捜査報告書、司法警察員の実況見分調書（昭和27年7月7日付け、同月12日付け、同年8月30日付け）】

●マ●の上申書には、昭和27年7月5日ころに鶏2羽が盗まれた（日時のはっきりしない）といった内容が記載されている。

司法警察員二子石敏幸外1名の捜査報告書には、菊池郡●I●村●L●○○○番地の●ミ●宅から●A●村●M●の殺人現場までは徒歩で1時間33分、殺人現場から事件本人実家までは徒歩で18分といった内容が記載されている。

司法警察員右田義博外1名の捜査報告書には、事件本人自宅から●N●部落までは徒歩で22分、●N●部落から●O●部落までは徒歩で18分、●O●部落から●H●村国営牧場宿舎までは徒歩で22分、国営牧場宿舎から●N●●P●境界線までは徒歩で45分、●N●●P●境界線から●N●部落までは徒歩で25分といった内容が記載されている。

司法警察員白木兼輔外3名の捜査報告書には、昭和27年7月6日午後10時ころ、事件本人が●ウ●に対し、包丁を●Q●の小屋に置いているからすぐに取りに行くように実家に言って欲しいという意味の●イ●の供述に基づいて包丁の捜査をしたところ、殺害現場から徒歩10分の●C●所在の●ツ●所有の物置小屋に藁4、5把が敷いてあり、刃渡り7寸の刺身包丁が向かって左側右隅の竹壁上部に刺さっていた、小屋から3尺はなれた場所にサイダー瓶（油が入っていた）があったといった内容が記載されている。なお、この刺身包丁は領第11号（短刀）として領置され、本件確定判決では、本件殺害の凶器であると認定されている。

司法警察員の実況見分調書には、●ア●の死体の状況及び死体発見現場の状況、●ア●の両掌は刃物を握ったと認められる切り傷があった（昭和27年7月7日付け）、凶器以外、小屋付近に血痕その他物件はなかった（昭和27年8月30日付け）といった内容が記載されている。

これらは主に凶器とされた短刀の発見と殺害現場に関する証拠である。

【第11群・信岡徳の屍体検案書、世良完介の鑑定書（昭和27年7月18日付け、同年10月7日付け）】

信岡徳の屍体検案書は、昭和27年7月7日午前10時30分に●ア●の死体を検案した際の状況が記載されている。頸部胸部刺創並切創出

血死で、死亡推定時刻は昭和27年7月6日午後9時、うつ伏せる形で倒れている、上衣胸部前面に血痕、路上に相当多量の血痕（凝固）といった内容が記載されている。

世良完介の昭和27年7月18日付けの鑑定書は、●ア●の遺体を解剖してなされたものであり、その結果、刺創18個、切創7個、表皮剥脱1個があり、この各刺創は、幅約2.8センチメートル内外、棟の厚さ0.3センチメートル内外、長さ19.0センチメートル以上の鋭利な刃物によるものであるとされ、切創も恐らく同一凶器に基づくもので、左右上肢手掌面の切創は凶刃を防御しようとして握ったことにより、表皮剥脱は稜角を有する鈍器の作用によるものとされている。死因は前頸部正中左側上部及下部及前頸部右側下部の刺創に基づくものとされている。

世良完介の昭和27年10月7日付けの鑑定書は、短刀（領第11号）について、●ア●の創傷が短刀によって生じたと推定することが可能か否か、短刀の血痕付着の有無について鑑定したものであり、短刀に血痕付着の証明は得られない、●ア●の創傷は当該短刀によって生じたものと推定できるという鑑定結果が記載されている。また、凶器に血痕が付着しても水に浸して洗い落とせば血痕は水に溶解し、血痕検査では通常陰性になるとの記載がある。

これらは、●ア●の死因等及び凶器が●ア●の創傷と矛盾しないということに関する証拠である。

【第12群・公判廷での証人●ヒ●、同珠林兼三郎、同下田茂美、同●チ●、同●ト●、同出口正治、同大城戸清次、同阿蘇品定雄、同白木兼輔、同城武臣の各供述】

●ヒ●（●ア●の妻）は、●ア●は昭和27年7月6日午後9時ころ殺された、殺害場所は自宅から徒歩で30分くらいのところ、夜8時く

らに開拓の会議に再度行くと言って出て行った、事件本人は●ア●を恨んでいると聞いていたので、殺されたと聞いた瞬間に事件本人だと思った、●ア●は事件本人の他には恨まれていない、会議の連絡は封筒を学校の生徒が持ってきた、●ア●が一度帰ってきて再度会議に行くという事は誰にも話していない、●ア●が殺される前に家を覗きに來たり郵便を探りに來た者がいたかどうかは気づかなかったといった内容を供述している。

珠林兼三郎は、昭和27年7月13日に事件本人の調書を作成した捜査官であり、7月13日は事件本人が「右腕が自由でないから書いてくれ。」というので自分が調書に代署した、最初殺人を認めなかったが、逮捕されたとき「死刑にしてくれ。」と泣きながら言い、「あれをやった。」というのを現場で聞いた、弁解録取書もとったが事件本人は認めていたといった内容を供述している。

下田茂美も事件本人の取調べを行った捜査官であり、昭和27年7月12日に事件本人は●ア●を殺したと供述したと記憶している、その日は遅くなった上に事件本人が怪我をしていたので途中で取調べを切り上げた、調書は読んで聞かせたといった内容を供述している。

●チ●は、昭和27年7月6日に●F●部落で不審な男を見た、事件本人のことは全然知らないといった内容を供述している。

●ト●は、昭和27年7月12日に事件本人を藁小屋で見つけ、その後出口巡査と藁小屋で証拠品の押収に立ち会った、それらの際の状況は検証の際に説明したとおりであるといった内容を供述している。

出口正治は、●ア●の死体を検案し実況見分を行った捜査官であり、死体発見時の状況や事件本人逮捕時の状況を供述している。また、領第6号(タオル)は事件本人逮捕時に崖の柏の木に引っかかっていたものとの供述をしている。

大城戸清治及び阿蘇品定雄は、事件本人を逮捕した状況を供述している。

白木兼輔は、物置小屋から刺身包丁を発見した際の捜査官であり、昭和27年7月ころ、事件本人が昭和27年7月6日に●ウ●に対して●Q●の小屋に包丁を置いているから取りに行ってくれと言ったという聞き込みに基づいて●ツ●所有の農小屋に行き、小屋の中から刺身包丁を発見した、領第11号がその包丁である、この事件については事件本人を犯人と想定して捜査していたといった内容を供述している。

城武臣は、昭和27年9月ころ、包丁を鑑定してもらうために大堀検事の指示で世良完介の所に行った、世良完介作成の昭和27年7月18日付けの鑑定書の短刀は、領第11号の短刀である旨を供述している。

これらの証拠は、本件の周辺の状況に関するもの、事件本人の初期の自白の任意性・信用性に関するもの、凶器発見状況、証拠の同一性に関するもの等である。

**【第13群・裁判所の検証調書（見取図、写真各5葉を含む）】**

●ア●の死体及び死体発見現場の状況について出口正治が、●F●部落で黒い上衣を着た背の高い不審な男を見た際の状況について●チ●が、小屋で刺身包丁を発見した際の状況について白木兼輔が、藁小屋で事件本人を発見した際の状況及び藁小屋から刈鎌、脚絆、松の棒、白シャツ、鶏肉、帽子、タオル、握り飯等の証拠品を出口巡査とともに発見した際の状況、タオルには血がついていなかったと思うこと等について●ト●が、事件本人を逮捕した際の状況について大城戸清次と阿蘇品定雄が、7月6日に事件本人と会った際の状況について●ウ●がそれぞれ指示説明を行っている。また、●ア●の死体発見現場、●チ●が不審な男に出会った現場、包丁が発見された小屋、事件本人が発見された藁小屋及び逮捕現場、●ウ●が事件本人と会って話をし

た現場の状況が記録されている。

【第14群・事件本人の司法警察員に対する弁解録取書及び員面調書（昭和27年7月12日付け、同月13日付け）】

この証拠群は、事件本人の捜査段階における供述調書のうち、司法警察員に対する供述調書であり、●ア●を殺害したことを認める旨の供述がなされている。

i) 弁解録取書には、昭和27年7月6日午後8時30分ころ、●ア●を草刈鎌で突き刺して殺したことは間違いない、●ア●を恨んでいたといった内容が記載されている。

ii) 昭和27年7月12日付け供述調書の概略は以下のとおりである。

逃げ出したわけは、看守たちが一度言渡しを受けたら控訴しても同じという話を聞いて、10年間もこんな所に入っていなければならないなら、いっその事逃げ出して人目のつかない場所で死にたいと思ったから。洋手拭を持ったままで他には全然持っていなかった。

人家の住いの前の方の壁に鎌が10本近くかけてあったので、一番古い草刈鎌の錆び付いたもの（柄が1尺余り、刃は6寸5部くらい、少し曲がった刃先は小さいもの）を盗んだ。

●ア●を殺そうと感じたのは、●ホ●でもこんなに冷たいなら親族は皆頼んでも駄目と思ったので、どうせ死ぬんなら元は皆●ア●だから殺して死んでと思った。●ア●を殺したことは弁解録取書で述べたとおりである。

iii) 昭和27年7月13日付け供述調書の概略は以下のとおりである。

拘置所を逃げ出して山を歩いている昭和27年7月5日ころ、母親の寝顔なりとも見て行きたいと思ったので、翌6日、付近が暗くなってから●エ●に会おうと思ってその方向に歩いた。

山道に来たところ、向こうの方から人が歩いてきたので藪の中にかが

んだ。すると相手の者が「誰か」と言ったので●ア●であることを知った。●ア●は持っていた3尺くらいの棒で事件本人の左の横腹を2回強く打った。●ア●を恨みに思っていた矢先だったので、この際に●ア●を殺してしまおうと決心し、右の腰に縄紐でさげていた刈鎌（草切鎌）を取って、「ゾウガネ」（鎌と柄の接続した所）を右手で握って3尺くらい前に立っていた●ア●の胸付近を一生懸命に強く突き刺した。次々に●ア●を刺したが、●ア●はひとときは倒れなかった。その後、間もなく●ア●は地面に倒れたが、倒れてから●ア●を刺したかどうかは良くわからない。夢中になって刺したので何回刺したか覚えていない。

それから●N●部落の●ウ●方に行き、「今、●ア●ば、やって（殺して）きた。そつで死ぬるかもしれん。私しや死ぬる。」と説明をした。この時、●ア●を突き刺した刈鎌の柄の所の上を右手で握っていた。刈鎌の柄は白の包帯で巻いていた。

それから●N●部落の裏の山を通過して、途中で刈鎌を山道のそばの藪の中に投げ捨てた。刈鎌は6月17日、百姓の家の外にかけてあったものを盗んだ。古い鎌で刃渡りは7寸くらい、刃の幅は7分くらい、刃の厚みは1分くらい、刃の上の峯はほとんど真っすぐになっていた。柄は1尺くらいでその柄は園で怪我をした時もらった白い包帯で全部巻いていた。

これらは殺人事件そのものの自白となっている。

【第15群・事件本人の検面調書（昭和27年7月17日付け、同月22日付け、同月30日付け、同年8月22日付け、同年11月21日付け）一但し、殺人に関する事件本人の否認の部分を除く】

この証拠群は、事件本人の検察官に対する供述調書である。司法警察員に対する供述調書では●ア●の殺害を認める旨の供述をしていたが、検察官に対する供述調書では殺害の点は否認しており、本件確定

判決は、この否認供述部分を「証拠の標目」から除いている。

- i) 昭和27年7月17日付け供述調書の概略は以下のとおりである。

拘置所を逃げたのは拘置所の中で死ぬ手段もないので一層の事ここを逃げ出して死んでしまおうと考えたから。逃げた時には洋手拭1枚持っていただけ。山から出たところのすぐの近くの人家が見えたので、その馬屋の前から地下足袋、脚絆、鎌を盗んだ。

●N●部落の親類を訪ね一目会った上で死にたいと思い、●N●の方向に歩いて行った。もしかすると●ク●が密告するか連れて行くかしれんと思ったので、「便所に行くけん電気ば貸してくれ。」と言って逃げて行った。●ア●に会ったこともなければ人を殺したこともない。

その後、●ウ●、●イ●に会って「●ア●を殺した」ということを言ったことはあるが実際は殺していない。嘘を言ったのはそう言って飯を食わせてもらおうと思ったからである。

- ii) 昭和27年7月22日付け供述調書の概略は以下のとおりである。

服装は園を出たままの服装で、途中で盗んだ脚絆をつけていた。母の事を思い出してせめて母の寝顔だけでも見たいと思った。

●N●部落に入り、●ウ●の家に行き、●ウ●を呼んで「●ホ●ばちょっと呼んできてくれんか。」と言った。●ウ●と話していると●ホ●の父親の●イ●がやってきた。「俺や今●ア●ばやって(殺して)きた。私は死ぬるかもしれん。」と言った、●イ●に●ア●を殺したと言ったことは間違いないが、これは嘘を言ったもので、なぜこのような嘘を言ったのかは良くわからない。●イ●には●ア●を殺したと言っただけで、何で殺したとも何処で殺したとも言っていない。●イ●に会ったときは、草刈鎌を腰に下げており、右手には杖、左手には懐中電灯を握っていた。

母と子供にまた会いたくなかったので●C●の方に行ったが、途中夜が明けそうになったので●C●部落の●フ●の小舎に入って休んだ。しばらくすると人の声がするのでびっくりして起きてみると人が誰か立っていたので、そこから●フ●の田圃の中に走って逃げた。すると、しばらくすると右手が痛くなったので見ると血が出ていたからその場に座ったところ、警察に逮捕された。

脚絆と草刈鎌と帽子は、いずれも●フ●の小屋に置いてそのまま逃げた。小屋にあった杉の棒は杖に使うために自分で作った。タオルは園から持って逃げたもので、このタオルは拳銃で撃たれたときの手当てには使っていない。

iii) 昭和27年7月30日付け供述調書の概略は以下のとおりである。

逮捕されたときには、帽子をかぶっておらず脚絆はつけていなかった。逮捕されるときに小屋に置いてきた。●ク●に会った時、●ウ●、●イ●に会ったときには帽子をかぶり脚絆をつけていた。

警察に逮捕された時、撃たれた右腕の手当を母●エ●、妹●ハ●がやってくれた。その時、傷の部分を結ぶため、前から右腕を吊るためにタオルか何かをくれて処置してくれた。

警察に行く途中、眼鏡をかけた警官が手錠を隠すためにタオルを1枚くれた。このうち1枚は、熊本刑務所にいた時、首に巻いていたが入所の際には提出した。

逃走後、昭和27年6月30日ころ、丸太の上に乗って首を吊ろうとしたが、鼻血が少し出ただけだった。鼻血は持っていたタオルで鼻の穴を押さえて拭き取った。鼻血の量は少しで2寸くらいがタオルについただけである。

iv) 昭和27年8月22日付け供述調書には、地下足袋と鎌と脚絆を盗んだのは●H●村役場に来る途中、鎌を持っていたのは山道を通るの

で途中のカズラ等をきるためといった内容が記載されている。

- v) 昭和27年11月21日付け供述調書には、事件本人が逃走して逮捕された時までの服装について、領地されている物を示しながら説明している。タオル（証第16号（領第6号と思われる。））については、恵楓園から持って出たタオルではない、事件本人のタオルは赤の一本筋が入っているので、模様が全く違うといった内容が記載されている。

【第16群・領置に係る草刈鎌1本（領第1号）、同脚絆1組（領第2号）、同杉棒1本（領第3号）、同白シャツ1枚（領第4号）、同帽子1個（領第5号）、同タオル1本（領第6号）、同国防色冬上衣1枚（領第7号）、同ズボン1枚（領第8号）、同白木綿シャツ1枚（領第9号）、同スプリングシャツ1枚（領第10号）、同短刀1本（領第11号）、同●ア●に宛てた会議の通知書1通（領第14号）の各存在】

### (3) 対応証拠の検討

このように本件確定判決の証拠標目を鳥瞰してみると、殺人の認定事実については、証拠標目のうち第7群から第16群までを対応証拠として挙げることができる。

このうち、第7群、第8群は、事件本人についての目撃情報等、●C●の小屋の状況、事件本人の逮捕時の状況、会合に●ア●が来た状況等についての供述であり、殺人の罪体自体についての証拠ではない。また、第10群は捜査官による捜査報告書や実況見分調書であり、現場の状況や物の発見経過等に関するものにすぎない。但し、司法警察員白木兼輔外3名の捜査報告書は、凶器とされた短刀（領第11号）の発見経緯に関するものであり、短刀（領第11号）が凶器と推定される旨の世良完介の鑑定書を根拠づけるものといえる。第12群は、●ア●の妻、事件本人の妻や捜査官の公判廷供述が中心であり、これも殺人の罪体自体についての直接証拠

ではない。

したがって、殺人の認定事実について、直接罪体に関係する証拠としては、第9群（●イ●、●ウ●供述）、第10群のうち短刀（第11号）の発見経緯に関する司法警察員白木兼輔外3名の捜査報告書、第11群（屍体検案書、鑑定書）、第14群（事件本人の員面調書）、第15群（事件本人の検面調書）が対応する証拠であるということになる。

ちなみに、本件確定判決を担当した裁判官のひとりである真庭春夫判事は、本件の認定について、次のように述べている。

「判決の基礎となった証拠は、▷ 犯行現場から約3キロ離れた被告の叔母の家に来て「いまやって来た」と被告がいったこと。▷ 被告が捜査機関以外のものに供述したのを裏付けるように、犯行現場からほど近い谷間の山小屋でサシミ包丁のような兇器が見つかった。▷ その兇器を法医鑑定した結果、●ア●の傷と合った点などである。その兇器には血コンがついていなかったが、付近の水で洗ったものと認めた」（1956年4月11日の朝日新聞から）

#### 4 第二審判決と認定事実の対応証拠について

第二審判決は、「原審の証拠の取捨価値判断に経験則違反はなく、判示第二の犯行（殺人）に供した短刀（証第11号）に附着していたとみるべき血液は該短刀の押収前被告人が押収現場の傍にある池において洗い除き去ったものと認め得ないことはない。」と判示して事件本人の控訴を棄却している。

したがって、第二審判決も第一審判決の証拠評価をそのまま是認しているのであって、殺人の認定事実についての対応証拠は、第一審判決と同様である。

その上で、特に、凶器と認定された短刀に血液の附着痕が認められないこ

とについて「短刀に附着していたとみるべき血液は該短刀の押収前被告人が押収現場の傍にある池において洗い除き去つたものと認め得ないことはない」と言及していることからすれば、第二審判決は、凶器が短刀（領第11号）であるとする第一審判決を指示する旨を強調しているものといえる。

## 5 小括—本件確定判決の証拠構造の特徴—

(1) 以上から、本件確定判決の証拠構造の特徴として、本件においては、殺人と事件本人とを結びつける証拠が極めて希薄であるということがわかる。本件確定判決においては、①昭和27年7月6日午後10時ころに事件本人が●ア●をやった（殺した）と言った旨の●ウ●、●イ●の供述（本件確定判決の証拠の標目には、裁判官に対する供述調書のみが示されているが、同人らの供述調書は他にも存する）、②包丁を小屋に置いてきたと事件本人から聞いたとの●イ●の供述をもとに捜査をした結果、本件凶器とされた短刀が発見されたという捜査報告書、③●ア●の創傷は、幅約2.8センチメートル内外、棟の厚さ0.3センチメートル内外、長さ19.0センチメートル以上の鋭利な刃物によるとし、この創傷は短刀（領第11号）によって生じたものと推定できるとした世良鑑定書（2通）、④●ア●の殺害を認めた事件本人の供述等が、殺人の認定事実を支える対応証拠の中心をなすものであることは明らかである。

(2) 以下では、本件確定判決の殺人についての対応証拠について、それが極めて脆弱であって事件本人が●ア●を殺害したと認定することは到底できないことを検討する。

## 第2 本件確定判決の脆弱性

### 1 本件確定判決が犯人性においてなした事実認定の構造と脆弱性

本件確定判決は、事件本人が、証第11号の短刀（以下「本件短刀」という。）をもって、●ア●の頸部その他を突き刺し、あるいは切りつけて同人の頸動脈の大部分を切断し、さらに頸静脈をも切断し、左肺上下葉を穿通す

る刺創3個を含めた頸部、顔面、胸部、上肢に26個の刺切創を負わせ、頸部に負わせた2個の刺創に基づく失血により同人を殺害したと認定した。

この認定、特に、事件本人が●ア●を殺害した犯人であること（犯人性）は、①事件本人がのちに否認するものの、逮捕当初、本件殺害を自認していたとすること、②本件事件直後、事件本人が●ウ●及び●イ●に対して●ア●を殺害したと打ち明けたとすること、③事件本人が所持したことが希有な状況であるにもかかわらず、本件短刀を所持していたと認定できるとすること、④●ア●の刺切創は本件短刀だけで形成可能であるとする、⑤本件短刀には血液の付着を認めないにもかかわらず、本件凶器であると認定できるとすること、⑥事件本人の着衣及び本件短刀からは●ア●の血痕が採取されなかったが、事件本人が所持していたタオルに●ア●の血痕が付着していたことから、犯人性を肯定できるとすることの各事実を相互に関連付けて認定したものと考えられる。

本項では、本件短刀及びタオルに関する証拠評価に対して問題点を指摘し、上記③ないし⑥の事実認定に関する証拠評価には重大な疑義があり、それゆえに、①及び②の事実認定にも疑念を投げかけることを指摘し、さらには、上記①及び②のそれぞれに固有の疑問点が存することを指摘し、事件本人の犯人性を認定した本件確定判決が、証拠評価及び事実認定上、どのような点で脆弱であるかを明らかにする。

上記③及び⑤の本件短刀をめぐる問題点については第2項で、同⑥の着衣及びタオルに関する問題点については第3項で、同②の●ウ●と●イ●の自白伝聞供述の問題点については第4項で、同①の自白の問題点については第5項でそれぞれ論じる。

## 2 本件短刀についての問題点

### (1) 本件短刀は事件本人が所持したものであったか

本件確定判決は、本件短刀は事件当時事件本人が所持していたものであ

ることを前提としている。その対応証拠は以下のとおりである。

- i ●ウ●の昭和27年7月8日付け参考人供述調書（員面：2冊74丁以下）に代表される要旨「事件直後の同月6日午後10時から10時30分ころ、事件本人が、●イ●及び●ウ●に対して包丁を●ツ●所有の農具置き場に差してきたと打ち明けた」という伝聞供述。
- ii この伝聞供述にしたがって、翌日の同月9日、同所において本件短刀を発見領置したとする捜査報告書（1冊130丁）及び領置調書（同134丁）。

以上の二つの証拠をもって、本件確定判決は、本件犯行当時、本件短刀は事件本人が所持したことを前提に、本件短刀が本件凶器であって、事件本人が犯人であると認定した。

ここでは、上記証拠が、いずれもその収集過程及び内容において、有罪証拠とするには危険な証拠であることを示して、上記証拠によって、事件本人の犯人性を認定した本件確定判決の脆弱性を指摘する。

#### ア ●ウ●伝聞供述の矛盾

上記●ウ●の伝聞供述（上記i）は、同時に聞いたとする●イ●の供述では否定される（同月9日付け●イ●員面：2冊53丁以下）。同●イ●はむしろ、事件本人は、本件凶器を携えていたという伝聞供述を行っている。事件本人が、犯行直後に犯行を告白したとする伝聞供述において、犯行に供した凶器を他所に隠匿していたか、手に携えていたかは、この伝聞供述の根幹にかかわる内容である。

本件確定判決では、この点の厳格な評価が看過されている。

#### イ 捜査報告書の矛盾

本件短刀の発見に関する昭和27年7月9日付け捜査報告書（上記ii）は、「七月六日午後十時頃被疑者藤本松夫が●ウ●に対し包丁を●Q●の小屋に置いているから直ぐ取りに行く様に実家に言ってくれと

云う意味の●イ●の供述にもとづき該包丁の捜査を為した処左記の通り発見領置した」としている。また同報告書は「包丁は出入口より向かって左側の右隅の竹壁の上部に切先を下方に向けて指してあった」としている。

しかし、まずそもそも、上記のような●イ●の供述は存在しない。●ウ●の参考人供述（上記i）が考えられるだけである。にもかかわらず「●イ●の供述にもとづき該包丁の捜査を為した」との記載がなされているのはなぜか。さらに同報告書は、「七月六日午後十時頃被疑者藤本松夫が●ウ●に対し包丁を●Q●の小屋に置いているから・・・」の「●ウ●」の部分が、当初は「●イ●」と記載されていたものを訂正印も押さないまま、傍線で消し、「●ウ●」に書き換えている。それでもなお上記「●イ●」は訂正されてはいない。

本件確定判決はこのような矛盾を見逃している。

#### ウ 領置手続の不正

本件短刀を発見したとされる農小屋の実況見分は、同年8月30日になって行われた。昭和27年8月30日付け実況見分調書（1冊135丁）によれば、同日午前11時6分から35分までの29分間行われ、本件凶器は「柄を上を刃先を下方に向けて差し込んで在り一見して発見出来ない様に陰匿してあった」とし、2葉の現場見取図が添付されている。この調書には、本文のほかに「参考事項」が付加され、そこでは「昭和27年7月6日午後10時頃、被疑者藤本松男が●イ●に対し、包丁を●Q●の小屋においているから直ぐ取りに行く様実家に云ってくれと言った●ウ●供述により、7月9日巡査木本重義、上月武彦、下田寿登とともに該当の小屋を捜索発見し」本件犯行の凶器と「思料される包丁を発見したので之を領置した」「包丁発見と共に該小屋並びに付近一帯について血痕の付着並びにその他について詳細、綿密に捜索したが、

血痕並びにその他物件は発見しなかった」と記している。

本件短刀の領置手続は、はたしてどのようになされたのか。上記のとおりであるとすれば、捜査官は「この包丁」である本件短刀を本件殺害に供された凶器であるとして領置したことになる。だからこそ、小屋並びに付近一帯を合わせて、詳細綿密に搜索して血痕を探索したというのである。

このことは、本件短刀を発見したという木本重義巡査も同様に証言している。「包丁を発見した時はこれが●ア●の殺害に使った凶器ではなかろうかと思い、その場の中に血痕付着の有無を調べ、なお小屋の内外に血痕付着しているものはないかと綿密に捜査しましたが発見出来ず唯サイダー瓶を」発見しただけでした。「すぐ近所にため池があるので、血痕は洗ったのではないかとも考えました」という（第二審昭和29年6月14日付け検証調書：3冊600丁）。

しかし、この領置手続にあっては、農小屋の所有者であり、占有者でもあった●ツ●あるいはその代理人の誰をも立ち会わず、現場で誰にも示すことなく、領置したとされている。農小屋の所有者であり占有者である●ツ●は、8月30日の実況見分には立ち会ったというが、本件短刀は検証現場ではなく警察署において事情聴取の際に示されたという（昭和27年8月26日付け●ツ●員面：1冊140丁、同年9月1日付け検面：1冊145丁）。しかも、その取調べは、実況見分に先立つ同月26日に行われたという。

本件短刀は、本件凶器であるとされながら、小屋の所有者であり占有者の立ち会いなく搜索し、誰からの任意提出をも受けずに、領置したという。のちに詳細に述べるとおり、本件短刀には●ア●の血痕も事件本人の血痕もその他の人血も、それ以外のおよそ血痕とよべるものすべての付着は認められない。もちろん事件本人、あるいは●ア●の指紋も採

取されていない。当時、指紋を採取すればおそらく警察官の指紋しか採取できなかつたであろう。なお、捜査本部が、本件短刀の創傷可能性について世良鑑定に付したのは、同月29日とされる（昭和27年10月7日付け世良完介作成の鑑定書：1冊154丁）。本件短刀の実況見分は、違法な領置手続を糊塗するための、いわば、後付けの実況見分であった。

本件短刀の領置手続及び実況見分がなされた経緯については、後の公判手続において、さらに第二審においても質されている。それでもなお手続の公正さは明らかにできなかった。

たとえば、昭和28年4月2日付け検証調書（2冊266丁）では、前記捜査報告書及び領置調書作成した白木兼輔は、「小屋に刺身包丁をかくしてあるということを知り、珠林捜査主任の命令により、私と木本、下田ら巡査とその農小屋の所有者である●ツ●を立ち合わせしめてその小屋に刺身包丁を探しに来たのは昭和27年8月30日午前11時頃でした。」などと証言し、なぜ立ち会いなく捜索が行われ、なぜ本件凶器と目される本件包丁の領置手続が、誰からの任意提出を受けることなく、秘密裏になされたのか。

しかし、第二審の調べによってもこれらのなぜを解明することはなかった。本件短刀にかかる領置手続を適正であるとし、本件短刀を凶器であると認定し、さらにはこれらを有罪証拠とするためには、これらのなぜを解明する必要があるだろう。

#### エ 事件本人が本件短刀を携行していたとすることの不自然性

事件本人は、ハンセン病療養所に収容され、さらには、先行する殺人未遂事件の審理中であって、そこから逃走し、死に場所を探していた。

本件短刀を入手する機会に乏しかった。さらには、本事件によって逮捕されたとき事件本人が潜伏していた場所からは、鶏肉とそれを割いた

鎌が発見されている。事件本人はこの鎌のほかには本件短刀をも携行していたことになるが、死に場所を求めての、いわば身一つでの、あてもなき逃走の状況からして不自然であろう。

(2) ●ア●の遺体の26個の創傷は本件短刀によって成傷可能か

本件確定判決は、本件短刀が本件の凶器たりえたとする。その対応証拠は、以下のとおりである。

- i ●ア●の遺体を検案した信岡徳作成の昭和27年7月7日付け死体検案書。
- ii ●ア●の遺体を解剖した世良完介作成の昭和27年7月18日付け鑑定書。
- iii 本件短刀の成傷可能性と血痕付着を検した世良完介作成の昭和27年10月7日付け鑑定書。

以上の3点の証拠をもって、本件確定判決は、●ア●の遺体に残された26個の刺切創は、本件短刀によって成傷可能であると認定した。

ここでは、●ア●の遺体の検証が不十分であり、その性状などの特定が困難なまま、創傷可能性が物理的可能性論に限局され、法医学鑑定においてなされるべき合理的な疑いへの考察が欠けているにもかかわらず、有罪証拠とした本件確定判決の証拠評価における脆弱性を指摘する。

ア ●ア●の遺体に残された創傷の検証が不十分であること

死体検案書（上記i）及び解剖鑑定書（上記ii）ではいずれも、●ア●の遺体に残された創傷について、位置、形状、大きさ、長さなど、成傷可能性判定のために必須の事項が特定されていない。

写真もなければ、図示されてもいない。それぞれの傷の対応関係をも明らかではないものもある。

だからこそ、第二審は、本件短刀による創傷可能性について、北条春光に再鑑定を命じた。この北条鑑定（北条春光作成の昭和29年7月1

9日付け鑑定書：3冊622丁)によって、かろうじて●ア●の遺体に残された傷の位置が図示された。不十分ながら前記2つの死体検案書及び解剖鑑定書から読み解き可視化した点で評価に値する。

その北条鑑定は、結論として、本件短刀ならば「その(26個の創傷)の何れも可能と判定される」とするものの、その判断過程を述べることはなく、その意味を「絶対形成不可能のもの」ではないものと同義とする。これは本来鑑定不能と結論するべきものである。北条鑑定の成傷可能性判定の合理性を検証することはできない。

結局、北条鑑定の意味するものは、遺体の検証不十分ゆえに、あるいはそのほかの理由によって、本件短刀の成傷可能性に合理的疑いが存する余地があるが、それは不明であるということである。

#### イ 世良鑑定は北条鑑定と矛盾する

世良鑑定は、それぞれの傷について成傷可能性を述べるが、本件26個の創傷について、そのうちの25個について本件短刀によって成傷可能であるとし、「右乳嘴部上方に於いて右方に約2.5cm、次いで上方に約4.0cm L状の表皮剥奪1個(20)」は「稜角を有する鈍器の作用に基づくものとす。」としている。

この傷は致命傷ではない。しかし、単一凶器での成傷可能性を論ずるにあたって、看過できない点であろう。

北条鑑定は、単一凶器としての成傷可能性について述べ、「26個の創傷は総て同一の凶器で形成されたものであると断定する事は不可能であるが同時に同一の凶器を持って形成したものに非ずと断定する事も又不可能のものと判定される。」としている。その判断過程と根拠を提示していない。しかし、この点は、先にも述べたとおり、「同一の兇器をもって形成したものには非ずと断定する事も又不可能」として、同一の凶器によるものではない合理的な疑いの存する余地を残した鑑定

結果となっている。

世良鑑定が、同一の凶器によるものと認定することに合理的な疑いがないというのであれば、北条鑑定に矛盾するものと評価できる。

#### ウ 世良鑑定に欠ける視点

本来、凶器の成傷可能性に関する法医学鑑定にあつては、成傷可能性に関する合理的な疑いの存否こそがその対象とされるべきである。世良鑑定はこの点、物理的可能性論に終始し、ささやかな可能性を持って、その可能性を肯定する。

創傷の特質、26個全体の相互関係などについて、さらには、同一人物による、同一機会による、単一の凶器での成傷可能性について考察を尽くしたと評価できるものではない。もとよりそのような判断過程を経していない。

たとえば、本件は26個の刺切創が乳部より上に集中し、連続して深く刺入している。さらには背面には直線の串刺し状の刺創がある。不正形なコ形状の傷も、L字状の傷もある。前方からの鈍器による傷もある。これらの創傷全体は、本件短刀によって、事件本人一人がなしたものと見て、創傷可能性に疑義を抱かせるものであろう。

世良鑑定はこのような視点での考察を欠いたものである。

#### (3) 本件短刀に血痕が認められないことについての軽視

本件確定判決は、本件短刀に血液の付着が認められないことをもってしても、合理的な疑いはないとする。その対応証拠は以下のとおりである。

- i 昭和27年10月7日付け世良鑑定（前出）。
- ii ●ツ●所有の農小屋の付近に用水池が存するとの昭和27年7月9日付け捜査報告書（前出）などの証拠。

本件確定判決は、これらの証拠によって、事件本人が犯行後、本件凶器を用水池で洗うことによって、本件短刀に血痕付着が認められないとして

も、本件短刀が本件凶器であると断定することに合理的な矛盾はないとしている。

ここでは、本件凶器には相当量の血液が付着したことが明らかである。反面、その洗浄は犯行後から限られた時刻の限られた手段でしかなし得なかった。ロイコマラカイト緑法予備試験が1万～2万倍希釈されても陽性反応を示すことからすれば、本件短刀のどこにも血痕附着が認められなかったことは重大な疑義である。実験などをすることもなく、この疑いに合理性がないとし、本件短刀が本件凶器であると認定した本件確定判決の事実認定には鑑定結果を鵜呑みにした脆弱性があることを指摘する。

ア 26個の創傷は相当量の血痕附着を推認させる

●ア●の遺体の26個の創傷は、連続する深い傷、創管を交差させる傷、同一創筒をもつ傷、両手指、左手甲に深い防御創であり、何より●ア●は総頸動静脈を切断されたことによる失血死であり、現場には大きな血だまりが見られ、その着衣もまたほぼ全面に大量の血液を付着させていた（昭和27年7月7日付け実況見分調書：1冊87丁、同日死体検案書：1冊65丁）。

本件凶器もまた、いわば血まみれであったことは経験則上明らかなことである。

イ 本件短刀の形状など

世良鑑定（前出）によれば「検査短刀は木柄刺身包丁様刃器にして全長39.0cm、重量95.5g、金属部の長さ約26.3cmを算す。」とされ、「金属部は細長先鋭にして、幅中央部1.8cm、根元部約2.2cm、左側面は平面、銀色光沢放つも、小鏽（さび）斑多数存し、右側面僅かに凸面となり研磨面を存し、前面に亘りて、鏽斑稍著明である。」とされ、「木柄部は杉材、径約2.5cmの丸型、長さ約11.8cmを算し、中心は堅く、木柄内に嵌入しあり、容易に抜けず。鋷（ハバキ：刀

身がさやから抜け落ちないようにするためのもの)を附せず、此の嵌入部に微細なる黒砂粒数個を介在し存す。」とされている。

繰り返し●ア●の身体に深く刺入するうち、●ア●の血液は本件凶器木柄にも木柄嵌入部へも浸潤していったものと思われる。

#### ウ 世良鑑定の手法と結果

同世良鑑定は次のような血痕検査を行ったという。

「検査物短刀には各部に於いて、血痕と特に認められるべき汚斑を存しないが、方約5.0糎大の白色濾紙X数枚を用意し、各部に之を数層に折畳み、その櫛部を蒸留水を以て湿し、格別に順次、可検短刀の金属部及び木柄部、二十数箇所就て各摺りつけた後此折畳み部を展げ之に新製した癒瘡木脂(ゆうそうぼく脂:ハマビシ科の常緑高木、その樹脂をグアヤク脂と呼び試薬などに使う)丁幾(チンキ:生薬をエチルアルコール又はエチルアルコールと精製水とで浸出した液剤)一滴、次でオゾン含有のテレピン油一滴宛を滴加して各別に呈色反応を検するに孰れも短時間内に藍青色を呈するものなく、中心部の木柄を叩き一部抜き出して此部及び此部に介在する微小なる砂粒等に就いても同様の検査を繰り返したが其呈色反応は凡て陰性に終わった。」

さらに続けて、「同様の血痕予備検査として近時使用せられ初めたマラカイト緑(ロイコマラカイト緑法)による血痕検査をも試みたが其成績も亦同様陰性である。」という。

#### エ 血液予備試験の感度

上記血液検査は、いずれも人血であるかどうかの鑑別以前に行う血液予備検査である。いわゆるグアヤク試薬法とロイコマラカイト緑法と呼ばれる。一般に、グアヤク試薬法は鋭敏度は低いが特異性があるといわれ、ロイコマラカイト緑法は鋭敏で「血液の1万~2万倍希釈程度まで陽性反応を示す。」といわれている。

#### オ 用水池での洗浄

問題は用水池での洗浄によって、本件短刀に付着した血液のすべてが、1万倍～2万倍以上に希釈されたと考えられるかということである。

この用水池は1畝7分の広さをもち、鯉を飼っていたとしている（昭和28年4月2日付け検証調書：2冊162丁）。

本件確定判決は、昭和27年7月6日午後8時30分ころ本件犯行がなされたとする。その後、事件本人は同日午後10時ころには●ウ●方に現れた。そのときには既に、●ツ●所有の農小屋に本件短刀は隠匿していたという事実を前提としている。

事件本人は、深夜の光の届かない闇、行き慣れているとは思えない用水池、そこで本件短刀を本件犯行直後の動揺もままならぬ中、短時間で洗浄し隠匿したことになる。

この本件確定判決の事実関係を前提にそのような限られた洗浄をもって、錆のついた刃体はもとより、木柄部、さらには黒砂粒数個が介在したという嵌入部も含めて、付着した血痕のすべてが、1万～2万倍以上に希釈されたと考えることには、経験則上、疑義をとどめることになる。

#### (4) 本件短刀をめぐる問題点についてのまとめ

本件確定判決は、犯人性の認定根拠として、本件短刀が本件凶器であること、及び、事件本人が本件短刀を携行していたことを挙げるが、上記のとおり本件短刀は客観的証拠関係から本件で使用された凶器であると認めるについて多くの疑義が存し、本件短刀が本件凶器であると認定することにはいまだ合理的な疑いを払拭できないとともに、本件短刀が違法な手続によって領置されており、その手続の過程は解明されておらず、これを有罪証拠として評価することにもまた疑義が存するところである。

これらの合理的な疑いは、後述するタオルや着衣への疑問と相まって、

●ウ●、●イ●伝聞供述の信用性全体をゆるがせ、さらには事件本人の逮捕直後の犯行自認供述の信用性にも疑いを生じさせるところである。

本件確定判決が認定した犯人性に関する証拠評価及び事実認定が本件短刀をめぐる証拠評価及び事実認定において脆弱であることを指摘した。

### 3 着衣・タオルの問題点

#### (1) 序論－問題の所在－

本件では、事件本人の着衣（証第13号証、証第15号証、証第17号証～20号証）及びタオル（証第16号証）が証拠として提出され、これらへの血痕付着の有無について北條春光による鑑定が行われている（昭和27年11月20日付けの北條鑑定）。

しかし、これらへの血痕付着状況は、●ア●の創傷状況という客観的証拠と全く符合していないと認められる。すなわち、●ア●の創傷状況から推認される●ア●の出血状況と、事件本人の着衣及びタオルにおける血痕付着状況とが、明らかに矛盾しているのである。

本項では、この点について論証し、本件確定判決の脆弱性をさらに明らかにする。（なお、証第25号証のタオルは、●ム●の証言（昭和29年3月10日付け公判調書）により、事件本人のタオルでないことが明らかとなっているため、検討の対象からは除外する。）

#### (2) ●ア●の出血状況と犯人着衣への血痕付着の程度

ア ●ア●の出血状況を確認する前提となる同人の創傷状況

●ア●の出血状況を確認する前提として、まず、●ア●の創傷状況について確認する。

##### (ア) 多数の創傷及び防御創の存在

●ア●の遺体には、合計26箇所もの多数の創傷が確認されている。そして、その中には、深さ10センチメートル前後の創傷も複数存し、最も深いもので、約20センチメートルもの創傷が存在している。

さらに、●ア●の左右の掌には、いわゆる「防御創」と認められる複数の創傷も認められる。

このことは、犯行時において、●ア●の全身から多くの出血が生じていた上、●ア●は、犯人からの攻撃に対して、強い抵抗行動に出ていることを示している。

(イ) 大量の血溜まりの存在

●ア●の遺体発見現場には、大量の血溜まりが存在している。

このことは、●ア●から大量の出血が犯行時において生じたことを示している。

イ ●ア●の出血状況から推認される犯人着衣への血痕付着の程度

以上のことから、本件犯行時、●ア●は多数の傷を受け、大量の出血をしている一方で、防御のために抵抗し、犯人との間で、相当程度の攻防を行っていたことが認められる。

このことからすれば、犯行当時の犯人の着衣には、相当程度の●ア●の血液の付着があったはずである。蓋し、大量の出血を生じている●ア●が防御のために激しく体を動かしていたという状況の中では、犯人が●ア●からの相当の返り血を浴びたり、防御行動の中で●ア●において血液が付着している手を犯人の衣服に触れたりすることで、犯人の着衣に●ア●の相当程度の血液が付着することは、いわば必然と考えられるからである。

なお、●ア●のズボンへの血痕付着状況に関する昭和29年7月19日付け北條鑑定で、「このズボンを見るとこのズボンをはいていた人が他人から傷害を受けたものと假定して見た場合、倒れて仕舞ってからも尚相当多くの外傷をその身体に受けそれらの個所からの出血が飛散附着したり又は振り廻す兇器からの血液が落下附着したり、又はそれらの争いの間に此のズボンをはいていた人の身体や衣類のどこかに附着し

た血液が更に何等かのはずみにこのズボンに附着するに到ったものもあろうと思われます。」とされているように、相当多量の血液が●ア●のズボンには付着しており、血液付着はズボンの臀部にまで至っていることが明らかとされている。このことから、●ア●の出血が相当程度多量であり、したがって、犯行当時の犯人の着衣にも、相当程度の●ア●血液の付着があったはずであることが、一層強く裏付けられるものである。ちなみに、昭和29年7月19日付け北條鑑定の対象となっている証第8号のズボンは、証拠金品目録では事件本人所有のズボンとされているようにも思えるが、北條鑑定人は昭和27年11月20日鑑定にて事件本人のズボンへの血痕付着の有無及び血液型を既に鑑定していること及び昭和29年7月19日付け鑑定にて「このズボンをはいていた人が他人から傷害を受けたものと假定して見た場合、倒れて仕舞ってからも尚相当多くの外傷をその身体に受け…」と記述していることからすれば、同鑑定の対象は●ア●のズボンであると考えるのが極めて相当である。

(3) 逃走中の着衣と証拠たる着衣との同一性

次に、証拠提出されている事件本人の着衣と逃走中の事件本人の着衣との同一性を検討する。

ア 事件本人の着衣に関する証拠関係

事件本人の着衣に関する証拠関係は、以下のとおりである。

- ① 逃走時（昭和27年6月16日）の事件本人の服装は、軍隊用国防色冬服上衣、カーキ色木綿のズボン、草履、洗濯の際は頭に白タオル、無帽、上衣の下は襟付き白木綿シャツである。（昭和27年7月19日付け渡辺健一検面調書）
- ② 逃走時（昭和27年6月16日）の服装は、元軍隊用国防色冬服上衣、国防色軍服ズボン、白襟付き木綿肌着2枚である。（昭和27年

7月12日付け事件本人員面調書)

- ③ 昭和27年6月19日の事件本人の服装は 無帽、軍隊の国防色冬服らしい上衣、カーキ色のズボンであった。(昭和27年7月21日付け●ク●検面調書)
- ④ ●ク●に会った時は、逃走時と同じ服装であったが、加えて、途中で盗んだ脚絆と地下足袋を着けていた。(昭和27年7月22日付け事件本人検面調書)
- ⑤ 昭和27年7月6日、事件本人の上衣は国防色の軍服のようだったが、下の方はわからない。帽子は被っていた。中折帽子の様なものだったと思う。(昭和27年7月16日付け●イ●検面調書)
- ⑥ 逮捕時(昭和27年7月12日)の事件本人の服装は、白シャツと国防色ズボン、左手に国防色上衣を持っていた。無帽であった。タオルや手ぬぐいは持っていなかった。(昭和27年9月8日付け藤本建男検面調書、昭和27年7月27日付け藤本建男検面調書、昭和27年7月22日付け●ハ●検面調書)
- ⑦ 収容時に事件本人が着用していたものは、国防色冬上衣、スレン洋袴、白木綿シャツ、スプリングシャツである。(昭和27年7月15日付け任意提出書)
- ⑧ 任意提出された、国防色上衣、洋袴、白木綿シャツは、事件本人が逃走する時に着ていたものである(昭和27年11月21日付け渡辺健一検面調書)
- ⑨ 逃走し、●C●で逮捕された時までの間の服装は、国防色上衣と洋袴である(昭和27年7月22日付け事件本人検面調書)
- ⑩ 私がただいま着ている着物は、●ア●を突き刺したときに着ていた着物であります。石鹸はもらったが、手を洗っただけで着物は全然洗っておりません。(昭和27年7月13日付け事件本人員面調書)

#### イ 逃走中の着衣と証拠たる着衣との同一性の検討

以上から、次の4点が推認される。

1点目は、事件本人は、逃走時も逮捕時も、国防色上衣と国防色ズボン、白木綿シャツを着用していたことである。(①、②、⑥、⑦)

2点目は、事件本人は、逃走の間、●ク●と会った際にも、国防色上衣とズボンを着用していたことである。(③、④)

3点目は、本件事件発生日である昭和27年7月6日も、事件本人は少なくとも国防色上衣を着用していたことである。(⑤)

4点目は、本件で証拠提出されている着衣は、事件本人が逃走時に着用していたものと同一のものであることである。(⑧)

そして、これらの事実関係からすると、本件で証拠提出されている着衣は、すべて事件本人が逃走中に着用・所持していたものであり、特に、国防色上衣とズボンについては、本件事件発生日である昭和27年7月6日を含め、逃走中を通して着用していたことが認められると言ふべきである。蓋し、逃走時・逃走中・逮捕時の複数時点において、同一の服装であったことが証拠から認められる一方、事件本人が逃走中に衣服を交換したことを示す証拠は全く存在していない以上、逃走から逮捕までの期間を通じて、事件本人は証拠から認められる同一の衣服を着用していたと推定することが、極めて合理的だからである。なお、かかる認定は、「逃走し、●C●で逮捕された時までの間の服装は、国防色上衣と洋袴である。」とする事件本人の供述(⑨)や、虚偽自白調書とはいえ、本件事件日から逮捕時まで、着物を洗っていない旨の事件本人の供述(⑩)とも合致し、一層の裏付けがなされていると言わざるを得ない。

以上からすれば、本件で証拠提出されている着衣は、本件事件発生日(昭和27年7月6日)に着用していたものと同一の着衣と認められる。

#### (4) 事件本人の着衣及びタオルへの血痕付着状況の矛盾

ところが、本件で証拠提出されている事件本人の着衣やタオルには、犯人の着衣等に生じているはずと推認される血痕と合致するような血痕の付着は認められない。

ア 事件本人の着衣への血痕付着状況

昭和27年11月20日付けの北條鑑定（以下「北條血痕鑑定という。」）によると、事件本人の着衣及びタオルへの血痕付着状況は、以下のとおりである。

① 白シャツ（証第13号証）

血痕付着は認められない。

② 帽子（証第15号証）

血痕付着は認められない。

③ タオル（証第16号証）

赤褐色調の比較的広範な付着物が存しており、当該部分についての血痕検査結果は陽性である。したがって、血痕付着は認められる。

同血痕については、断定はできないものの、B型、O型、AB型とは思えず、A型ではないかと思われる。

④ 国防色上衣（証第17号証）

血痕付着は認められない。

⑤ 洋袴（証第18号証）

前面に赤褐色調の血痕様の付着部位が存し、当該部位について血痕検査を行ったところ、陽性であり、血痕付着が認められた。

ただし、血液型については、O型かAB型らしく思われ、A型やB型とは考えがたい。

⑥ 白木綿シャツ（証第19号証）

血痕付着は認められない。

⑦ スプリングシャツ（証第20号証）

血痕付着は認められない。

イ 事件本人の着衣への血痕付着状況の決定的矛盾点

北條血痕鑑定の結果で特筆すべきは、事件本人の所有にかかる上衣（白シャツ、帽子、国防色上衣、白木綿シャツ、スプリングシャツ）には、人血の付着自体が一切認められていないことである。特に、白シャツ、帽子、国防色上衣、スプリングシャツには、北條血痕鑑定実施の際に既にはさみ様のもので切り取られたあとが確認されているため、同鑑定以前にも血痕鑑定が行われている可能性が強く、したがって、北條血痕鑑定も含めて少なくとも2回以上の血痕鑑定によっても、人血の付着は確認されていないものと判断せざるを得ず（仮に人血付着の結果があれば、証拠提出がなされているはずである。）、このことから事件本人の上衣に、人血の付着が一切認められないことは一層明らかである。

しかるに、事件本人の上衣に人血の付着が一切認められないことは、●ア●の創傷から推認される犯人の着衣等への血痕付着状況と、明らかに矛盾していると言うほかはない。蓋し、頸部や胸部に10センチメートルを超える傷があり、かつ、そこから大量の出血が出ていたと認められる上に、●ア●が防御のために相当の動きをしていた場合、犯人の上衣の着衣には、前記のとおり、相当程度の●ア●の血液が付着していると考えるのが、極めて相当だからである。それにもかかわらず、事件本人の上衣に血痕付着自体が一切認められないことは、事件本人が犯人であるとの認定と明らかに矛盾している。特に、各供述調書の中で事件本人の着用が言及されている国防色上衣及び仮に国防色上衣を脱いでいたとしたらその下に着ていた可能性が高い白シャツ、白木綿シャツ、スプリングシャツのいずれの着衣からも、一切の血痕付着が認められないことは、決定的な矛盾であると言わざるを得ない。

したがって、事件本人の上衣への血痕付着が認められないことは、事

件本人が●ア●を殺害した犯人ではないことを決定的に裏付けるもの  
と言うべきであり、本件確定判決の脆弱性を如実に示しているものと言  
うほかはない。

ウ タオル（証第16号証）への血痕付着状況の矛盾点

ところで、本件で、証第16号証のタオルには、A型と思われる血痕  
が付着している。

しかし、同タオルの血痕は「湯呑茶碗くらいの大きさに鮮明な血痕で  
はなかった」との出口正治の証言（昭和29年4月9日付け公判調書）  
や、「タオルには血はついていなかったと思います。」「そのタオルに  
血がついていたかどうかは分からない。一寸見たところ（血は）ついて  
いないように見えたので、実況見分の時にはそのタオルに血はついてい  
なかったと言った。」との●ト●の供述（昭和28年4月2日付け検証  
調書、昭和29年5月7日付け公判調書）からすれば、同タオルに付着  
している血痕は、せいぜい「不鮮明な湯呑茶碗の大きさ」程度のもので  
あったと認めるほかない。

一方で、本件犯行時におけるタオルの使用方法としては、①凶器がぶ  
れないようにするため、凶器を握った手の上からタオルを巻く、あるい  
は、②タオルが殺害行為の邪魔にならないように腰に下げるか頭に巻い  
ておく以外には考えがたいところ、①の場合は当然、②の場合であって  
も、前記の●ア●の出血状況等からすれば、同タオルには、相当多量の  
血痕が付着しているはずである。

しかるに、前記のとおり、同タオルには「不鮮明な湯呑茶碗の大きさ」  
程度の血痕しか付着していないのであるから、タオルの血痕も、大量の  
出血をしていた●ア●との攻防があったことと明らかに矛盾しており、  
事件本人が●ア●を殺害した犯人ではないことが、明白に裏付けられる  
と言うべきである。

なお、同タオルが、事件本人が逃走時から所持していたタオルである場合、同タオルに付着している血痕は、昭和27年6月20日ころに事件本人が自殺をしようと首を吊ったが鼻血が出ただけで自殺に至らなかった際に、その鼻血をタオルで拭いた後に水で洗ったあとのものと考えるのが、同血痕が「不鮮明な湯呑茶碗の大きさ」程度のものであることから極めて合理的であるところ（昭和27年7月30日付け事件本人検面調書）、昭和27年6月20日ころに付着して水で洗った血痕が残っているにもかかわらず、その後である同年7月6日に事件本人の上衣に多量の血痕が付着したのであれば、同着衣に血痕が確認されないはずはない。すなわち、同タオルの血痕付着は、事件本人の上衣に●ア●の血痕付着が一切認められず、血痕付着後に水で洗ったものとも認められないことを示す証拠でもある。

#### エ ズボンへ付着している血痕に関する矛盾点

事件本人のズボンについても、血痕付着が認められる。

しかし、同血痕については、「A型とかB型とかは考えがたい。」とされているところ、●ア●の血液型がA型であることからすれば、●ア●の血液による血痕が付着しているとは認められず、やはり、大量の出血をしていた●ア●との攻防があったことと明らかに矛盾していると言わざるを得ない。

また、同ズボンにも、北條血痕鑑定実施の際に既にはさみ様のもので切り取られたあとが確認されているところ、このことは、同鑑定以前にも血痕鑑定が行われている可能性を強く示すものである。しかしながら、本件では、同ズボンに●ア●の血液が付着していたとする鑑定結果等は一切存在していない。このことから、同ズボンへの●ア●の血液付着が認められないことが一層裏付けられると言ふべきであり、大量の出血をしていた●ア●との攻防があったこととの矛盾がさらに浮き彫りに

なると言わざるを得ない。

(ちなみに、事件本人は逮捕時に銃撃された際の傷から相当程度 of 出血を起こしていたのであるから、同血液がズボンに滴下していることも十分に認められるのであり、このことから、ズボンに●ア●の血液が付着していることは否定され、いずれにせよ、本件犯行態様との矛盾が存すると言える。)

(5) 記録内容及び証拠品に関する疑義

なお、証拠金品総目録では、証第8号は事件本人のズボンとされているが、一方で、昭和29年7月19日付け北條鑑定は、証第8号のズボンを●ア●のズボンとしている。

かかる事実は、本件確定判決の確定記録の内容が杜撰であることを示すとともに、証拠のすり替えがなされている可能性すら疑わせるものである。

このように判断の基礎となるべき記録の内容や証拠品の特定に疑義が存在しているということは、本件確定判決の正当性に疑問を生じさせるものと言うべきであり、本件確定判決の脆弱性を裏付けるものと言うべきである。

(6) 結語

以上のとおり、事件本人の着衣、タオルのいずれについても、事件本人が犯人であった場合に付着しているはずの●ア●の血痕の付着は認められない。

したがって、事件本人の着衣(証第13号証、証第15号証、証第17号証～20号証)及びタオル(証第16号証)は、いずれも、事件本人が犯人であるとの認定と明らかに矛盾する客観的証拠と言うべきであり、かかる証拠が存在しているにもかかわらず、タオルの血痕は事件本人が●ア●を殺害した際に付着した●ア●の血痕であるとして、事件本人を犯人であると認定した本件確定判決の証拠構造は、極めて脆弱であると言わざる

を得ない。そしてこのことは、判断の対象となる証拠品の特定や記録内容の正確性に疑義があることから、一層裏付けられていると言える。

#### 4 ●イ●及び●ウ●の供述の問題点

##### (1) ●イ●の証言の概要

本件確定判決が採用した単純逃走、殺人被告事件に関する●イ●（以下「●イ●」という。）の供述は、昭和27年7月11日付け証言（以下「●イ●証言」という。）のみである。

その概要は、80頁以下に記載のとおりであるが、ここで、改めていくつかの項目ごとにその証言の内容を確認しておく。

##### ア 事件本人が訪ねて来た際の状況について

昭和27年7月6日午後10時ころ、寝ていたら、●ウ●がやって来て、「（事件本人が）●ア●をやっ付けてきた。」と言い、●イ●に来て欲しいと言っていると言われた。●ウ●の家に行くと、●ウ●と事件本人が厠の角のところで話していた。

●イ●が厠のところへ行くと、事件本人が、「重ね重ね済んまっせん。今度は死ぬるけん、別れに一寸来た。」と言った。

##### イ 恵楓園脱走後の生活状況について

食事はどのようにしていたかを聞くと、「そりゃあ、つきあいの居るけん。食いは持つとるけん、心配しなはんな。まあ一だ、持つとる。」と答え、左の腰に下げていた握り飯の包みのようなものを見せた。

##### ウ 事件本人の殺害告白について

●C●の上の方の道路に腰かけていたら、●ア●が「誰か、誰か」と言って来たので、「何か、俺ば見知っとるか。」と言うより早く●ア●を刺した。

刺してからすぐに来たと言った。

「●ア●は死んだか。」と聞いたら、事件本人はドスを見せながら、

「こるが、通ったけん、あーた。」と言った。

エ 事件本人の所持品について

事件本人は、右手に柄の下が5寸くらいのドス（脇差）のようなものを持っていた。

匕首のようなものと思った。

事件本人が持っていたのは、ドスと風呂敷であった。

オ 事件本人の服装等について

事件本人は、登山帽か中折帽で、周囲に鏝のある帽子をかぶっていた。

上着は茶色のように思った。

地下足袋を履いていたと思う。

(2) ●ウ●の証言の概要

本件確定判決が採用した●ウ●（以下「●ウ●」という。）の供述は、昭和27年7月11日付け証言及び同年9月1日付け証言の2つである（いずれも単純逃走、殺人被告事件に関するものである。以下「●ウ●証言」という。）。

その概要は、82頁以下に記載のとおりであるが、ここで、改めて前項の●イ●証言と同様に、いくつかの項目ごとにその証言の内容を確認しておく。

ア 昭和27年7月11日付け●ウ●証言について

(ア) 事件本人が訪ねて来た際の状況について

昭和27年7月6日夜（時間ははっきりとはわからないが午後10時ころだと思う。）に事件本人が来た。

寝ていたところを息子の嫁から起こされて、「男の声で戸を開けてくれと言っているので開けてくれ。」と言われて、表戸を開けたら、事件本人がいたので驚いた。

事件本人から、話もしないうちに、いきなり「●ホ●を呼んで来て

くれ。」と言われて、●ホ●を呼びに行ったが、●ホ●は、「そりゃあどうも。」と言って引っ込んでしまった。

家に戻ったら、厠の横から事件本人が出てきた。

それから、恵楓園脱走後の生活状況について尋ねていたら、●イ●が来た。●イ●には、●ホ●が知らせたのだと思う。

(イ) 恵楓園脱走後の生活状況について

事件本人が恵楓園の拘置所から逃げ出してから、14、5日にもなるので、今まで何を食べていたかを聞いたところ、「最初は、●I●村の肥料小屋に居た、その後は、●R●辺りの小屋に居た、食いは、●テ●の家に、晝、皆が、仕事に行つて居る留守に米を盗んで、肥料小屋で炊いて食べていた」と言っていた。

このような会話をしていたら、●イ●が来た。

(ロ) 事件本人の殺害告白について

「●M●で、●ア●さんを、殺してきた。」と言った。

事件本人が、●M●で、●ア●を待ち伏せしていたようで、事件本人は、「●ア●さんが、誰じゃろか、誰じゃろか、と言って、側に寄つてきたところを、突き刺した。」と言った。

事件本人は、「(●ア●は) 死んだ。」と判然と言った。

(ハ) 事件本人の所持品について

事件本人は電池の長いの(懐中電灯のことと思われる。)を持っていた。

手には7、8寸くらいの刃物のような物を持っていて、ひかんひかん(光る)しませんでしたので、何かで、包んでいたものと思う。

腰の辺りは見なかったなので、何か下げていたかはよくわからない。

(ニ) 事件本人の服装等について

事件本人は帽子を被っておらず、頭の禿が見えていた。

上着は着ていたが、背広か詰襟かはわからない。黒色のようなもので、白ではなかった。

ズボンもはいていたがどのようなものかはわからない。白色ではない。

イ 昭和27年9月1日付け●ウ●証言について

(ア) 事件本人が訪ねて来た際の状況について

昭和27年7月6日夜10時ころ、嫁から、「男の声で戸を開けてくれと言っているので開けてくれ。」と言われて、表戸を開けたら、ひげを真っ黒く生やした事件本人がいたので驚いた。

「何しに来たか。」と尋ねると、「●ホ●を呼んで来てくれ。」と言ったので、ほかの事は聞かずに●ホ●を呼びに行った。

●ホ●を呼んだ後すぐに家に戻ったら、厠の横に事件本人が立っていた。

(イ) 恵楓園脱走後の生活状況について

今までどこにいたのか尋ねると、「最初は●I●の山の方に居た、それから●R●の肥料小屋やその付近の山の辺りにいたが、最後には●C●の肥料小屋にいた。」と答えた。

食べ物は●テ●のを盗んだと言っていた。

それから更に、「包丁ば肥料小屋の土手に刺しておいたけん、●C●に行ってくれ。」と言った。

このような話が済んだところに、●ホ●は来ずに、●イ●が来た。

●イ●は包丁の話は聞いていない。

(ウ) 事件本人の殺害告白について

●イ●が来てから、事件本人が、「今夜、●M●で、●ア●ばやって来た。」と言った。

これを聞いて、●イ●も驚いて、「すんなら●ア●さんは、死んだ

か。」と聞いたら、事件本人は、「裏向うに通ったけん死んだばな。」と言った。

「裏向うに通った」とは、事件本人によれば、「●ア●さんが、誰ぢゃろか／＼と云って、近寄って来たのを、一刺し、刺したら、うつむきに倒れたので、更に足で踏みつけて、刺した、それが、裏向うに通った」ということだったので、突き通したということになる。

事件本人は何で刺したかは言わなかった。

肥料小屋の土手に刺しておいた包丁で刺したというようなことも聞いていない。

(エ) 事件本人の所持品について

事件本人は、右手に棒状の懐中電灯を持ち、左手に1尺ばかりの白い棒のようなものを持っていた。

1尺ばかりの棒については、よくわからない。

刃物かどうかもわからない。

刃物であれば夜目でもヒカヒカ、ぴかぴか光るだろうと思うが、そのように光りもせず、それかといって、白きれで、巻いてあったかどうか、はっきり見ていない。

事件本人は、この白い棒のようなものについては何も言わなかった。

(オ) 事件本人の服装等について

事件本人の衣類に血痕がついていたかどうかは、少しも気づかなかった。

(3) ●イ●証言の信用性

ア はじめに

以下、●イ●証言の信用性について、①証言内容が具体的か、迫真性は認められるか、②他の証拠と整合するか、③供述に一貫性は認められるか、変遷している場合には合理的な理由は認められるか、④虚偽供述

の動機は認められるかという4点から検討する。

イ ●イ●証言の内容は抽象的で迫真性に欠けること

まず、●イ●証言の特徴として指摘できるのは、事件本人からの殺害告白に関する部分が抽象的で迫真性に欠けることである。

●イ●証言は、事件本人が●ア●を殺害した際の具体的な状況が全く明らかではない。

●ア●の抵抗の様子はどうであったのか、何度刺したのか、どこを刺したのか、刺している際の事件本人の気持ちはどうであったのか、返り血は浴びたのかなど、具体的な内容は一切不明である。

にもかかわらず、●イ●の方から事件本人に対して、これらの点について問いかけた部分もない。

しかも、●イ●は、事件本人が刃物を示したと証言し、かつ、刃物の長さまで述べながら、その刃物に血が付着していたのかについては言及がないばかりか、上着の色について証言しながら、その服に返り血が付着していたか否かについては何ら触れられていないなど、事件本人の犯人性を推認するのに肝要な点が明らかにされていない。

このように、●イ●証言は、実際に、●ア●を殺害した旨を聞かされた者であれば注目したであろう部分、具体的に指摘すれば、殺害態様、凶器とされる刃物や衣類への血液の付着状況等について、全く言及がなかったり、あったとしても極めて曖昧で抽象的であって、迫真性にも欠けるものである。

ウ 他の証拠との不整合

(ア) 昭和27年7月9日付け捜査報告書及び同年10月7日付け鑑定書との不整合について

●イ●証言によれば、●イ●が、「●ア●は死んだか。」と聞いたら、事件本人はドスを見せながら、「こるが、通ったけん、あーた。」

と述べたということである。

他方、昭和27年7月9日付け捜査報告書によれば、「被疑者が隠匿していると解する凶器（包丁）の所在発見について」、事件本人が●イ●及び●ウ●を訪問した際に、●Q●の小屋に包丁をおいた旨述べたことが、凶器の捜査の端緒になったとされている。

（少なくとも、昭和27年7月9日時点では）●イ●は、凶器は事件本人が来訪時に所持していたと供述していたのであり、事件本人が●イ●及び●ウ●を訪問した際にした発言が、凶器の捜査の端緒になったということとは、完全に矛盾している。

この矛盾点について、本件確定判決は、昭和27年7月9日付け捜査報告書及び同年10月7日付け鑑定書によって、●Q●の小屋において発見された包丁が本件の凶器と認定している。

とすれば、『事件本人はドスを見せながら、「こるが、通ったけん、あーた。」と言った』という●イ●証言は、本件確定判決が事実認定の基礎とするほどに信用性を認めた同捜査報告書及び同鑑定書に反するのであるから、本件確定判決においては、完全に信用性を否定されたことになる（ただし、同捜査報告書及び同鑑定書に信用性がないことは別に検討したとおりである。）。

なお、犯行に使用した凶器に関する供述と、被害者を殺害したという結果に関する供述は、密接不可分の関係にあり、まさに事件本人の殺害告白の中核部分であるから、●イ●証言のうち、事件本人が来訪時に所持していた刃物を示しながらこれが貫通したと言ったという部分のみは信用できないが、●ア●を殺したことを認めた部分については信用できるといった事実認定者に恣意的な証拠評価は、決して許されないことは言うまでもない。

(イ) ●ウ●証言との不整合

a 事件本人と面談するまでの経緯について

●イ●は、寝ていたところを●ウ●に起こされ、しかも、●ウ●から「事件本人が●ア●をやっつけてきた」と言っていると聞いたと証言している。

しかし、●ウ●は、事件本人が●ア●を殺してきた旨述べたのは●イ●と2人で話を聞いていた時である旨証言しているし、●イ●が廁のところへ来たのは●ホ●から話を聞いたためだと思うと証言している。

このように、両者の証言には大きな食い違いがある。

b 事件本人との会話の内容について

(a) 殺害場所

●イ●は、事件本人が「●C●の上の方」で殺害した旨述べたと証言するのに対し、●ウ●は事件本人が「●M●」で殺害したと述べたと証言している。

「●C●の上の方」と「●M●」は、たしかに同一の場所を指すものであるが、同じ話を事件本人から聞いたのであれば、両者の場所の表現が一致してしかるべきである。

場所の表現が一致しないのは、●イ●の取調官（大城戸清次）が殺害場所を「●C●の上の方」と誘導し、●ウ●の取調官（石田茂義）が「●M●」と誘導し、それぞれがこの供述をひきずって証言していると考えるのが自然である。

この殺害場所の表現の齟齬については、単に表現が異なっているということで軽視しうるものではなく、●イ●及び●ウ●が取調官から誘導された事実を強力に裏付ける事情として、重視されなければならない。

(b) 事件本人の殺害告白の内容について

●イ●証言では、事件本人が凶器を示したという内容であるのに対し、昭和27年7月11日付け●ウ●証言では、この点についての言及がなく、同年9月1日付け●ウ●証言に至っては、「事件本人は何で刺したかは云わなかった。」とされている。

このように、本件確定判決が証拠の標目に掲げる証言が、凶器とされるものに関して真っ向から反する内容になっている。

(c) 食事の話題について

●イ●は、●ウ●と一緒に食事のことについて尋ねた旨証言しているが、●ウ●は、●イ●が来るまでに食事の話をしたと証言している。

c 所持品について

●イ●証言では、事件本人が右手に柄の下が5寸くらいの匕首のようなものと思った、ドス（脇差）のようなものを持っていたとされている。

これに対し、昭和27年7月11日付け●ウ●証言では、事件本人は7、8寸くらいの刃物のような物を持っていて、それは何かで包んでいたと思うとされている。

さらに、同年9月1日付け●ウ●証言では、事件本人は、左手に1尺ばかりの白い棒のような物を持っており、刃物かどうかはわからないとされている。

このように、両者の証言は、持っていた手（右手か左手か）やそれが包まれていたか否か、刃物であったか否かの点で食い違っている。

さらに、●イ●は、懐中電灯については何ら触れていないが、●ウ●は、事件本人が右手に懐中電灯を持っていたと証言する。

d 服装等について

(a) 帽子について

●イ●は、事件本人が帽子を被っていたと証言する。

他方、●ウ●は、事件本人が帽子を被っていなかったと証言し、「禿が見えていた。」とまで証言している。

(b) 上衣について

●イ●は、事件本人が茶色の上衣を着ていたという。

●ウ●は、事件本人が黒色のようなもので、白色ではない上衣を着ていたという。

両者は、矛盾するとまではいえないものの、上衣の色すら一致していない。

e 検討

以上のとおり、本件確定判決が採用した●イ●及び●ウ●の証言の間には、重要な部分も含めて、看過しがたい矛盾点が多数存在している。

●イ●と●ウ●は、事件本人が来訪して会話をした際、いずれもその場に居合わせたのであるから、真に両者が経験した事実を証言すれば、これほどまでに矛盾する点が生じるはずがない。

とりわけ、事件本人が凶器を示したか否かという齟齬は、事件本人が殺害した態様や使用した凶器に関する部分であり、事件本人が●ア●を殺害した旨の告白の根幹をなす部分であるから、●イ●及び●ウ●の証言の信用性に極めて重大な影響を与えるといえる。

このように、●イ●及び●ウ●の証言は、相互にその信用性を補強し合うどころか、かえって重要な点において多くの矛盾点があることを露呈しており、到底、両証言が信用できるものとは言えない。

(ウ) ●ウ●の供述調書との不整合

後に●ウ●の供述調書についても検討するが、●イ●証言には、●

ウ●の供述調書と齟齬する部分が多々見受けられる。

特に、上記『事件本人はドスを見せながら、「こるが、通ったけん、あーた。」と言った』という部分は、●ウ●の供述調書の内容にも反するものである。

エ 供述の変遷について

(ア) ●イ●の供述調書について

本件確定判決が証拠の標目には掲げていないものの、以下に掲げる5通の●イ●の供述調書が証拠調べ請求され、弁護人はこれに同意している（いずれも単純逃走、殺人被告事件に係る供述調書である。）。

昭和27年7月9日付け員面調書

昭和27年7月16日付け検面調書

昭和27年7月17日付け検面調書

昭和27年8月30日付け員面調書

昭和27年9月13日付け検面調書

(イ) ●イ●供述の変遷についての考察

●イ●の供述は著しく変遷しているが、特に指摘しておきたいのは、次のとおり、事件本人が所持していた物や、殺害告白を受けた経緯といった重要な点で変遷していることである。

a 事件本人が所持していた物に関する供述の変遷

まず、事件本人が所持していた物に関する供述について、その変遷経過を確認しておく。

(a) 昭和27年7月9日付け員面調書

事件本人はドスを右手に握っていた。

ドスは抜き身のままで光っていて、長さが5、6寸あった。

凶器はその晩はドスだけで、鎌は見受けられなかった。

(b) 昭和27年7月11日付け証言

事件本人は、右手に柄の下が5寸くらいのドス（脇差）のようなものを持っていた。

匕首のようなものと思った。

(c) 昭和27年7月16日付け検面調書

右手に匕首のようなものを持っていた。光っていた。

(d) 昭和27年7月17日付け検面調書

匕首のようなものと言っていたが、この点のはっきりしない。

匕首のようなものというのは私の目では5、6寸のように思った。

これは草刈鎌のように刃が弓なりに曲がったものではなかったようだ。

刃はあまり広くなく、また柄のところはあまりよく見ていないのでどういうふうが付いていたのかわからない。

これで刺したと言って右手の匕首のようなものを見せられたが、厠と土手の間のことではっきりと見えなかった。

(e) 昭和27年8月30日付け員面調書

刃物であったとは断言できないが、これで刺したと言ったので、右手に握っている物は刃物だと思い込んだ。

事件本人が持っていた物は長さが1尺くらい、刃の長さ6寸、幅8寸くらい。

(f) 昭和27年9月13日付け検面調書

切れ物のようなものは、夜目にも光って見えたように思うが、それが何であったかははっきりしない。

事件本人がこれで刺したと言ったので、刃物だろうと思った。

(g) 検討

このように、事件本人が所持していた物に関する●イ●の供述

は激しく変遷しており、当初、「ドスを所持していた」と供述していたのが、「匕首のようなもの」とやや曖昧になり、その後、「匕首のようなものかははっきりしない」と後退しただけではなく、昭和27年8月30日には「刃物であったとは断言できない」という供述になり、挙げ句の果てには、「切れ物のようなものが何であったかははっきりとはしない」という供述になっている。

特に、昭和27年7月16日付けと翌17日付けの検面調書に注目すると、同じ検察官（大堀誠一）に対する供述調書であるにもかかわらず、前日（16日）までは、「右手に匕首のようなものを持っていた。光っていた。」と供述していたにもかかわらず、その翌日（17日）には、「匕首のようなものと言っていたが、この点ははっきりしない。」と訂正されているのである。

●イ●は、同月11日に宣誓の上で証言させられており、安易に供述を変更すれば、偽証罪に問われるおそれもあった中で、それにもかかわらず、これほど供述を変遷させているのである。これは、単なる記憶違いでは、到底説明がつかない。

かかる変遷は、捜査機関が、本件において凶器と認定された包丁（本件短刀）の発見状況に沿うように、●イ●の供述を強力的に誘導したためであるとしか考えられない。

すなわち、本件凶器は、同月9日付け捜査報告書によると、「7月6日午後10時頃被疑者藤本松夫が、●イ●（注；訂正印なく「●ウ●」と訂正されている。）に対し、包丁を●Q●の小屋に置いているから直ぐ取りに行く様に実家に言ってくれと云う意味の●イ●の供述にもとづき該包丁の捜査を為した処左記の通り発見領置した」とされているところ、●イ●が同年7月6日に事件本人が凶器を握っていたのを見たということになると、上記

の凶器の発見状況と矛盾してしまう。そのため、捜査機関としては、事件本人が●イ●や●ウ●を訪問した際には、凶器を所持していなかったことにする必要があったのである。

このことは、先に検討したとおり、本件短刀が本件の凶器として仕立て上げられていったこと（96頁以下参照）からも裏付けられる。

b 事件本人から殺害告白を受けた経緯に関する供述の変遷

次に、事件本人から殺害告白を受けた経緯に関する供述の変遷についても確認しておく。

(a) 昭和27年7月9日付け員面調書

息子である●ホ●の嫁から事件本人が●ア●を殺害した旨を聞き、それから事件本人と面会し、殺害状況を●イ●の方から事件本人に対して問いかけた。

(b) 昭和27年7月11日付け証言

●ウ●から事件本人が●ア●を殺害した旨を聞き、それから事件本人と面会して、事件本人の方から殺害状況を説明した。

(c) 昭和27年7月16日付け検面調書

●ホ●かその嫁からは単に起こされたのみで、事件本人が●ア●を殺害したことは事件本人自身から初めて聞いた。

(d) 昭和27年8月30日付け員面調書

●イ●が事件本人から「●ア●ば。やって（殺して）来た」と聞いた。

(e) 検討

このように、●イ●供述は、誰から事件本人が●ア●を殺害した旨聞いたのかという極めて重要な部分において、事件本人自身から聞いたのか、あるいはその他の者から聞いたのかさえ変遷し

ている。

真に、事件本人から●ア●を殺害した旨の告白を受けたとすれば、到底考えられないことである。

c まとめ

このように、●イ●の供述は、事件本人が所持していたとされる物についてや、殺害告白を受けた経緯といった事件本人が犯人であることを認定するにおいて極めて重要な点で変遷している。そして、これらの極めて重要な点において●イ●の供述が変遷したことについての合理的理由も全く認められない。

本件確定判決が、●イ●証言のみを証拠の標目に掲げ、●イ●の供述調書を一切証拠の標目に掲げなかったのは、●イ●証言のみで罪となるべき事実を認定するには必要にして、かつ十分であったというのではなく、むしろ、一連の●イ●の供述が激しく変遷しており、●イ●の供述調書まで事実を認定するために用いれば、どの供述ないし証言を事実認定の基礎とすべきかが判然としなくなるためであることは明らかである。

このような場合、本来であれば、●イ●証言の信用性についても、その前後の供述との変遷を踏まえた上で慎重に検討すべきであるのに、あろうことか、本件確定判決は、●イ●供述の変遷に何ら触れることなく、●イ●証言のみを証拠の標目に掲げ、事件本人の犯人性を認定する証拠としているのである。

したがって、本件確定判決は、●イ●証言の信用性の検討が不十分であるとの誹りを免れない。

オ 虚偽証言の動機

(ア) はじめに

たしかに、一般的には、●イ●は事件本人の親族であり、事件本人

に有利な方向に虚偽証言をする動機はあったとしても、不利な方向に虚偽証言をする動機はないと考えられるかもしれない。

しかしながら、本件では、次に述べるような事情から、●イ●には事件本人に不利な証言をする動機が存在したのである。

(イ) 無らい県運動

本件の背景事情として、決して看過できないのは、既に16頁以下にて指摘したように、無らい県運動によって、事件本人とその家族・親族とその通報者とされる●ア●との激しい対立関係が生み出され、さらには、事件本人の親族は、事件本人の存在自体を災禍の根源として、その死を願うという異様な心境に陥らされていたということである。

現に●イ●は、「私しは人を殺した松夫に対しては 早く警察の方に発見されて相当の処分を受けたがよかと考へて 甥 叔父の間柄としては同情点はありません。」(昭和27年7月9日付け員面調書)、「(どうして事件本人が●ア●を殺害したと思うかとの質問に対し)それは●ア●が、松夫の家に来ずに、レプラ患者と届け出たことを恨んでした事とっております。」(昭和27年7月11日付け証言)などと述べており、事件本人を擁護するどころか、完全に同人を犯人扱いしてしまっているのである。

(ウ) ●イ●が銃刀法違反で逮捕・勾留されていたこと

上述の無らい県運動による影響に加え、●イ●は、昭和27年7月8日、銃刀法違反によって逮捕され、その後勾留されており、●イ●証言は、この身柄拘束期間中になされたものであるが、捜査機関に迎合した証言をしなければ、自身の銃刀法違反の罪が重くなるばかりか、●ア●殺害の嫌疑をもちかけられかねないと受け止めても不思議ではなかった。

(エ) 小括

このように、無らい県運動によって事件本人を災禍の根源と捉えるようになっていたことや、●イ●自身が銃刀法違反によって逮捕・勾留されていたことなどから、●イ●には、捜査機関に迎合し、事件本人に不利な証言をする動機が存在したのである。

カ まとめ

以上検討してきたとおり、●イ●証言の内容は、抽象的で迫真性がなく、他の証拠との齟齬がある上、重要部分において前後の供述との一貫性が全く認められず、しかも虚偽証言の動機も認められるのであるから、その信用性は皆無である。

(4) ●ウ●証言の信用性

ア はじめに

以下、●ウ●証言の信用性について、●イ●証言と同様に、①証言内容が具体的か、迫真性は認められるか、②他の証拠と整合するか、③供述に一貫性は認められるか、変遷している場合には合理的な理由は認められるか、④虚偽供述の動機は認められるかという4点から検討する。

イ 抽象的で迫真性に欠けること

●ウ●証言も●イ●証言と同様、事件本人からの殺害告白に関する部分が抽象的で迫真性に乏しい。

しかも、●ウ●証言では、凶器が何であったのかさえ、明らかとされていない。

ウ 他の証拠との不整合

(ア) 昭和27年7月9日付け捜査報告書との不整合

昭和27年9月1日付け●ウ●証言では、事件本人が、「包丁ば肥料小屋の土手に刺しておいたけん、●C●に行ってくれ。」と言った話が済んだところに●イ●が来たから、●イ●は包丁の話は聞いていな

いとされている。

ところが、同年7月9日付け捜査報告書では、「七月六日午後十時頃被疑者藤本松夫が●ウ●に対し包丁を●Q●の小屋に置いているから直ぐ取りに行く様に実家に言ってくれと云う意味の●イ●の供述にもとづき該包丁の捜査を為した…」と記載されており、●イ●も包丁の話を知っていたことになっており、明らかに上記●ウ●証言と齟齬している。

ちなみに、97頁以下で既に指摘したとおり、上記引用中下線部の「●ウ●」は、「●イ●」という記載が訂正印もなく「●ウ●」に書き換えられているが、仮に、ここを「●イ●」という記載のまま理解したとすれば、上記●ウ●証言と捜査報告書が整合していないことは、より一層明らかである。

(イ) ●イ●証言との不整合

前述したとおり、●ウ●証言は、●イ●証言とも、重要な部分も含め、整合しない点が多数認められる。

(ウ) ●イ●の供述調書との不整合

既に●イ●の供述調書については検討したが、●ウ●証言は、●イ●の供述調書と齟齬する部分が多々見受けられる。

特に重要な相違点としては、①事件本人が来訪した際の状況、②殺害告白の内容（とりわけ、凶器を示したか否か）、③事件本人の所持品といったものが挙げられる。

エ 供述の変遷について

(ア) ●ウ●の供述調書について

本件確定判決が証拠の標目には掲げていないものの、以下に掲げる3通の●ウ●の供述調書が証拠調べ請求され、弁護人はこれに同意している（いずれも単純逃走、殺人被告事件に係る供述調書である。）。

昭和27年7月8日付け員面調書

昭和27年7月11日付け検面調書

昭和27年9月1日付け検面調書

(イ) ●ウ●供述の変遷についての考察

●ウ●の供述も●イ●と同様に著しく変遷しているが、特に指摘しておきたいのは、次のとおり、事件本人が所持していた物や、事件本人が（本件確定判決において凶器とされている）小屋の包丁に関する話をしたか否かという重要な点で変遷していることである。

a 事件本人が所持していた物に関する供述の変遷

まず、事件本人が所持していた物に関する供述について、その変遷経過を確認しておく。

(a) 昭和27年7月8日付け員面調書

左手に1尺くらいのものを布で巻いたものを持っていたので、大方切れもんだろうと思ったが、何も尋ねなかった。

この切れもんで●ア●を殺したのであろうと感じた。

(b) 昭和27年7月11日付け検面調書

事件本人は、長さ1尺余りの棒のようなものを持っていた。

はっきりはわからないが、刃物ではなかったと思う。

光ってはいなかった。

(c) 昭和27年7月11日付け証言

7、8寸くらいの刃物のような物だった。

(d) 昭和27年9月1日付け検面調書

事件本人は、左手に棒のようなものを握っていた。

光も何もしなかったので、切れ物のようなものではなかったが、事件本人が●ア●を殺したということを聞いて、これで刺したのかなと一人で想像した。

事件本人は、この棒のようなものを指してこれで●ア●を刺した等とは決して言っていない。

(e) 昭和27年9月1日付け証言

1尺ばかりの白い棒のような物で、刃物かどうかはわからない。

(f) 検討

●ウ●は、当初から、「大方切れもんだと思った。」というように曖昧な供述をしており、その後、「刃物ではなかったと思う。」というように変遷し、果ては、「棒のようなもの。」という供述になっており、昭和27年7月11日付け●ウ●証言を除いては、●ウ●は事件本人が来訪時に刃物を持っていたとは明言していない。

しかも、昭和27年7月8日付け員面調書では「この切れもんで●ア●さんを殺したのであろうと感じた。」としておきながら、同年9月13日付け検面調書では、「これで刺したのかなと一人で想像した」、「事件本人は、この棒のようなものを指してこれで●ア●を刺した等とは決して言っていない。」とされており、あたかも●ウ●自身の根拠のない推測であるかのように変遷している。

●ウ●も●イ●と同様に、同年7月11日に宣誓の上で証言させられており、安易に供述を変更すれば、偽証罪に問われるおそれがあったにもかかわらず、これほど供述が変遷しているのである。これは、先に●イ●供述の変遷のところで指摘したとおり、捜査機関による強力な誘導があったためであるとしか考えられない。

さらに、●ウ●の場合には、捜査機関に都合よく、当初から、事件本人が来訪時に所持していた刃物で刺した旨の供述がなか

ったため、念には念を入れるべく、同年9月1日付け供述調書において、それまでは全く述べられていなかった、「事件本人は、この棒のようなものを指してこれで●ア●を刺した等とは決して言っていない。」という内容を付加したものと言える。

b 事件本人が小屋の包丁の話をしたか否かに関する供述の変遷

次に、事件本人が小屋の包丁に関する話をしたか否かについての変遷経過も確認しておく。

(a) 昭和27年7月8日付け員面調書

(●イ●がやって来て、事件本人から殺害告白を受けた後に) 事件本人が、●C●の上の方の小屋に包丁を置いているので、事件本人の家の者に取りに行くように言って欲しいと述べた。

(b) 昭和27年7月11日付け検面調書

事件本人が●ウ●に小屋の包丁に関する話をしたという部分はない。

(c) 昭和27年7月11日付け証言

事件本人が●ウ●に小屋の包丁に関する話をしたという部分はない。

(d) 昭和27年9月1日付け検面調書

(●イ●がやって来たり、事件本人から殺害告白を受けたりする前に、●ウ●だけに対して) 事件本人は、●C●の上の方の肥料小屋の土手へ包丁を差して来たので、そのように●C●に行つて欲しいと述べた。

事件本人はその包丁を何に使ったかは言っていない。

(e) 昭和27年9月1日付け証言

(●イ●がやって来たり、事件本人から殺害告白を受けたりする前に、●ウ●だけに対して) 事件本人は、包丁を肥料小屋の土

手に差しておいたので●C●に行つて欲しいと述べた。

事件本人が、何で刺したかは聞いていないし、肥料小屋の土手に差した包丁で刺したということも聞いていない。

(f) 検討

●ウ●は、昭和27年7月8日付け員面調書では、●イ●と一緒に事件本人から殺害告白を受けた後に、事件本人から小屋の包丁の話聞いたと述べていたのに、同月11日の検面調書でも、同日の証言でも、小屋の包丁に関しては、全く触れられていない。

そして、同年9月1日の検面調書と同日の証言では、●イ●が来る前で、かつ事件本人から殺害告白を受ける前に、事件本人から小屋の包丁の話聞いたと変遷している。

真に、●ウ●が事件本人から小屋の包丁の話聞いていたのであれば、かかる変遷が生じることはあり得ないはずである。

c. まとめ

このように、●ウ●の供述も●イ●の供述と同様、事件本人が所持していたとされる物についてや、事件本人が（本件確定判決において凶器とされている）小屋の包丁に関する話をしたか否かという、事件本人が犯人であることを認定するにおいて極めて重要な点で変遷している。そして、これらの極めて重要な点において●ウ●の供述が変遷したことについての合理的理由も全く認められない。

本件確定判決が、●ウ●証言のみを証拠の標目に掲げ、何らの説明もなく●ウ●の供述調書を証拠の標目に掲げなかったことについては、●イ●証言と同様、信用性の検討が不十分であり、重大な欠陥と言わざるを得ない。

オ 虚偽証言の動機

●ウ●についても、●イ●と同様に、無らい県運動によって、事件本

人の存在自体を否定する心境に陥っていたことは疑いない。

現に●ウ●は、「松夫と身内で私達も恥になりますので松夫の事を心配して今後どこにどうしておるだろうなど感じたことはありませんでした。早く捕らえられるとよか、死んでもすればよかたいと思っておりました。」（昭和27年7月8日付け員面調書）、「（事件本人に対し）そんな極道は早う死ね。」（昭和27年7月11日付け検面調書）などと述べており、事件本人を擁護するどころか、同人の死をも願う心境に追い詰められてしまっていたのである。

このように、無らい県運動によって事件本人を災禍の根源と捉えるようになっていたことに加え、親類の●イ●が銃刀法違反によって逮捕・勾留されていたことなどから、●ウ●には、捜査機関に迎合し、事件本人に不利な証言をする動機が存在したのである。

#### カ まとめ

以上検討してきたとおり、●ウ●証言の内容も、抽象的で迫真性がなく、他の証拠との齟齬がある上、重要部分において前後の供述との一貫性が全く認められず、しかも虚偽証言の動機も認められるのであるから、その信用性は皆無である。

#### (5) 結語

このように、●イ●及び●ウ●の証言には、いずれも信用性は認められず、事件本人の犯人性や凶器を認定することは、到底できない。

### 5 事件本人の供述の問題点

#### (1) 事件本人の供述の内容

##### ア 事件本人の供述の内訳

事件本人の供述には、(ア)捜査段階の供述調書と(イ)公判廷での供述とがある。

##### (ア) 捜査段階の供述調書

- ① 昭和27年7月12日付け員面調書（弁解録取書）
- ② 同日付け員面調書
- ③ 昭和27年7月13日付け員面調書
- ④ 昭和27年7月17日付け検面調書
- ⑤ 昭和27年7月22日付け検面調書
- ⑥ 昭和27年7月30日付け検面調書
- ⑦ 昭和27年8月22日付け検面調書
- ⑧ 昭和27年11月21日付け検面調書

(イ) 第一審公判廷での供述(訴訟記録上確認できるもの)

- ① 第2回公判(昭和27年12月15日)での供述
- ② 第3回公判(昭和28年1月16日)での供述
- ③ 第4回公判(昭和28年2月25日)での供述
- ④ 第5回公判(昭和28年7月27日)での供述

イ 事件本人の供述の内容

(ア) 捜査段階での供述

捜査段階における供述調書の主要内容は、以下のとおりである（番号は前項で付した番号の各供述調書を示す）。

① 昭和27年7月12日付け弁解録取書

殺害の事実と動機について記載されている。

殺害の事実については、●ア●を「ガマ」で突き刺して殺したと述べ、動機については、事件本人がライ患者となったのは●ア●のせいであることから●ア●を怨んでいたと述べている。

なお、調書末尾の署名は警察官が代署し、事件本人が指印している。

② 昭和27年7月12日付け員面調書

身上関係、菊池恵楓園からの逃走とその時の服装、逃走後の行動、

殺意の形成等が記載されている。

殺人事件に関するものとして、菊池恵楓園逃走時に刃物を持っておらず、その後、さびついた草刈鎌を入手したこと、●ア●に殺意を抱いたのは親戚の冷たい態度から自殺するほかないと考えたが、その原因は●ア●にあることから●ア●を殺す決意をしたこと、●ア●を殺した行為については弁解録取の際に話したとおりであることが記載されている。

なお、ここでも調書末尾の署名を警察官が代署し、事件本人が指印している。

### ③ 昭和27年7月13日付け員面調書

上記②の調書で話した以後の行動経緯、菊池恵楓園からの逃走の動機、●ア●を殺害した状況、殺害後の行動、凶器の処分等について記載されている。

殺人に関する内容として、●ア●に出会って●ア●から棒で2度殴打された際、●ア●を殺すことを決意したこと、腰に下げていた草刈鎌で●ア●の胸付近を強く突き刺したこと、まもなく●ア●が倒れたので夢中になって突き刺したこと、その後、●ウ●と●イ●に会い●ア●を殺してきたと告げたこと、その時に草刈鎌を右手に持っていたがその後山道の傍の藪の中に捨てたこと、凶器は草刈鎌であり匕首や日本刀や短刀ではないこと、一日も早く死刑になることを願っていることが記載されている。

なお、ここでも調書末尾の署名を警察官が代署し、事件本人が指印している。

### ④ 昭和27年7月17日付け検面調書

菊池恵楓園逃走時のこととその動機、その時の服装、逃走後の行動、殺人に関することが記載されている。

逃走に関しては、裏塀の戸に門（カンヌキ）はされていたが施錠されていないのを見て突然逃走を決意したこと、逃走の動機は拘置所の外で自殺しようと考えたことであることが記載されている。

殺人に関する内容は最後に少しだけ記載があり、そこには●ア●に会ってもおらず殺したことはないこと、●ウ●と●イ●に●ア●を殺したと言ったことはあるが、実際には殺していないこと、●ウ●と●イ●にそのような嘘を言った理由は「めしを喰わせて貰おうと思ったから」ということが記載されている。

なお、調書末尾の署名は代署であり、事件本人が指印している。

⑤ 昭和27年7月22日付け検面調書

菊池恵楓園からの逃走時のこと、同年6月19日以後の行動、●ウ●と●イ●との会話、警察に逮捕されたときのこと等が記載されている。

殺人事件に関しては、●ウ●と●イ●に対して、●ア●を殺してきたと言ったが、実際には●ア●と会っておらず殺してもいないこと、どうして嘘を言ったのかはよくわからないこと、●ア●を殺してはいないが生きる甲斐がないので一日も早く死刑にしてほしいことが記載されている。

⑥ 昭和27年7月30日付け検面調書

身上関係、逮捕された時の服装と右腕負傷の手当、タオルや脚絆の使用等が記載されている。

殺人事件に関する直接的な記載はない。

なお、調書末尾の署名は代署であり、事件本人が押印している。

⑦ 昭和27年8月22日付け検面調書

菊池恵楓園逃走後の行動、その間●ウ●と●イ●に会ったこと、地下足袋と鎌と脚絆を盗んだこと、首を吊って自殺しようとしたこ

と等が記載されている。

⑧ 昭和27年11月21日付け検面調書

菊池恵楓園を逃走した時の服装や所持品について、押収されている証拠品にもとづいて説明したことが記載されている。

(イ) 公判廷での供述

公判廷における供述の主要内容は、以下のとおりである。

① 第2回公判供述（昭和27年12月15日）

単純逃走事件の公訴事実については全面的に認め、殺人事件の公訴事実については全面的に否認している。

② 第3回公判供述（昭和28年1月16日）

弁解録取書と警察で作成された供述調書の各末尾の名下の指印を事件本人がしたこと、当時負傷のため署名できなかったことを述べている。

③ 第4回公判供述（昭和28年2月25日）

殺人に関して否認している。

④ 第5回公判供述（昭和28年7月27日）

裁判長から、身上関係のほか、殺人事件について事件本人の供述調書の内容に触れながら質問を受けている。この中で、事件本人は単純逃走について認め、殺人については全面的に否認している。また●ウ●と●イ●に会ったことはあるが、そのとき話した内容について覚えておらず、●ア●を殺害したと話したことはないと答えている。検察官に対しても●ア●を殺害したと話したことはないと答えている。凶器については、小屋にあった包丁（短刀）に見覚えがなく、それを取りに行ってくれと●ウ●に言ったこともなく、事件本人が所持していた鎌は捨てられておらず検察庁に領置されると述べている。

(2) 本件確定判決について

ア 本件確定判決が採用した証拠

本件確定判決は以上の事件本人の供述のうち、以下のものを有罪認定の証拠とした。

(ア) 司法警察員に対する供述調書 ① ② ③

(イ) 検察官に対する供述調書 ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

但し、殺人に関する否認部分を除く

イ 採用された供述証拠の証拠上の位置づけ

(ア) いわゆる自白調書(①②③)の位置づけ

採用された供述調書のうち、前記①②③はいわゆる自白調書であり、殺人の罪体を直接的に証明する証拠ということになる。但し、後述のとおり、自白調書では凶器は鎌(ガマ)と供述しており、本件確定判決は凶器を短刀と認定している。したがって、本件確定判決は、凶器が鎌(ガマ)であるという供述部分の信用性を排斥したことになり、その点については他の証拠によって認定した。そして、他の証拠としては、白木兼輔外3名作成の捜査報告書、信岡徳作成の死体検案書、世良完介作成の鑑定書2通、本件短刀(領第11号)等がある。

また、これらの自白調書は、事件本人が●ア●を殺害した旨告白したことを聞いたという●イ●、●ウ●の各供述調書とそれぞれ信用性を補完し合う関係にある。

(イ) 否認調書(④ないし⑧)の位置づけ

④ないし⑧の各供述調書は、いずれも事件本人が殺人罪については否認した内容となっており、いわゆる否認調書である。したがって、これらの供述調書は殺人罪の罪体を直接証明するものではない。

但し、このうち④⑤の供述調書の中で、事件本人は同人が●ア●を殺害したことを●イ●と●ウ●に話したと供述しており、●イ●と●

ウ●もこれに沿った供述をしている。これらは罪体を直接的に証明するものではないが、間接的に証明する証拠として互いに信用性を補完し合う関係にあると言える。

(ウ) 本件確定判決についてのまとめ

以上のとおり、本件確定判決が採用した事件本人の各供述調書は、証拠評価の上で極めて重要な位置を占めている。

(3) 本件確定判決の問題点

ア 自白供述を全面採用、否認供述を否認部分を除いて採用していること  
上述のとおり、本件確定判決は、事件本人の自白供述を全面採用し、否認供述の否認部分を除いて採用している。

しかし、自白供述については、以下に詳述するとおり、任意性が認められないし、信用性も認められない。本件確定判決は自白の任意性、信用性につき、判断を誤っている。

さらに否認供述についても、「否認部分を除き」採用するというのは不合理である。

イ 自白調書を全面的に採用しながら凶器については、自白と異なる認定をしていること

(イ) 凶器に関する自白の内容

本件確定判決が全面的に採用した司法警察員に対する供述調書(①②③)において事件本人は●ア●を殺害したことは認めているものの、その凶器については草刈鎌(「ガマ」と表現されている)と説明している。

すなわち、①弁解録取書では、「(●ア●を)草切り『ガマ』で突き刺して殺したことは間違いありません」とされ、③では「私は右の腰に縄ひもでさげて居た刈鎌(草切鎌)を取って『ゾウガネ』(鎌と柄の接続した処)の処を右手で握って3尺位前に立っていた●ア●の

胸付近を一生懸命に強く突き刺しました」とされている。なお、②では凶器について直接的な供述はないものの、事件本人が逃走の途中で草刈鎌を盗んで入手し、それ以後所持していたとの供述がある。

(イ) 本件確定判決の内容

これに対し、本件確定判決は、凶器は事件本人の自白調書にあるガマではなく、短刀であると認定している。

(ウ) 自白と本件確定判決の齟齬

したがって、犯行に用いられた凶器は何であったかという極めて重要な論点につき、本件確定判決が罪体認定に採用した事件本人の供述調書と認定事実との間で明らかな齟齬を生じている。本件確定判決が、本件犯行の凶器が鎌ではなく短刀であると判断しているから、前記事件本人の各供述調書（①②③）のうち、凶器に関する部分は採用していないということとなるが、殺害に関して凶器についての部分を信用せず、殺害についての部分のみ信用するということができるのであろうか。事件本人の殺害に関する供述は鎌で突き刺して殺害したとなっており、両者は密接不離の関係にあるのである。したがって、その一方だけを信用し他方を信用しないということとはできないにもかかわらず、本件確定判決はこのことをあまりに看過し、前述のとおり誤った証拠評価を行っている。

(4) 事件本人の自白供述の任意性について

事件本人の自白供述については、以下のとおり、その任意性に疑義を生じさせる複数の事情が存在する。

ア ハンセン病患者に対する偏見という時代背景の存在

第一章「本件事件の特徴と確定判決に至る経緯」でも述べたとおり、1948年11月6日付けで、厚生省予防局長名の「無らい方策実施要綱」という名の各県への通知がなされ、これを受けて1949年6月、

全国療養所長会議は、「第二次無らい県運動」を提起した結果、一斉検診などによる患者の収容徹底が全国的に叫ばれる事態となった。行政の末端まで至る徹底した宣伝や、その結果作り出された地域ぐるみの患者のあぶり出し、隔離推進の強力な運動という異常な事態の中で、ハンセン病患者に対する差別偏見は一層強固なものになっていた。特に田舎では、家族のうちに一人でもハンセン病患者が出れば、その家族は、その集落では生きていくことができなくなるほどの強烈な差別意識が浸透していったのである。

現在でも、被爆者問題や水俣病問題など、種々の差別偏見が問題となる事案は存在するが、しかし、それらの患者らは、少なくとも法的には社会内で生活をする事ができる。これに対し、ハンセン病については、法令によって最も強烈な人権侵害である「隔離」政策が取られ、要するに、「社会の中に存在してはならない者」として完全に社会から排除する方針が国のお墨付きを得て実施されていたのである。

これらの隔離政策が国民に植え付けた差別意識は凄まじく、その影響は今日まで残り続けている。たとえば、平成13（2001）年5月11日の熊本地裁違憲判決が確定した約2年後の平成15（2003）年11月中旬、熊本県阿蘇郡南小国町の黒川温泉にあるホテルが、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園入所者の宿泊を拒否する事件が発生したが、1949年に始まった「第二次無らい県運動」が、我々日本国民に対し、容易に拭い去ることのできない極めて強烈な差別意識を植え付けたことは明らかである。

本件事件は、それから3年後の1952年に起きたものであり、上記のような政策が徐々に威力を発揮し、ハンセン病患者に対する差別が最も強くなっていた時代と言え、当然、捜査官もこのような意識を前提に取調べをしたであろうことは容易に推測できる。

加えて事件本人は、菊池恵楓園に入所する前、自身がハンセン病ではない旨の診断書を複数の病院から取得しており、自らハンセン病ではないことを必死で証明したにもかかわらず、これらの医師作成の診断書ですら全く信用されず、当局の言うとおりに入所させられたという経験もある。また1951年8月1日のダイナマイト事件についても、事件本人は罪を否定していたにもかかわらず犯人とされ、懲役10年の判決を言い渡され、控訴も棄却されたという経緯もあり、事件本人にとっては、ハンセン病との扱いと入所までの経緯及びその後の刑事裁判において、自らの言い分は何一つ聞き入れられないという状況に置かれてきた。

これらの時代背景とハンセン病患者を取り巻く強烈な社会的偏見及び事件本人の経験から、事件本人の取調べ時の心理状況は、「自分が何を言っても信じてもらえない」という状態になっていた。つまり、虚偽の供述がなされる可能性が潜在的に高かったと言える。

以上からして、事件本人の供述の任意性には、疑義を差し挟む事情がそろっていたものと言え、これを払拭する事情は他にはない。本件確定判決は、その点を全く看過している。

#### イ ●イ●及び●ウ●の証言の影響

事件本人の伯父である●イ●は、本件事件発生直後の昭和27年7月8日、銃砲刀剣類所持等取締法違反の被疑事実で逮捕された後、事件本人が逮捕される前日の7月11日に刑事訴訟法第227条（証拠保全）に基づく証人尋問を受け、同人は、「事件本人が、7月6日午後10時ごろ、●ア●を殺してきたと述べていた」旨証言した。また、事件本人の大伯母にあたる●ウ●も同様の証言を行った。

これらの証言は、事件本人が犯人であることの証拠として用いることを唯一の目的として検察官が取調べ請求をしたものであるから、捜査官側は、当然、事件本人の逮捕前にこのような証言がなされていたことを

熟知しており、したがって、●イ●、●ウ●らがその後に証言を覆せば偽証罪に問われる可能性を事件本人に教示し、そのようなことにならないように示唆しながら取調べが実施されたであろうことは容易に推測される場所である。

確かに、この点を示す明確な客観的資料は残されていない。しかし、少なくとも、事件本人が逮捕される4日前に事件本人の伯父である●イ●●が逮捕されたこと、その●イ●●が逮捕後3日目で「事件本人が自ら犯人であることを自認した」ことを認める旨の証言をしたこと、さらには、大伯母である●ウ●も同様の証言をしたことからすれば、捜査官側が、上記のように●イ●●や●ウ●●に偽証罪が成立する可能性を示唆し、伯父と大伯母が偽証罪にならないような供述を持ちかけ、それにしたがって事件本人は●イ●●や●ウ●●の証言に沿った供述をするという意味において、本件では事件本人の供述に、任意性に重大な疑義を生じさせる類型的な危険性が存在した。

本件確定判決は、これらの事情を看過し、事件本人の供述についてあまりに安易に任意性を認めており、事件本人の供述の証拠能力について十分に審理しているとは言えず、誤った判断を行ったことは明らかである。

#### ウ 銃創による正常な自由意思の欠如

さらに、事件本人の自白調書はいずれも、事件本人が逮捕される際に銃創を負った当日及びその翌日に作成されたものとなっている。すなわち、本件の自白調書はいずれも、銃創による事件本人の肉体的・精神的苦痛が甚大な状況の中で作成されたものとなるが、銃創による甚大な肉体的・精神的苦痛がある中で捜査機関に供述を求められたとしても、正常な自由意思に基づいて供述を行うことなどほぼ不可能なことは言を待たないと言うべきであり、そのような状況の中で作成された本件の自

白調書の任意性には、重大な疑義があるものと言わざるを得ない。

エ まとめ

本件確定判決は以上のような本件事件における特殊な事情を看過し、当然に事件本人の供述の任意性を認めており、その点に誤りがあると言える。

(5) 事件本人の自白の信用性について

事件本人の自白供述は、以下のとおりその内容が不自然・不合理であり、かつ迫真性もない。さらに供述自体、合理的理由なく変遷している。

ア 自白の犯行態様は極めて不自然であり客観的合理性に欠けること

事件本人の自白調書の中で、殺害行為につき具体的に供述しているのは、前記3通の供述調書(①②③)のうち③である。もっとも、それは他の自白調書2通(①②)の内容が極めて簡略であることから、それとの比較において僅かに具体的というにすぎず、③においても殺害行為の態様は、決して詳細なものとは言えない。

すなわち、同調書で事件本人の具体的殺害行為の態様が記載されているのは、次の部分である。

「そして私は右の奥にさげて居た刈鎌(草刈鎌)を取って「ゾウガネ」(鎌と柄の接続した処)の処を右手で握って3尺位前に立っていた●ア●の胸付近を一生懸命に強く突き刺しました。

そして次ぎ次ぎに私は●ア●を突き刺しましたが●ア●はひとときは倒れませんでした。すると間もなく●ア●は地面に倒れましたが倒れてから私は●ア●を刺したかどうか良く判りません。夢中に為って突き刺したので私は何回刺したか覚へません。」(同調書第5項)

以上のとおり、殺人の実行行為に関する供述は極めて簡単な内容となっている。

しかも、注目しなければならないのは、凶器の使用方法である。鎌を

用いて殺傷行為に及ぶ場合、鎌の柄の部分を手で持って攻撃するのが通常であり、「ゾウガネ」の部分を持って攻撃することは考えにくい。なぜなら、鎌の扱いに慣れた者にとって、上記の持ち方が使い慣れた持ち方である上に、柄を持って攻撃した方が、腕の力が刃の部分に伝わりやすく殺傷力が強いからである。したがって、柄の部分ではなくあえて「ゾウガネ」の部分を持って攻撃したとの供述は、不自然であり客観的合理性に欠ける。

したがって、この点において③の供述調書には殺害の実行行為自体に重大な疑問があると言うべきであり、③は証拠として採用されるべきではなかった。

イ ●イ●・●ウ●に対する犯行告白について不自然・不合理であること  
本件確定判決は、供述調書①②③以外の供述調書については、殺人を否認する部分を除いて、事件本人が犯人であることの証拠として採用した。これらの調書では、殺人の否認に関する部分を除けば、事件本人が●ア●を殺害したことを直接的に認定し得る部分は存在しない。

ただ、④⑤の中で事件本人は、●ウ●と●イ●に●ア●を殺した旨話したことを認めている。事件本人は、それに続いて、実際には殺しておらず嘘をついたのだと供述しているが、本件確定判決はこの部分を信用せず、殺害したと話した部分についてのみ信用性があるとして採用している。

しかしながら、この殺害告白については、信用することができない。

なぜなら、通常人がある人物を殺害したなどという事実を暴露したのであれば、聞かされた者は、いつ、どこで、どのように殺害したか、あるいはその事実が発覚したかなどについて話が及ぶのが通常である。しかるに、事件本人はそのことについて全く話していないと言い、それは、●ウ●や●イ●からも、それらについての質問が何もなかったというこ

とを示している。しかしながら、殺人という極めて特異かつ重大な事実の告白であることを考えると、事件本人がぶっきらぼうに殺害したことのみを告げ、●ウ●と●イ●からはその真偽を質すための質問が全く出ていないというのは極めて不自然・不合理というほかなく、事件本人が告白したという供述自体に疑問を抱かざるを得ない。

#### ウ 供述が変遷していること

##### (ア) 最も重要な部分（殺人行為の有無）についての変遷

供述調書上、事件本人の供述は、殺人という最も重要な点において供述が変遷している。その変遷は、殺害を認める供述からそれを否認する供述へと変わっており、殺人罪成否の根幹部分において変遷している。したがって、真実はいずれか一方だけということになるが、その真偽を判断するためには、「なぜ供述が変遷したか」について事件本人の具体的な説明、理由を確認し、合理的な理由があると言えるか吟味することが不可欠である。ところが、捜査段階において、そのような説明がなされた供述調書は見当たらず、少なくとも証拠として提出された供述調書中には、そのような供述部分は存しない。また、公判廷において裁判所がその説明を求めることを意図して、供述調書の内容を事件本人に理解させて冷静に説明させようとする丁寧な質問もなされていない。

そうしてみると、結局、本件確定判決は、自白から否認に転じた理由について究明することなく自白に信用性を認めて採用しており、あまりに杜撰というほかない。

##### (イ) ●イ●・●ウ●に対する殺害告白についての変遷

さらに、事件本人が●イ●と●ウ●に対して●ア●を殺害した旨発言したのか、その理由は何だったのかという点においても変遷がみられる。

a 告白自体についての変遷

すなわち、前記③④⑤において、事件本人は●イ●と●ウ●に対して●ア●を殺害した旨告げたと記載されている。ところが、否認調書である④⑤の調書では、その発言は「嘘を言った」とされており、さらには、⑦の調書では●イ●と●ウ●に会ったとの記載はあるものの、両名に対して殺害を告げたとの記載はない。そして、第一審の第5回公判に至っては、事件本人は●イ●と●ウ●に殺害を告げたことはなく、捜査段階においてもそのような供述はしていないと供述している。

b 告白の理由についての変遷

次に、殺害告白の理由について、④では「さう云ってめしを食わせて貰ふと思った」とされ、⑤では「何故私が、●イ●にこのような嘘を云ったのかそれはよく分かりません」となっている。

そもそも、④のいうように、殺害の告白をすれば飯が食えるという論理自体が不自然であることは言うまでもないが、さらに、事件本人が●イ●や●ウ●に対して●ア●を殺害したことを告げたのか否かについて供述が変遷しており、告げたことを認めながらもそれが嘘だったという供述の中でも、嘘を告げた理由について供述が変遷している。したがって、ここでもいずれの供述に信用性があるかを判断しようとするれば、なぜ供述が変わったのか、その理由について不自然性や不合理性がないかを検討すべきことになるが、証拠上これらの検討をするための証拠は見当たらない。したがって、上記観点からの検討がなされないまま、本件確定判決は証拠の採否を判断したことになる。

事件本人の供述が変遷した理由として、唯一考えられるのは、事件本人が●イ●及び●ウ●が偽証罪に問われることを避けようと

して、いったんは同人らの供述に沿った供述をしたが、その後次第に真実を述べるに至ったということである。前項で●イ●と●ウ●の証言及び供述の問題点を指摘したとおり、両名は宣誓した上で証言した以上、その証言が虚偽であったということになると、偽証罪の刑事責任を問われる立場にあった。捜査官側は、両名が置かれたこのような立場を利用して、事件本人に両名の証言に合わせる供述を迫ったものと考えられる。事件本人も、両名が偽証罪に問われることは避けたいと考え、両名の証言に沿う供述をしたものと考えられる。しかし、捜査が警察から検察にうつり、事件本人が殺人行為を行っていないという真実を訴えるようになり、●イ●と●ウ●の件についても、両名に被害が及ばないように配慮しながら、真実に向けて供述を変遷させていったものとする。これ以外に事件本人が供述を変遷させていった合理的な理由は存しない。しかるに、本件確定判決はこの点を全く看過してしまっている。

#### エ 秘密の暴露がなく、迫真性に欠けること

自白調書と否認調書とが存する場合、自白調書に信憑性を認めることができるか否かを検討するに際し、その判断基準となるのが「秘密の暴露」と「迫真性」である。ところが、本件確定判決が採用した自白調書には、これらがいずれも欠けている。

まず「秘密の暴露」については、自白調書の中には捜査官側が知らず真犯人だけが知っている事実についての供述は全くない。前述のとおり自白調書において事件本人は凶器を鎌と供述したが、これに対して本件確定判決は凶器を本件短刀と認定した。したがって、仮に、本件確定判決が認定するとおり凶器が本件短刀であって、その短刀を用いて殺害した犯人が事件本人であるというのであれば、事件本人は、いつ、どこで、どのようにして、その短刀を入手したかについて、供述できるはずであ

るが、そのような点に関する供述は全く見当たらない。また、本件短刀が事件本人が潜んでいた小屋から発見され、その発見前に事件本人が●ウ●に対して、弟に取りに行かせるよう話したということになっているが、事件本人の自白調書にはそのことさえ一切記載されていないのである。

凶器に関する事柄は、真犯人であればまず供述することになる事柄であることから指摘するものであるが、この凶器に関する事柄を除いても、秘密の暴露に該当すると思われる供述は全くない。それどころか、本件確定判決では凶器が本件短刀となっているのであるから、事件本人が真実犯人であれば、同人が本件短刀で●ア●を殺害したということであり、事件本人が自己の犯行を告白するとき、凶器については短刀であることを話すことができたことになる。ところが、自白調書には短刀については一切触れられていない。

そうしてみると、事件本人の自白調書は、秘密の暴露どころか、本件確定判決で凶器であると認定された短刀について、事件本人は語るができなかったということになり、ここにも自白調書の不合理性が露呈されている。

次に、迫真性について言えば、殺人についての自白として、前記①の供述調書では「●ア●五十歳位を草切り『ガマ』で突き刺して殺したことは間違いありません」と記載されているだけである。百歩譲って、同調書が弁解録取書であることから上記のような極めて簡単な供述調書となったとしても、それでは上記調書と同日付けで作成された前記②の調書では、より具体的に記載されているかということ、そこでは「●ア●ば殺した事は先程弁解録取書に申上げた通りであります」との1行で終わっているのである。それでは、最後の自白調書である前記③の調書ではどうか。既に指摘したとおり、同調書では、「私は右の腰に縄ひもで

さげて居た刈鎌（草切鎌）を取って『ゾウガネ』（鎌と柄の接続した処）の処を右手で握って3尺位前に立って居た●ア●の胸付近を一生懸命に強く突き刺しました。そして次ぎ次ぎに私は●ア●を突き刺しました。●ア●はひとときは倒れませんでした。すると間もなく●ア●は地面に倒れましたが、倒れてからは私は●ア●を刺したかどうか良く分かりません。夢中になって刺したので私は何回刺したか覚へません。」となっており、これまた殺害行為という核心部分に関する供述としては極めて簡単である上に、非常に淡々としたものである。殺意をもって鎌で胸付近を突き刺したということになれば、最初の一突きによって●ア●が叫んだり抵抗するであろうし、事件本人も返り血を浴びたり反撃を受けることが想定される。したがって、事件本人が真犯人であるとすれば、そういった●ア●の言動やこれに対する事件本人の対応とが、もっと生々しく語られることになる。しかるに、このような生々しさはなく、殺人という極めて特異な体験をした者の供述としてはあまりにも淡々としており、迫真性が全く感じられない。

以上のとおり、自白調書には、「秘密の暴露」は全く存在せず、また、供述の「迫真性」も認められない。

#### オ 本人の自白供述についてのまとめ

以上からして、本件確定判決は事件本人の自白供述について、その信用性判断について十分検討せず、信用性の判断を全く誤ってしまっている。事件本人の自白には信用性がなく、これを有罪認定の証拠として採用した本件確定判決には誤りがある。

#### (6) 事件本人の否認供述の信用性について

事件本人の否認供述については、以下のとおり、信用性が認められる。

ア 「殺したことはないが、死刑にしてください」と述べている点について

⑤の供述調書の末尾には、次のように記載されている。

「私は●ア●を殺したことはありませんが生きていても甲斐がありませんから一日も早く死刑になるようにして下さい」。

この記載からすると、事件本人は前途に悲観し一日も早く死刑に処せられることを望んでいることが理解できる。

しかし、一日も早く死刑に処せられることを望んでいる者が、真実殺人犯であったのであれば、前にした自白を翻し、そのうえ否認を貫き通すというのは考えにくいことは明らかである。なぜなら、一日も早く死刑になることを望んでいる者にとって、殺人事件の真犯人であればそのことを認めて死刑に処せられることに近づくのであり、逆に、真犯人でありながら事実と反した上で否認して死刑に処せられることを求めるというのでは、望んでいる死刑から遠ざかることになるのは自明だからである。

#### イ 殺害告白について

事件本人は、④⑤の調書において殺害行為を否認しながらも、●ウ●と●イ●に対しては「●ア●を殺したと言った」と供述しており、●ウ●と●イ●に対して真実とは異なる言動をしたと供述していることになる。また、その理由についても、「飯を食わせて貰うため」、あるいは、「何故そのような嘘を二人に対して言ったかについてはわからない」などと曖昧なことを述べており、このような否認供述の内容は一見して不合理なように思える。

しかしながら、昭和27年7月11日という事件本人の逮捕前に●ウ●と●イ●が宣誓をした上で証言していたことから、事件本人が両名と異なる供述をすれば、両名が偽証罪に問われる可能性があった。当然、捜査官側はこのような証言があることをもとに事件本人を追及していたのであろうから、事件本人は両名の証言の内容を知っていたはずであ

る。事件本人は、両名が偽証罪に問われることは避けたいと考え、両名の証言にあうように供述したと考えることには十分な合理性がある。そして、両名の証言に無理に合わせようとしたために不自然な内容の供述とならざるを得なかった。

身内である証言者2名に不利益が及ぶことがないようにという心理が働くことは当然あり得ることであり、この供述をもって否認供述の信用性を否定することはできない。

#### ウ 自白供述から否認供述への変遷について

##### (ア) 変遷の時期・経過

事件本人は、逮捕当日である昭和27年7月12日及びその翌日である同月13日付けの員面調書(①②③)では自白しており、それから3日後の検面調書(④以降)では殺人について否認している。そして、その後は公判に至るまでの捜査過程及び公判廷においても一貫して否認している(調書上は、殺人事件についての供述がないものもあるが、少なくとも自白はしていない。)

自白から否認に変遷するまでは、3日間の空白があり(取調べがなされていた可能性もあるが、調書自体は存在しない。)、かつ、警察官による取調べから検察官による取調べになった後に否認していることがわかる。

##### (イ) 変遷の合理的な理由

なぜ、自白から否認に変遷したかについては、事件本人が明確に述べる部分はない。

しかしながら、上記のように、自白調書がとられてから3日経った後の否認供述であること、また捜査官が警察官から検察官に変わった後の変遷であることを考えると、自白をした際の取調べ状況と否認をした際の取調べ状況は異なっていたと考えられる。

すなわち、逮捕直後は捜査官の取調べが厳しかったものと推測され、また、事件本人の状況としても、逮捕直後は逮捕時に負った銃創のために肉体的にも精神的にも追い込まれており、冷静な思考ができなかったものと言える。

そうすると、逮捕から数日経過した後で事件本人としても冷静になり、また取調べの主体が警察官から検察官に変わり取調べの方法も変化したことで、事件本人が真実を語るができるようになったのは自然な経過と言える。取調べ状況の変化、特に取調べ主体の変更は被疑者にとって、心理的に大きな影響を与えるものである。

以上のことからして、供述の変遷の前後では取調べ状況の変化があり、事件本人の供述の変遷したことには合理的な理由があると言える。

#### (ウ) 変遷後は否認を貫いていること

事件本人が、逮捕から3日後に否認に転じたあとは、公判供述に至るまで、また公判廷においても、一貫して否認を貫いている。

殺人事件という重大な事件であるから、当然、取調べは厳しいものであったと考えられ、さらに、公判廷では事件本人の代弁者でなければならぬはずの弁護士まで十分な弁護を放棄していたような状況で否認を続けたのである。

このような事件本人の態度からしても、「殺害行為はしていない」という供述は真実であると考えられる土壌が十分にある。

#### エ 否認供述についてのまとめ

以上からして、事件本人の否認供述には信用性があると言えることから、本件確定判決は否認供述を全面的に採用すべきであった。

#### (7) 結び

以上のとおり、本件事件当時の事件本人を取り巻く圧倒的な社会的差別の状況及び事件本人の伯父、大伯母が偽証罪とされる危険性から、任意性

なき自白をさせられる危険性があったことを全く看過した本件確定判決には、任意性なき自白調書を証拠採用した不合理があり、また、凶器に関する秘密の暴露が全く存在しないことに代表されるように、事件本人の自白調書には全く信用性がないにもかかわらず、これを採用した点もまた看過できない。一方で、事件本人の否認調書及び公判供述には十分な信用性が認められるのである。

## 6 まとめ

以上、本件短刀や事件本人の着衣及びタオル、●イ●及び●ウ●の供述・証言、事件本人の自白供述には、そのいずれにも、看過しがたい重大な問題点が存している。このことからすれば、本件確定判決が極めて脆弱であることは明白と言えるのである。

## 第3 再審請求の必要性

### 1 検察官の責務

本趣意書は、既に述べた憲法違反が存するとともに、本件確定判決が極めて脆弱であり、実質的再審事由も認められることから、本件についての再審請求を検察官が行うよう、要請するものである。

検察官は、刑事について、裁判所に法の正当な適用を要請し、また、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行うものとされている（検察庁法第4条）。

したがって、本件のように、確定判決に至る手続に憲法違反があり、かつ、確定判決が極めて脆弱で実質的再審事由も認められるような事案においては、裁判所に法の正当な適用を要請すべく、確定判決及び証拠に対する再検証や事実関係に関する鑑定・調査等による事案解明を自ら行った上で、公益の代表者として、裁判所に対する再審請求を行う義務を、刑事訴訟法第439条第1項第1号によって再審請求権限を付与された検察官は負っていると言うほかはない。

## 2 検察官の具体的再審請求義務

確定判決が極めて脆弱であり、これまでに論じた多くの問題点が存している本件では、検察官は、公益の代表者として、最低限、以下の検証や検討、鑑定を実施し、証拠収集を行うべき具体的責務を負っている。

### ① 被害者の遺体に残された創傷からの犯行態様の再検証

被害者の遺体に極めて多数の創傷が残されており、多量の出血も認められている本件では、犯行が単独犯によるものか複数犯によるものかも含め、犯人による被害者への具体的な攻撃方法がどのようなものであったのかについて、証拠に基づく再検証を行うことが必須である。

### ② 本件短刀による被害者への創傷形成可能性に関する鑑定

本件では、被害者の遺体に極めて多数かつ複雑な創傷が残されている一方で、本件確定判決では、凶器は本件短刀のみとされている。

そこで、被害者の遺体に残された創傷すべてに関して、これが本件短刀で形成可能と認められるか否かを、詳細な鑑定によって確認することも必須である。

### ③ 本件短刀の証拠能力の有無についての再検証

本件短刀の発見・押収の経過には、証拠上、適正な手続が経られていなかった疑いが認められる以上、その証拠能力の有無を再度詳細に検証することも、必須である。

### ④ 事件本人の衣服等への血痕付着状況と犯行態様・被害者の出血状況との間の合理性の有無に関する再検討

被害者は多量の出血を伴っていたと認められる上、防御行動も取っていたと思われるにもかかわらず、犯人とされた事件本人の着衣には、被害者の血痕付着は認められていない。これは明らかな不合理と言うほかなく、事案解明のためには、この点についての検討も必要不可欠である。

### ⑤ ●ウ●及び●イ●供述の信用性の有無に関する再検討並びに事件本人の

### 自白の任意性及び信用性に関する再検討

既述のとおり、確定判決を支える証拠となった●ウ●や●イ●の供述の内容に信用性が認められないとの疑いが強く存する以上、この点についての検察官による再検討も必要不可欠である。

また、同様に確定判決を支える証拠となっている事件本人の自白の任意性・信用性にも多くの問題点が認められるのであり、この点についての再検討もまた、必要不可欠であろう。

これらを速やかに行い、必要かつ相当な証拠収集を行った上で、検察官は、裁判所に対して、再審請求を行い、法の正当な適用を求める強い具体的義務を負っている。

### 3 結論

本件では、実質的再審事由も極めて重大であり、刑事訴訟法第435条第6号による確定判決の是正は国民的責務とも言うべきものであるにもかかわらず、本件確定判決は、長年にわたり是正されないまま、今日に至っている。

かかる事態は、一刻も早く改善されるべきとするのが、全国民的な要請とすべきであろう。

請求人らは、検察官に対して、本件に関する再審請求を可能な限り速やかに行うことを、強く要請する。

以上